

合併・政令市の検証

～12市町村合併と政令指定都市移行を経た浜松市の行財政と市民サービスの変化～

浜松市

はじめに

平成17年7月の12市町村の大合併は、関係市町村の行財政上の課題を解決する最大の行財政改革であるとともに、県並みの権限を有する政令指定都市となることで本市の自治力と自立性の向上を図ることまでを目指したものでした。

この資料は、この大合併と平成19年の政令指定都市移行を経て現在に至るまでの本市における行財政等の経営状況の推移と市民生活の変化を振り返ることで、本市の今後の行政サービス体制を考えるための素材とするものです。

目 次

1 浜松市の沿革について

- (1) 合併から政令指定都市移行の経緯
- (2) 合併の概要
- (3) 区割りの概要
- (4) 人口推移

2 浜松市の経営状況について

- (1) 歳入・歳出の推移
- (2) 財政力指数の推移
- (3) 経常収支比率の推移
- (4) 市民一人当たりの負債
- (5) 合併特例債
- (6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲
- (7) 市議会議員定数の推移
- (8) 常勤特別職の職員数の推移
- (9) 一般職員数の推移
- (10) 施設数の推移
- (11) 都市内分権
- (12) 住民自治の仕組み
- (13) 組織内分権
- (14) 行政組織の変遷
- (15) 新市建設計画

3 市民生活の変化について

- (1) 合併により全市的に普及したサービス
- (2) 合併時の調整により変化したサービス
- (3) 地域固有事務（一市多制度）
- (4) 政令指定都市移行に伴い変化したサービス
- (5) 区をまたぐ学区
- (6) 主な税、使用料・手数料の変化

4 総括

1 浜松市の沿革について

(1) 合併から政令指定都市移行の経緯

年月日	内容	備考
平成14年7月17日	「環浜名湖政令指定都市構想」発表	浜松市が発表
平成14年10月7日	環浜名湖政令指定都市構想研究会発足	政令指定都市構想の実現に向け、調査・研究を目的として、構成市町村の助役による研究会を発足 <ul style="list-style-type: none"> ●メンバー：12市町村及び湖西市、新居町、オブザーバー(磐南5市町村を代表して)磐田市、竜洋町 ●平成15年3月11日まで、計6回開催 ●都市ビジョン⇒『環境と共生するクラスター型政令指定都市』
平成15年6月10日	合併協議会設置準備会設置	研究会に参加した14市町村のうち、湖西市を除く13市町村で、合併協議会設置準備会を設置。以後、9月29日まで計4回開催
平成15年9月29日	天竜川・浜名湖地域合併協議会設置	<ul style="list-style-type: none"> ●12市町村で、法定合併協議会を設置 ●10月6日の第1回合併協議会から平成17年6月21日まで、計19回開催 ●すり合わせ事務事業数 3,275件 ●政令指定都市移行に関する基本的な事項についても合わせて協議
平成16年12月10日	合併協定書調印式	<ul style="list-style-type: none"> ●12市町村長が、協定書に調印 ●12月13日～22日にかけて、12市町村議会で廃置分合関係議案を可決 ●平成17年1月7日に県知事に対し、廃置分合申請書を提出
平成17年7月1日	新「浜松市」誕生	
平成19年4月1日	政令指定都市移行	

(2) 合併の概要

① 12市町村合併

平成17年7月1日 | 12市町村による合併

浜松市・浜北市・天竜市・
舞阪町・雄踏町・細江町・
引佐町・三ヶ日町・春野町・
佐久間町・水窪町・龍山村

天竜川や浜名湖、遠州灘、
北遠の山々など、豊かで美しい
自然環境と都市部が共存する
80万人都市



(2) 合併の概要

②旧12市町村の状況



旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	職員数(人)	議員定数(人)	H16決算額(千円)
浜松市	608,341	256.88	4,208	46	172,166,494
浜北市	87,919	66.64	675	24	23,500,750
天竜市	22,601	181.65	284	18	9,763,803
舞阪町	12,077	4.63	122	16	4,719,847
雄踏町	14,221	8.15	133	16	5,800,022
細江町	22,296	34.18	151	16	7,534,472
引佐町	14,810	121.18	162	16	7,482,396
三ヶ日町	16,147	75.65	143	16	5,428,001
春野町	6,248	252.17	130	14	4,532,640
佐久間町	5,587	168.53	202	13	4,493,910
水窪町	3,386	271.28	90	12	3,286,652
龍山村	1,182	70.23	42	9	2,040,992
一部事務組合	-	-	157	-	-
合計	814,815	1,511.17	6,499	216	250,749,979

※人口:住民基本台帳登録人数と外国人登録者数の計(平成17年6月30日現在)

※面積:平成15年「全国都道府県市町村別面積調」(国土地理院)

※H16決算額は普通会計

※職員数:一般職員の実数(平成16年4月1日現在)

※議員定数:平成16年6月1日現在

(2) 合併の概要

③旧12市町村の経営状況

※総務省地方財政状況調査(H16決算カード)より抜粋



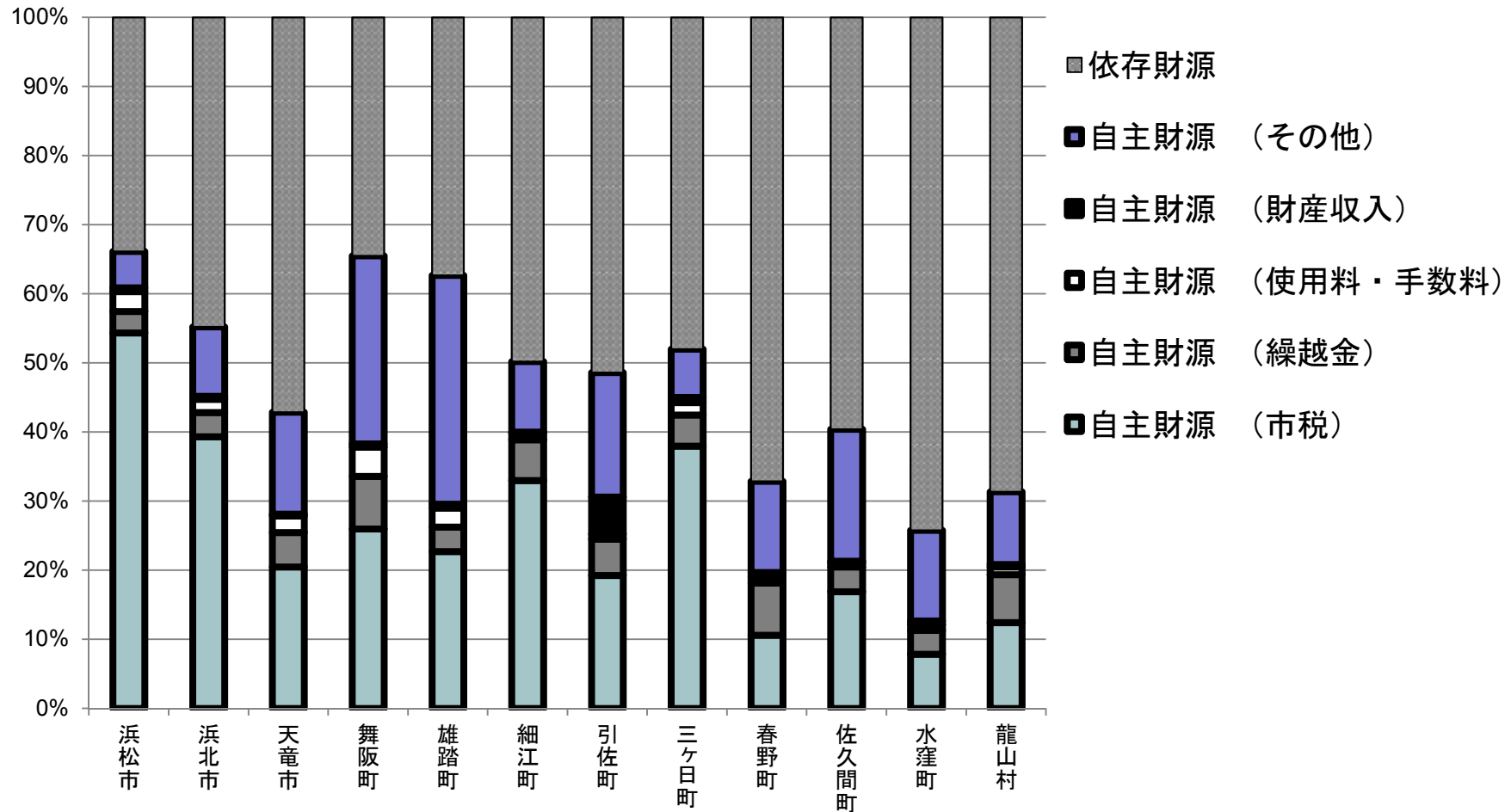
浜松市

旧市町村名	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)	経常一般財源比率(%)	公債費比率(%)	公債費負担比率(%)	起債制限比率(%)
浜松市	0.92	81.0	5.2	100.0	15.5	16.8	11.0
浜北市	0.77	82.3	5.5	98.5	17.4	17.0	10.1
天竜市	0.42	88.8	7.6	99.2	20.6	17.5	12.2
舞阪町	0.60	88.3	6.5	100.2	9.8	8.0	5.5
雄踏町	0.57	87.7	7.7	96.5	9.8	8.6	4.7
細江町	0.70	87.6	7.9	93.9	8.0	8.3	4.9
引佐町	0.46	84.8	9.4	98.6	10.4	10.8	4.3
三ヶ日町	0.63	80.8	12.1	102.8	14.5	13.8	10.0
春野町	0.24	82.1	12.6	102.4	14.8	17.0	8.1
佐久間町	0.32	87.7	6.7	104.3	12.5	15.2	7.0
水窪町	0.19	91.1	12.3	101.1	16.8	19.1	10.1
龍山村	0.30	97.4	16.9	105.3	15.6	18.5	11.4

- ・財政力指数:財源の豊かさの目安となる指数で、収入と支出を国の基準に基づいて計算したもの。この指数が1に近い(あるいは1を超える)ほど財政に余裕があるとされている。
- ・経常収支比率:分子を人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に充当した一般財源、分母を地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする一般財源総額とする指標。財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられ、比率が低いほど、弾力性があるといえる。
- ・実質収支比率:標準財政規模(一般財源の標準規模)に対する実質収支額(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額)の割合
- ・経常一般財源比率:標準財政規模に対する経常一般財源(毎年収入される財源のうち用途が特定されていないもの)の割合
- ・公債費比率:市税などの毎年決まって収入することが見込まれる経費に対するその年度の公債費(借金返済の経費)の割合。低いほど財政構造が弾力的であるといえる。
- ・公債費負担比率:公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
- ・起債制限比率:公債費(交付税措置のないもの)の標準的な一般財源などに占める割合

(2) 合併の概要

④旧12市町村における歳入決算額の構成比(H16)

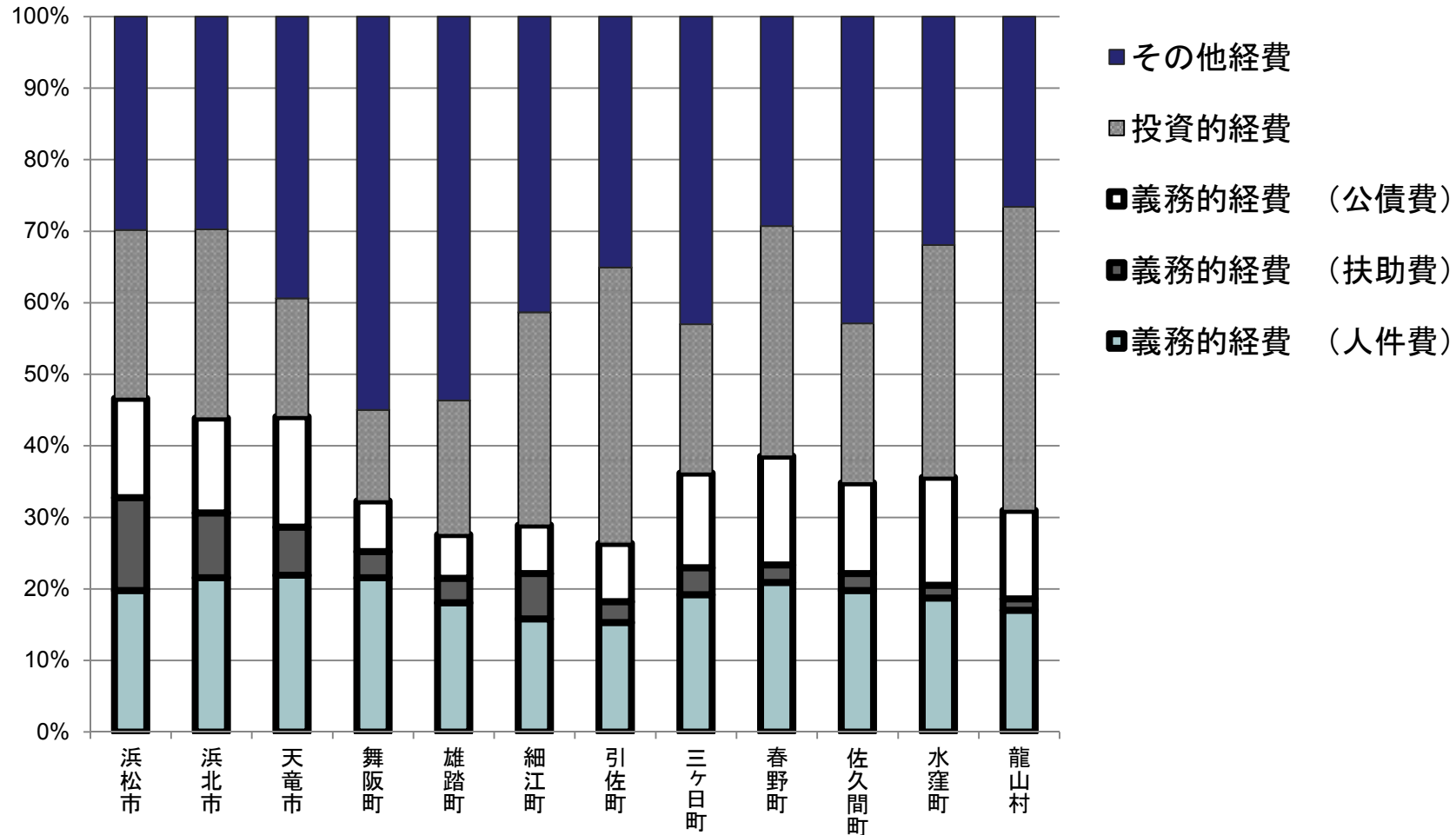


※自主財源: 地方公共団体の財源のうち、国や県に依存しないで独自に調達できるもの

※依存財源: 地方公共団体の財源のうち、国や県に依存するかたちで調達する財源
地方交付税、国庫支出金、県支出金など。

(2) 合併の概要

⑤旧12市町村における歳出決算額の構成比(H16)



※義務的経費: 支出することが制度的に義務づけられている経費

職員の給料や生活保護費、国からの借金の返済金などを指す。

※投資的経費: 道路や施設など、目に見えて残る社会資本を整備するための経費

※その他経費: 物件費(消耗品費等)や補助費(各種団体への助成金等)など

(3) 区割りの概要

平成19年4月1日 政令指定都市移行 7行政区施行

区割りについては、合併協議会で議論され、内定した。

<行政区を編成する上での留意点>

- ①人口規模(1行政区当たり10万人程度など)
- ②地形・地物(河川、道路、鉄道、主要道路など)
- ③地域コミュニティ(町字、自治会など)
- ④歴史的沿革(旧町村など)
- ⑤現市町村境
- ⑥郡・市町村同士のつながり
- ⑦通学区域
- ⑧交通体系
- ⑨社会的・経済的一体性(市街地、工業地域、商業地域、農村地域など)
- ⑩選挙区(国・県)
- ⑪面積規模
- ⑫国・県等の公共機関の管轄区域

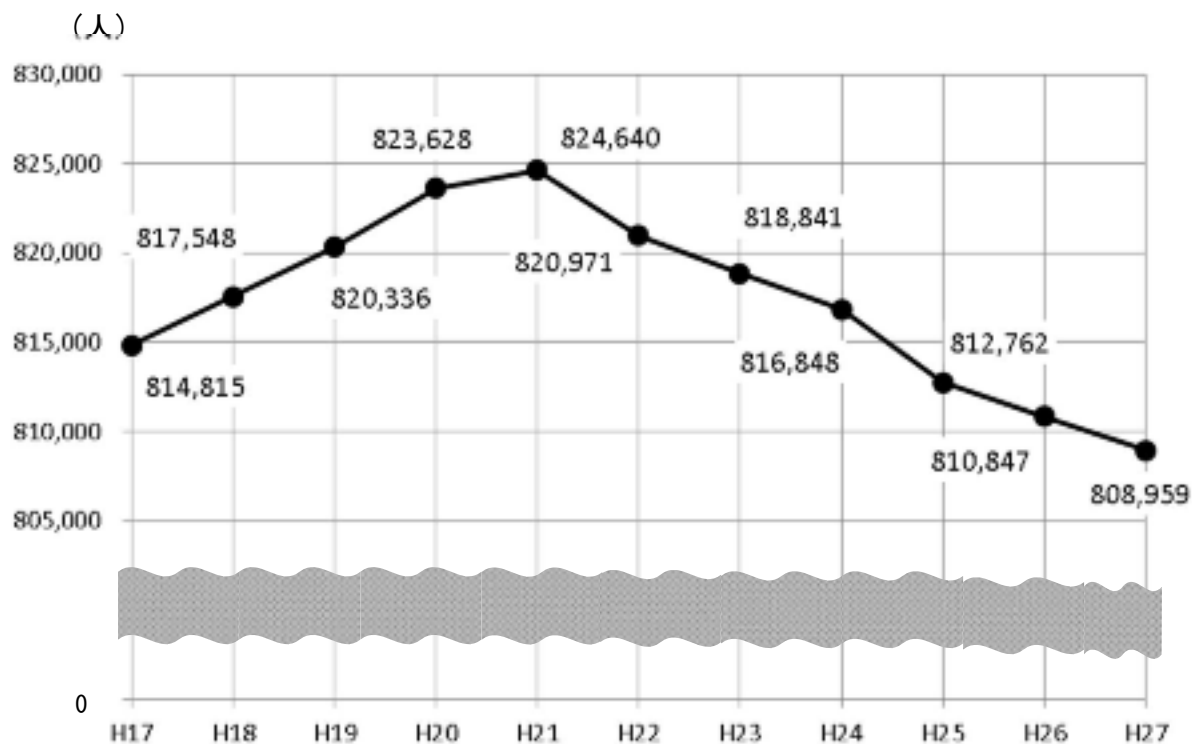
<区割りの内定に当たっての考え方>

- ①北遠(5市町村)は分断しない。
- ②浜松市以外の市町村の区域は、分断しない。
- ③郡は分断しない。
- ④浜松市内は、36地区自治会連合会を単位とする。



(4) 人口推移

① 浜松市の人口推移



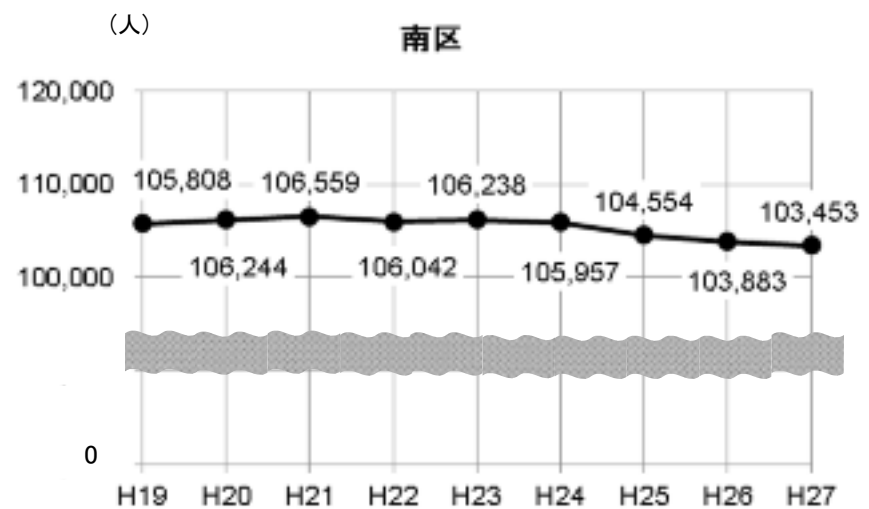
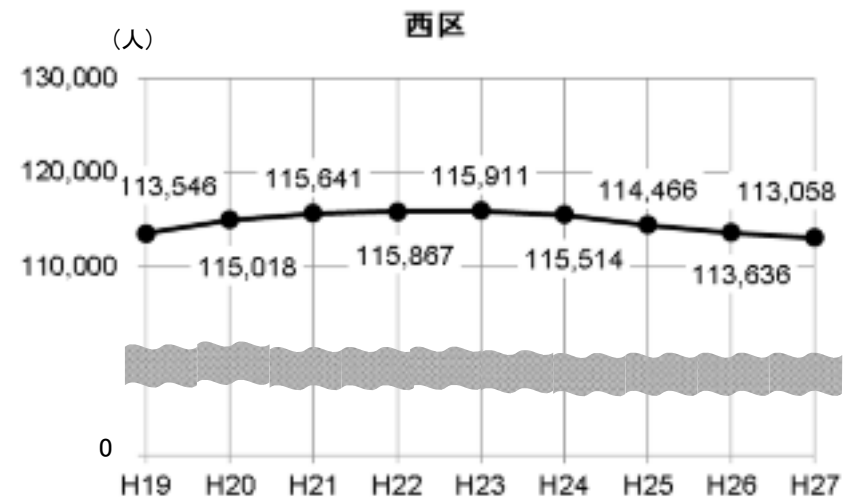
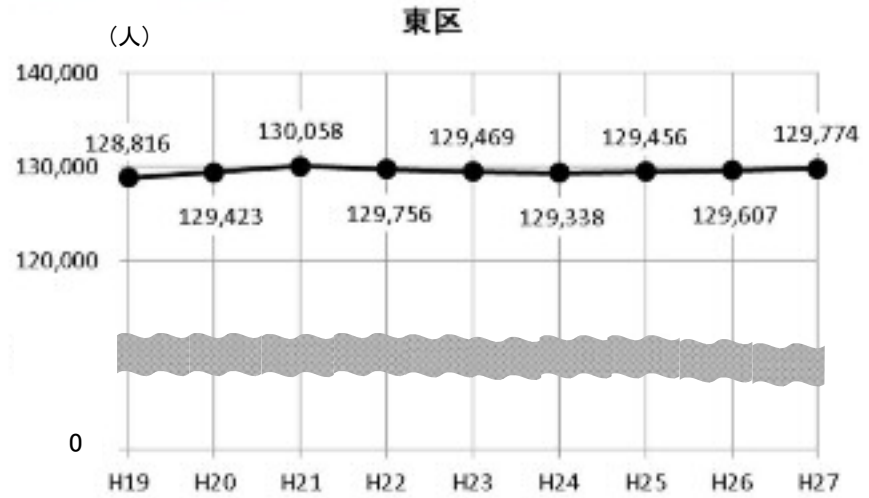
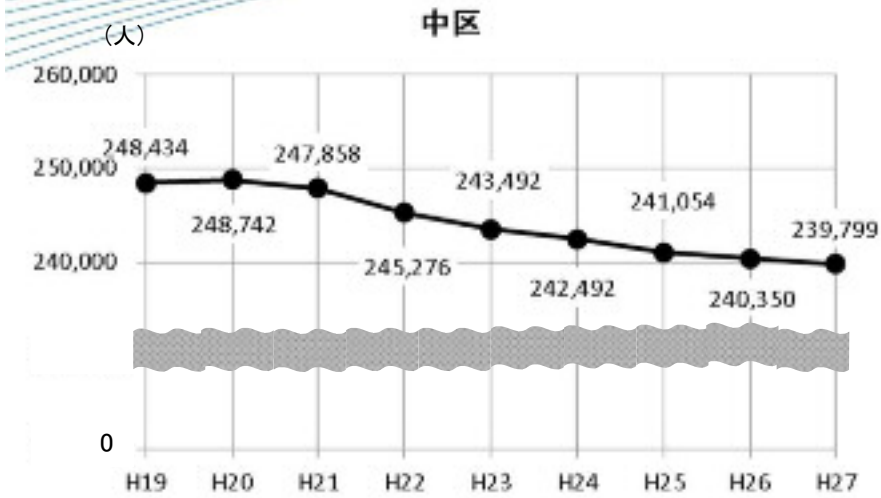
<H17.6.30時点の旧市町村の状況>

市町村名	H17.6.30(人)
1 浜松市	608,341
2 浜北市	87,919
3 天竜市	22,601
4 舞阪町	12,077
5 雄踏町	14,221
6 細江町	22,296
7 引佐町	14,810
8 三ヶ日町	16,147
9 春野町	6,248
10 佐久間町	5,587
11 水窪町	3,386
12 龍山村	1,182
計	814,815

※人口:住民基本台帳登録人数(外国人を含む)
 ※各年4月1日現在(ただし、H17は、H17.6.30現在)

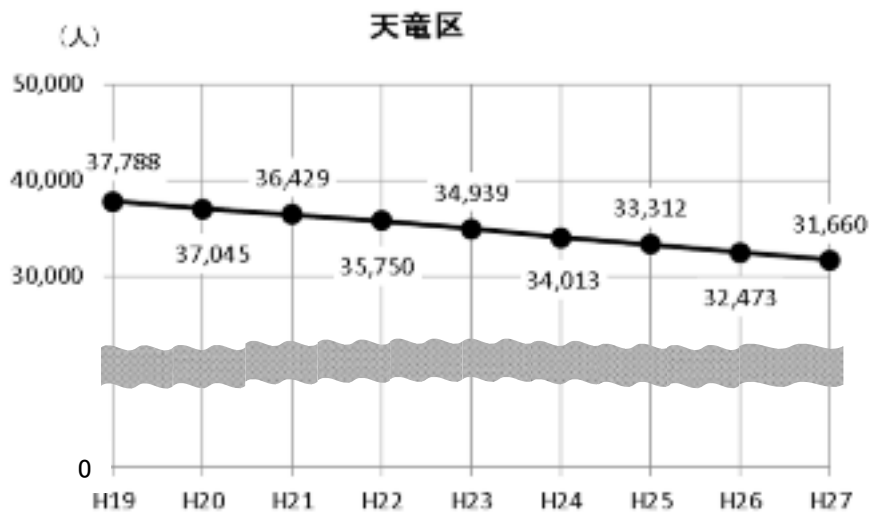
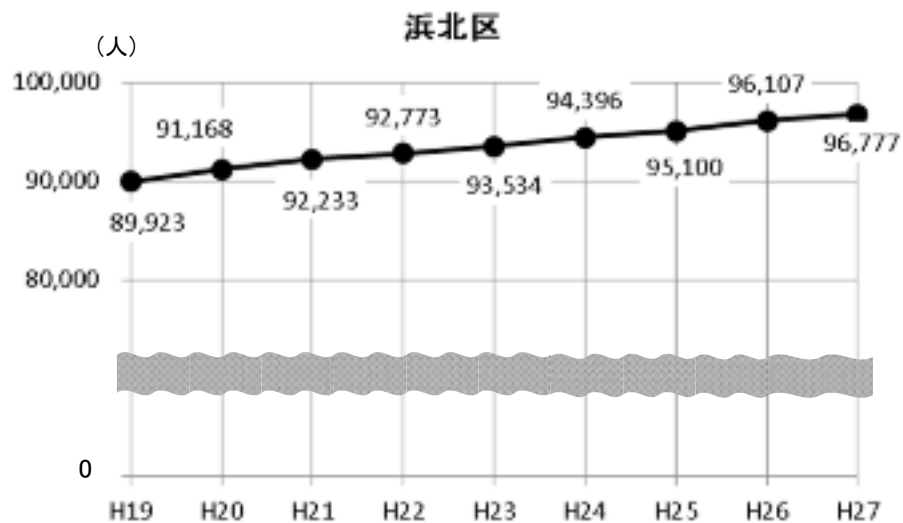
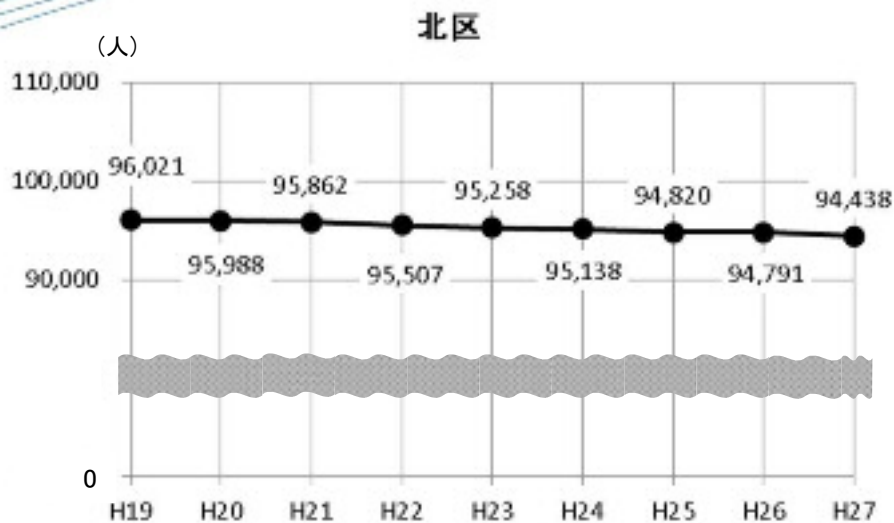
(4)人口推移

②区别人口推移(H19~H27※各年4月1日現在)



(4) 人口推移

② 区別人人口推移 (H19~H27※各年4月1日現在)



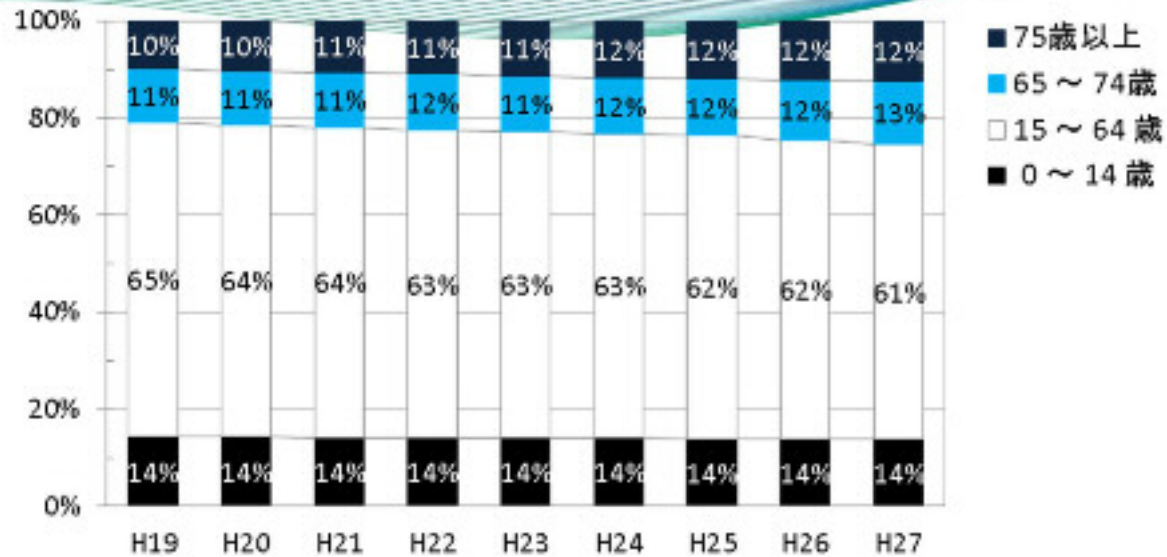
(4) 人口推移

③ 年齢階級別人口構成比推移 (H19~H27※各年4月1日現在)



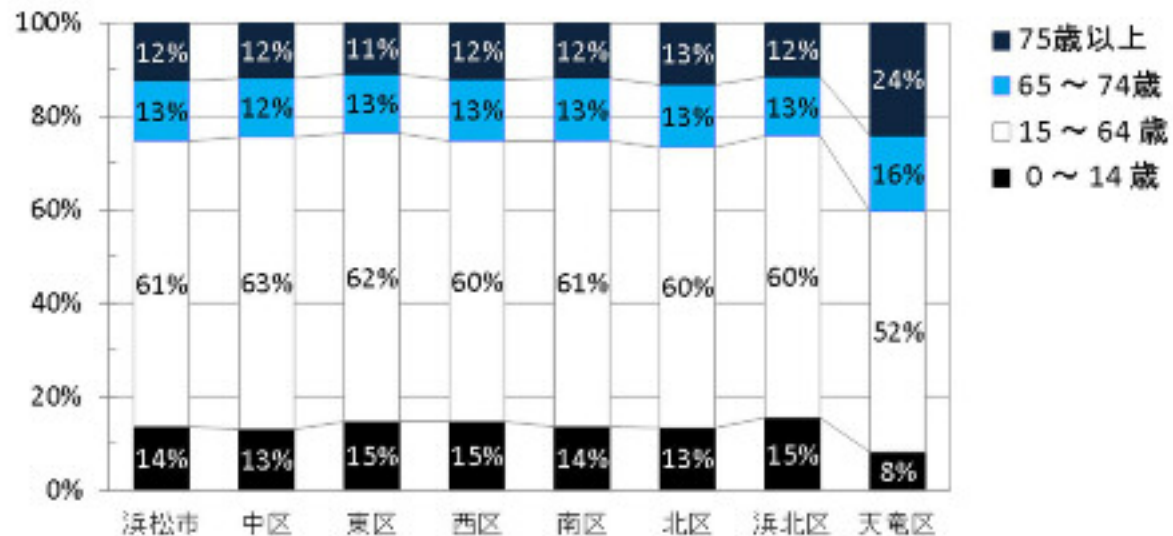
浜松市

H19~H27推移
 ※各年4月1日現在
 ※H24以前は
 住民登録数+外国人登録数
 (H24外国人登録法廃止)



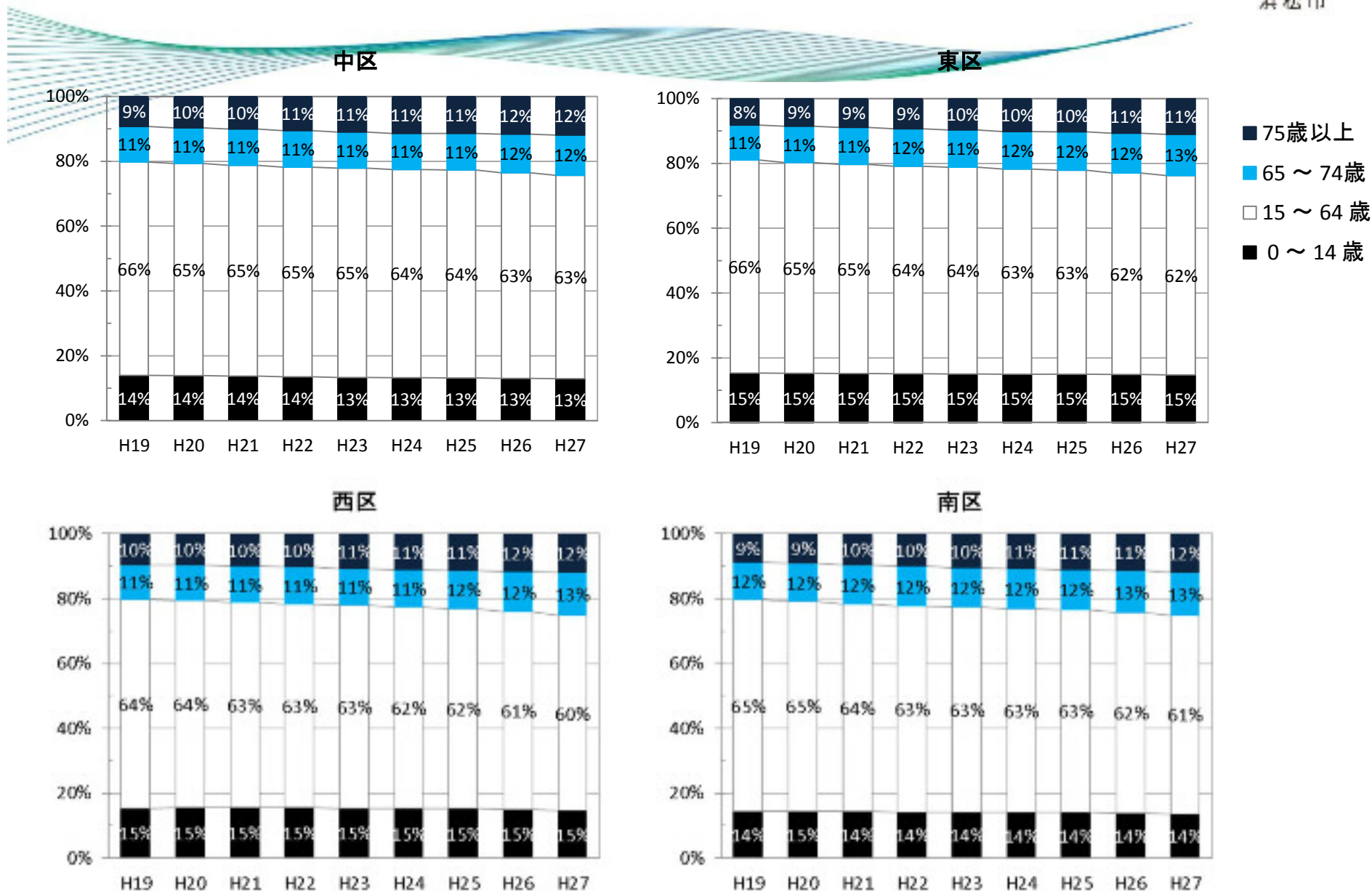
区別

H27年4月1日現在
 ※H24以前は
 住民登録数+外国人登録数
 (H24外国人登録法廃止)



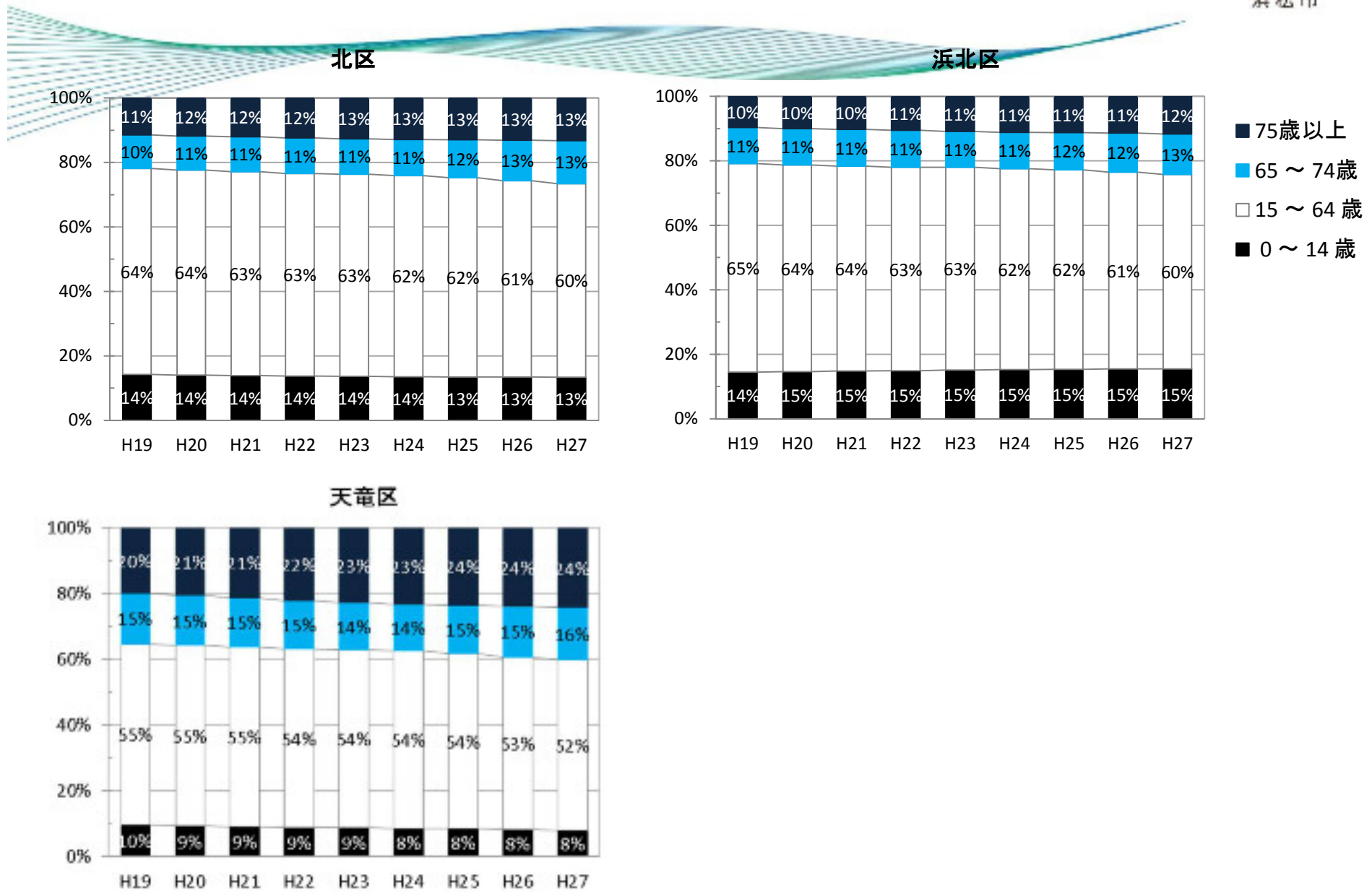
(4) 人口推移

③ 年齢階級別人口構成比推移 (H19~H27 ※ 各年4月1日現在)



(4) 人口推移

③ 年齢階級別人口構成比推移 (H19~H27 ※ 各年4月1日現在)



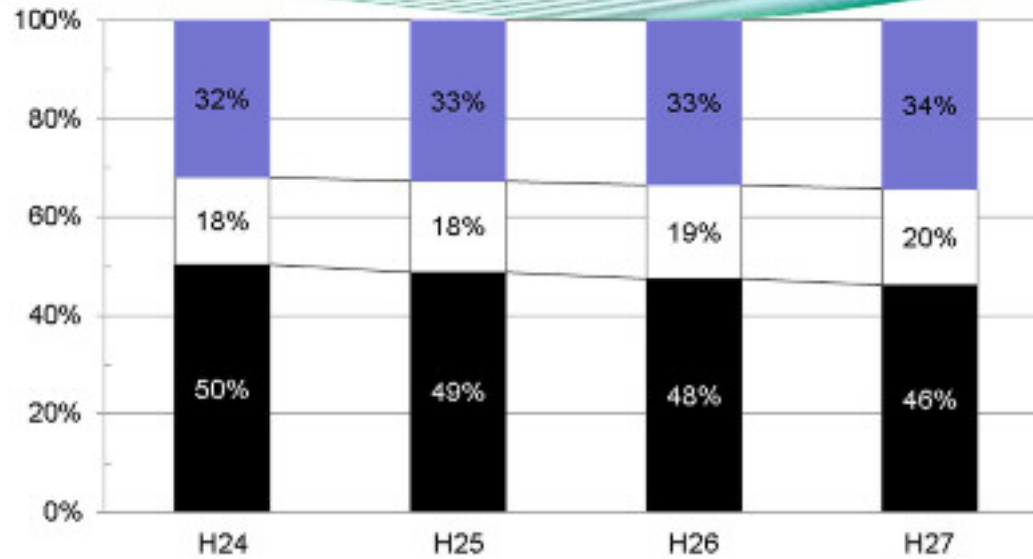
(4)人口推移

④世帯区分別高齢者人口構成比



浜松市

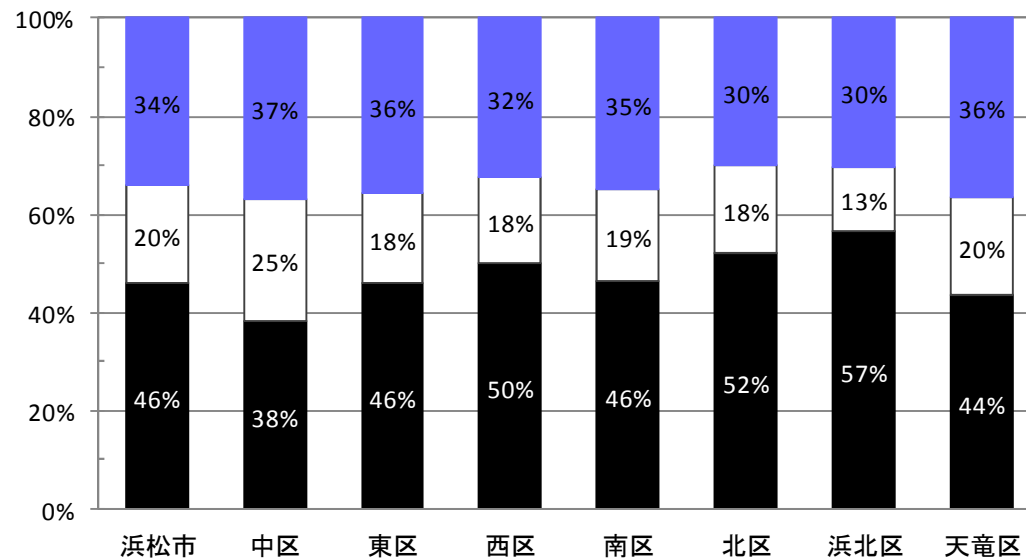
H24～H27推移
※各年4月1日現在



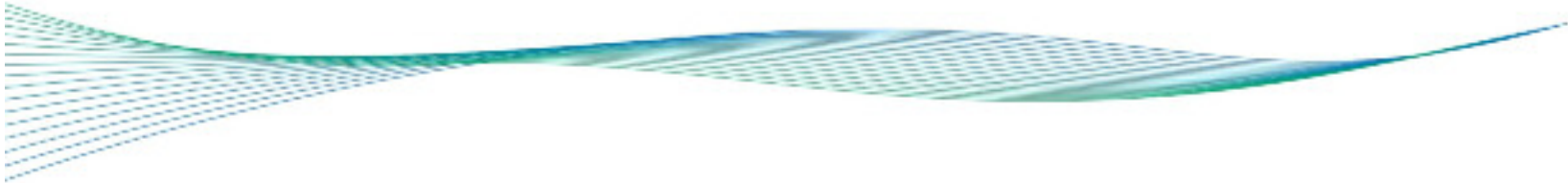
- 高齢者世帯
 - ・高齢者のみの世帯
(「子らとの同居世帯・ひとり暮らし世帯」以外)
- ひとり暮らし世帯
 - ・高齢者ひとりの世帯
(18歳未満の者と同居している場合も含む)
- 子らとの同居世帯
 - ・18歳以上の者と同居している世帯

区別

H27年4月1日現在



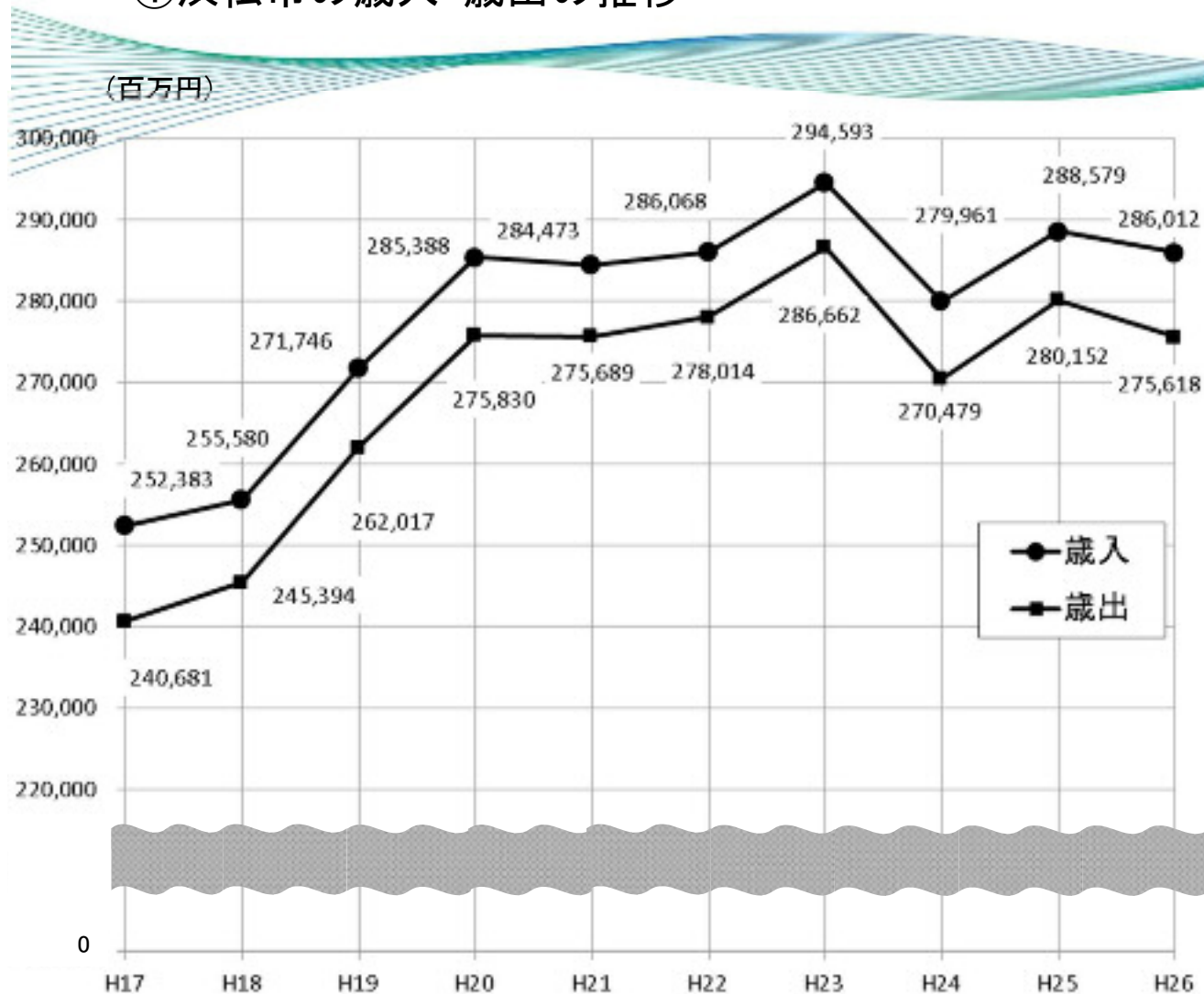
- 高齢者世帯
- ひとり暮らし世帯
- 子らとの同居世帯



2 浜松市の経営状況 について

(1) 歳入・歳出の推移

① 浜松市の歳入・歳出の推移



※普通会計(百万円単位で四捨五入)

<参考: 合併前の旧市町村の歳入の状況>

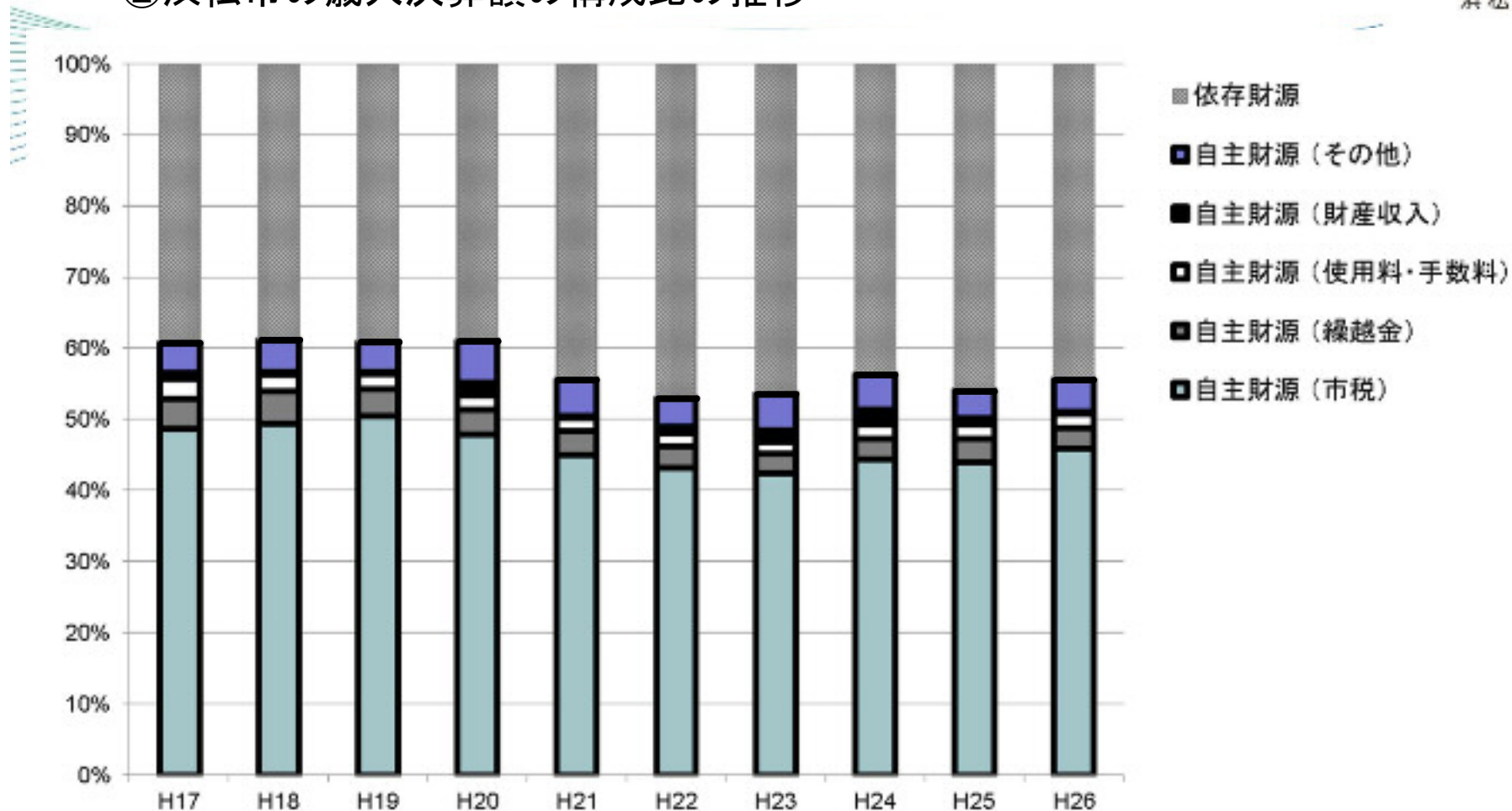
市町村名	H16(百万円)
1 浜松市	178,539
2 浜北市	24,448
3 天竜市	10,323
4 舞阪町	4,923
5 雄踏町	6,027
6 細江町	7,883
7 引佐町	7,873
8 三ヶ日町	5,881
9 春野町	4,886
10 佐久間町	4,757
11 水窪町	3,536
12 龍山村	2,167
計	261,243

<参考: 合併前の旧市町村の歳出の状況>

市町村名	H16(百万円)
1 浜松市	172,166
2 浜北市	23,501
3 天竜市	9,764
4 舞阪町	4,720
5 雄踏町	5,800
6 細江町	7,534
7 引佐町	7,482
8 三ヶ日町	5,428
9 春野町	4,533
10 佐久間町	4,494
11 水窪町	3,287
12 龍山村	2,041
計	250,750

(1) 歳入・歳出の推移

② 浜松市の歳入決算額の構成比の推移

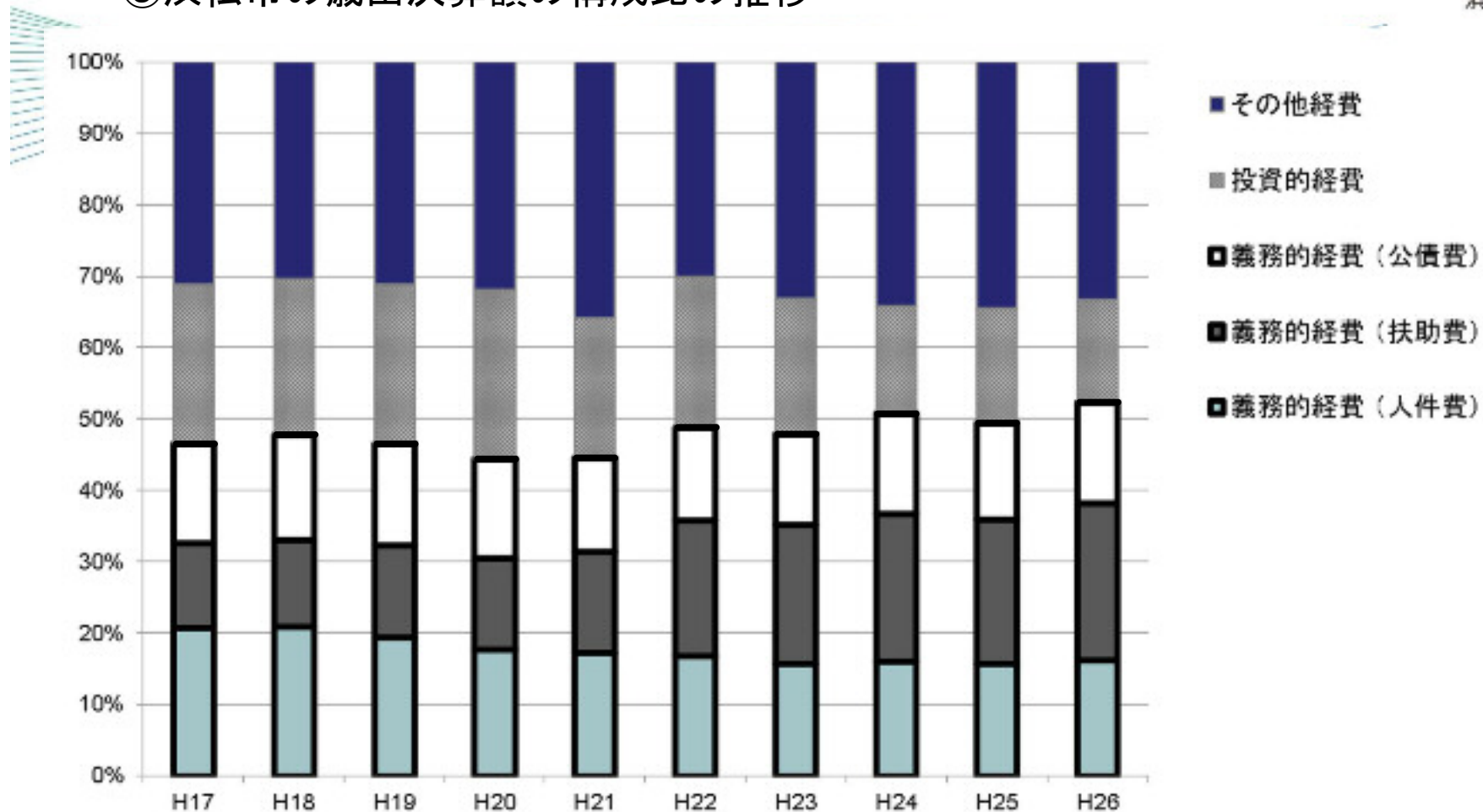


※自主財源：地方公共団体の財源のうち、国や県に依存しないで独自に調達できるもの

※依存財源：地方公共団体の財源のうち、国や県に依存するかたちで調達する財源
地方交付税、国庫支出金、県支出金など

(1) 歳入・歳出の推移

③浜松市の歳出決算額の構成比の推移



※義務的経費：支出することが制度的に義務づけられている経費

職員の給料や生活保護費、国からの借金の返済金などを指す。

※投資的経費：道路や施設など、目に見えて残る社会資本を整備するための経費

※その他経費：物件費（消耗品費等）や補助費（各種団体への助成金等）など

(1) 歳入・歳出の推移

④ 区別税収の状況(個人市民税・固定資産税・都市計画税)



(百万円)

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
市税	37,867	16,822	13,144	12,239	10,800	10,683	2,978	104,533
割合	36.2%	16.1%	12.6%	11.7%	10.3%	10.2%	2.9%	100.0%

※平成26年度調定額(H27.3.31現在)

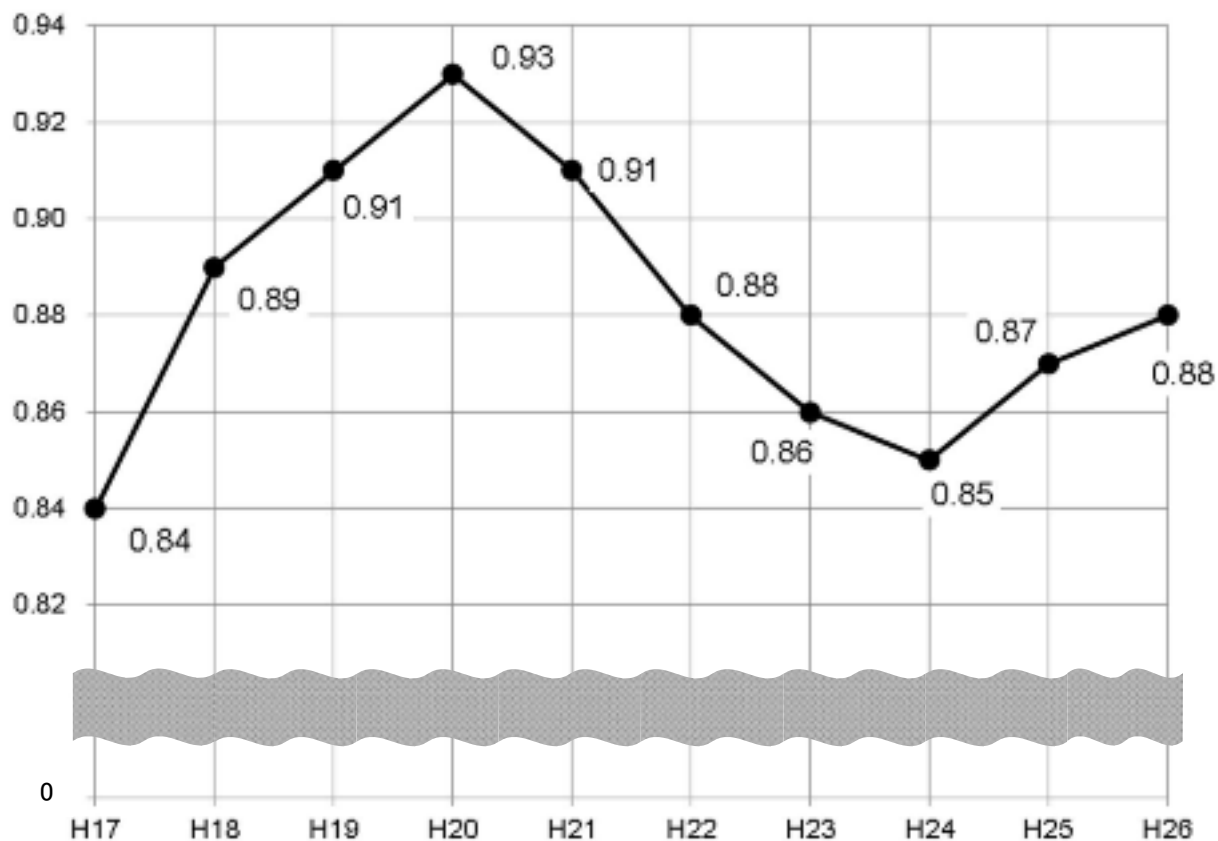
※個人市民税:住民の居住区により算出(特別徴収含む)

※固定資産税・都市計画税:物件(土地・建物)の所在区により算出

(2) 財政力指数の推移

財政力指数とは・・・

- ・財政の豊かさを表す指数。地方公共団体を運営する経費に対して、自前の収入がどれくらいあるかを示す数値で、財政力指数が1を超えると地方交付税の交付を受けないなど、国が地方公共団体に対する財政の程度を決定する際の指標として用いられる。



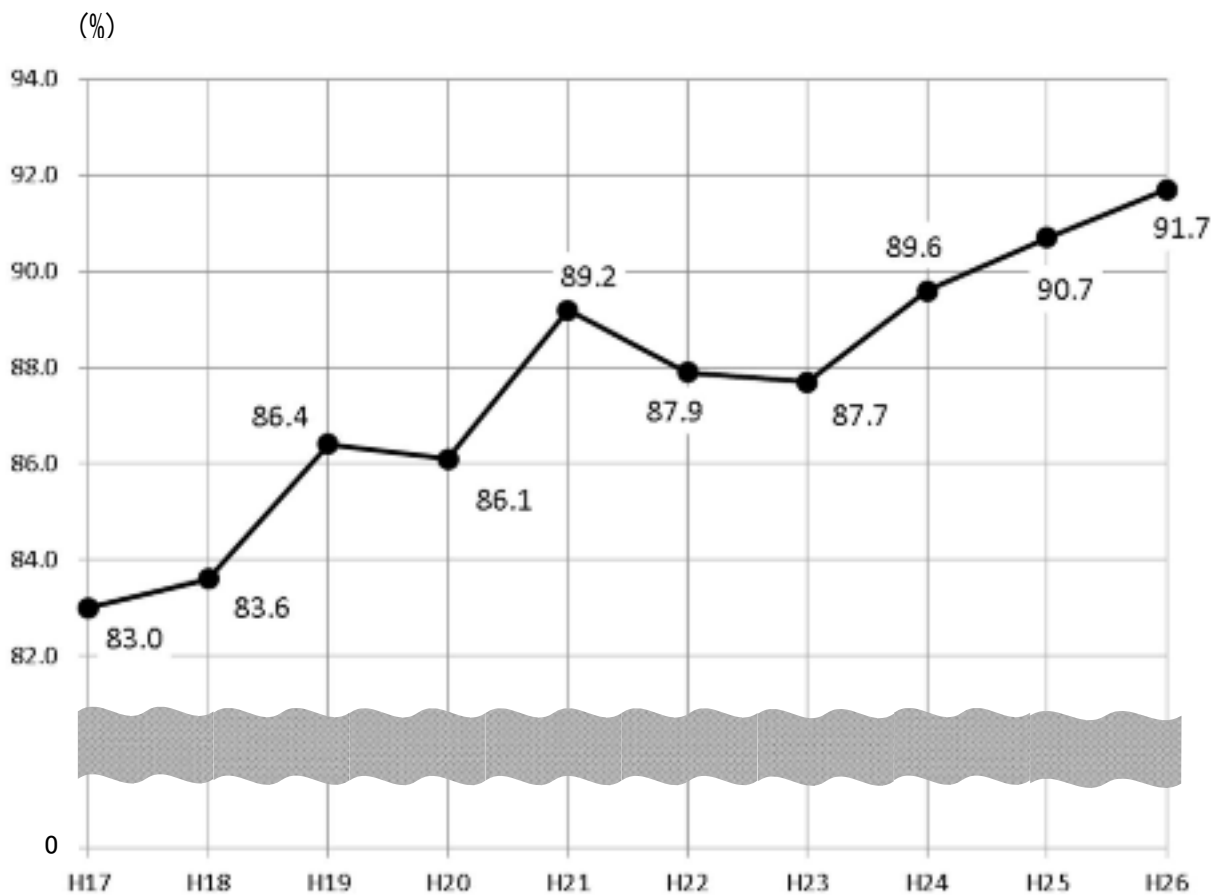
<参考:合併前の旧市町村の状況>

	市町村名	H16
1	浜松市	0.92
2	浜北市	0.77
3	天竜市	0.42
4	舞阪町	0.60
5	雄踏町	0.57
6	細江町	0.70
7	引佐町	0.46
8	三ヶ日町	0.63
9	春野町	0.24
10	佐久間町	0.32
11	水窪町	0.19
12	龍山村	0.30

(3) 経常収支比率の推移

経常収支比率とは・・・

職員の給料や生活保護費、国等からの借金の返済金など毎年どうしてもかかる費用が、毎年自由に使える収入に対しどれくらいあるかを示す指標。数値が低いほど財政に余裕があるといえる。



<参考：合併前の旧市町村の状況>

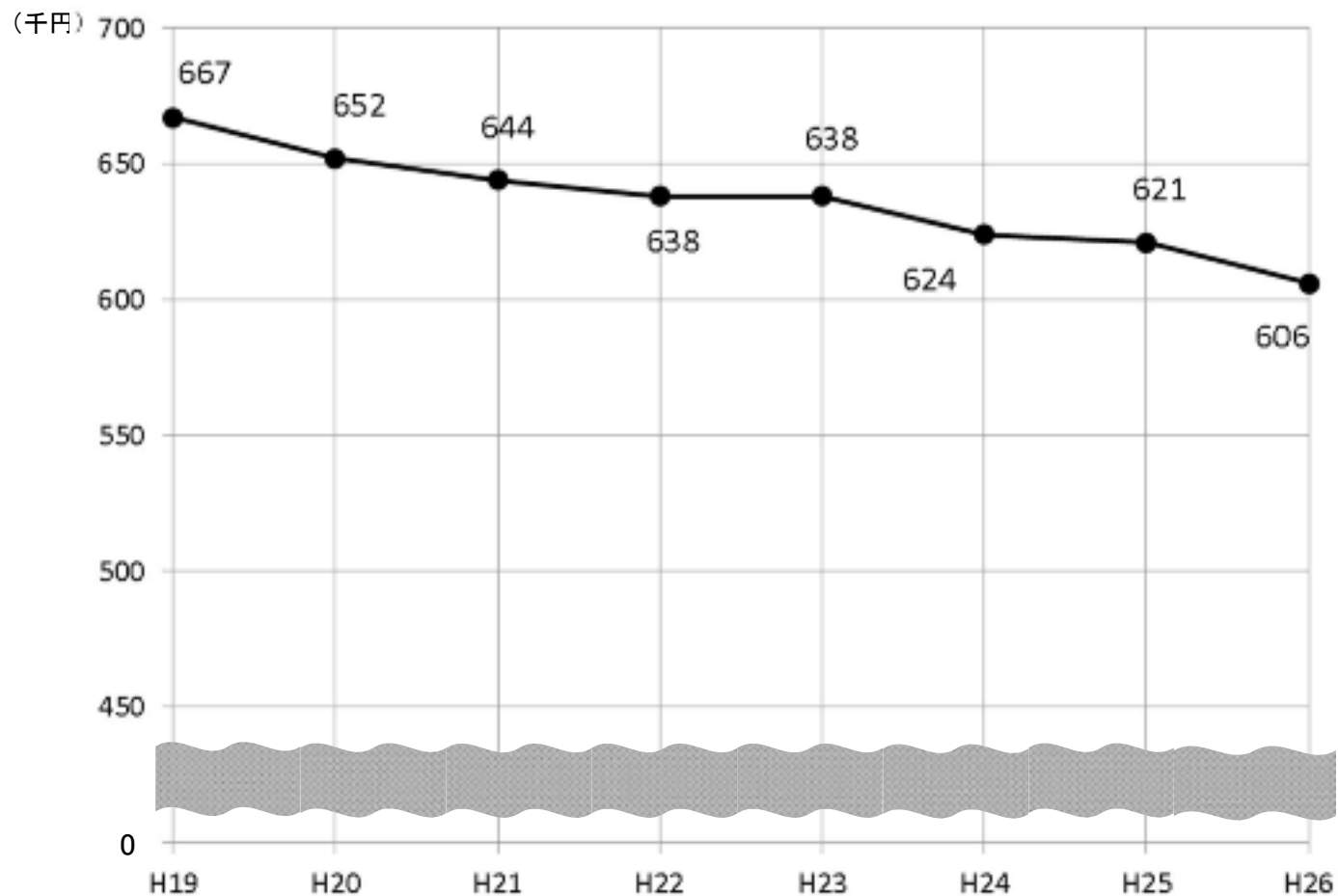
	市町村名	H16
1	浜松市	81.0
2	浜北市	82.3
3	天竜市	88.8
4	舞阪町	88.3
5	雄踏町	87.7
6	細江町	87.6
7	引佐町	84.8
8	三ヶ日町	80.8
9	春野町	82.1
10	佐久間町	87.7
11	水窪町	91.1
12	龍山村	97.4

※経常一般財源に臨時財政対策債発行額を含む

(4) 市民一人当たりの負債

市民一人当たりの負債とは・・・

市債残高を住民基本台帳人口で割った額。市債残高は総会計(一般会計+特別会計+企業会計)の各年度末残高。



※市債残高は満期一括償還に備えた減債基金への積立金を償還したものとみなしたものの

(5) 合併特例債

<合併特例債の概要>

充当事業	①新市建設計画掲載事業 ②基金造成
充当率	95%
交付税算入率	元利償還金の70%
期間	平成17年度～平成32年度(合併年度及びこれに続く15ヵ年度)
借入額	41,625百万円 ※H17～H26(10ヵ年度)

<主な充当事業>

事業名	総事業費	充当額	実施年度
南部清掃工場改修事業	8,056百万円	5,643百万円	H20～H25
企業立地推進事業	4,726百万円	4,490百万円	H23～
区役所建設事業	2,941百万円	2,787百万円	H18
平口スポーツ施設整備事業	1,924百万円	1,821百万円	H20～H25
浜北学校給食センター建設事業	1,732百万円	1,377百万円	H17～H18
浜松赤十字病院移転支援事業	1,600百万円	1,188百万円	H17～H18
消防ヘリコプター整備事業	1,666百万円	1,136百万円	H19～H21
浜松駅南口JR用地購入	1,431百万円	1,104百万円	H26～
浄化槽助成事業	1,580百万円	1,100百万円	H24～
地域振興等基金積立金	4,000百万円	3,800百万円	H23

(6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲

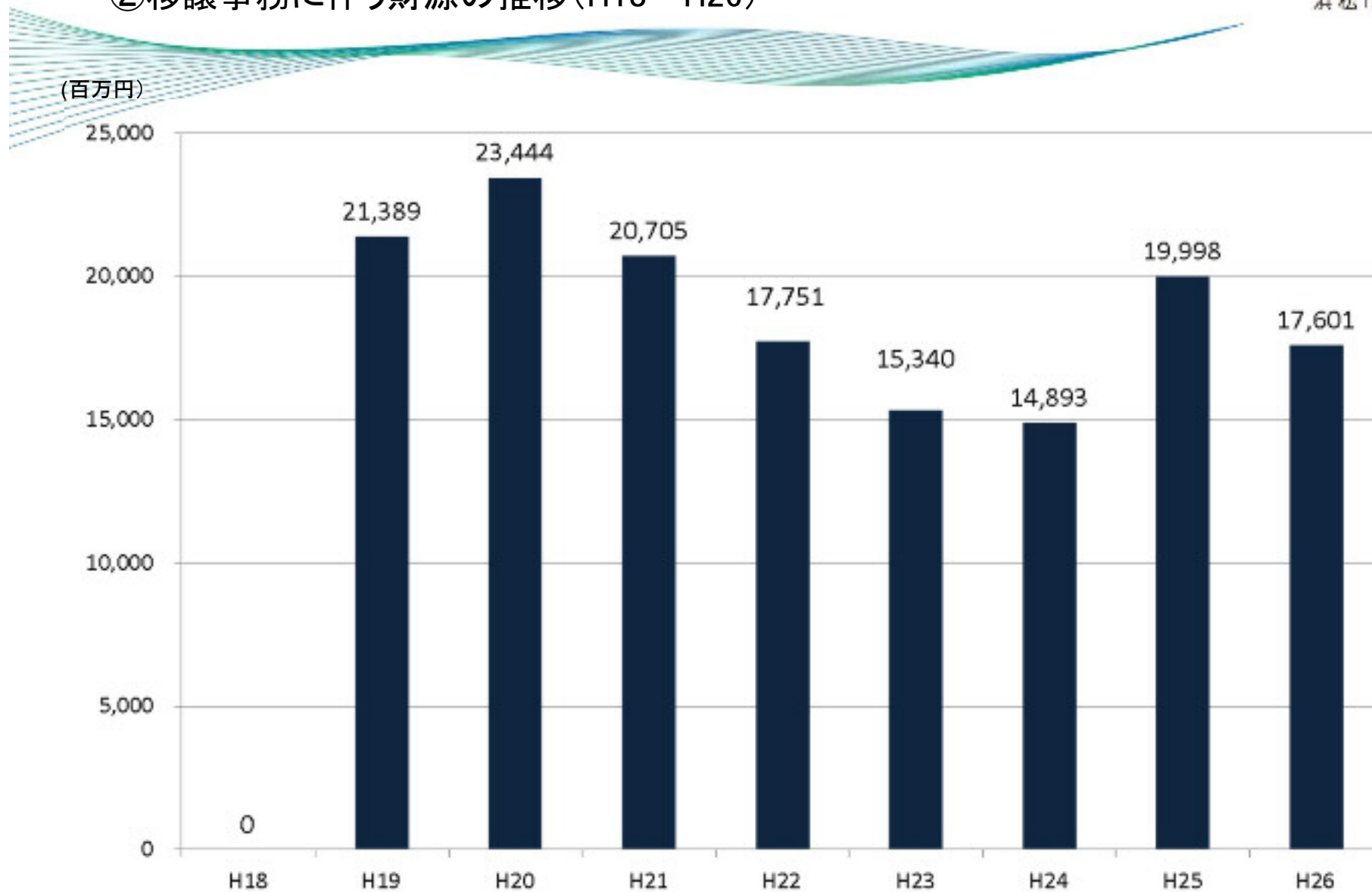
① 県からの移譲事務について(政令指定都市移行時)



項目	根拠法令等	主な移譲事務
1 法令等に基づく移譲事務 ◎1,106事務	<ul style="list-style-type: none"> ・個別法 ・地方自治法第252条の19 ・地方自治法施行令第174条の26～49等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定区間外の国道と県道の管理(道路法) 【道路延長】国道316km、県道729km ・河川の管理(河川法) 【4河川】北裏川、権現谷川、段子川、九領川 ・児童相談所(児童福祉法) ・身体障害者更生相談所の設置(身体障害者福祉法) ・精神保健福祉センターの設置(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
2 事務処理特例条例による移譲事務 ◎383事務	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第252条の17 ・静岡県事務処理の特例に関する条例第2条等 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人設立の認証(特定非営利活動促進法) ・森林組合の設立認可、指導監督(森林組合法) ・総合農協を除く農協等の設立認可(農業協同組合法) ・組合等の市街地再開発事業の認可(都市再開発法)
3 県単独助成事業 ◎60事業	県が事業を廃止し、市が代わりに実施する事業 (市費負担) 49事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業費助成 ・シルバー人材センター育成事業費助成 ・プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 ・文化財保存・管理費助成 など
	県が経過措置を設けて継続実施する事業 (県費負担) 11事業	現在も県が実施している事業 6事業 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県バス路線維持費助成 ・中山間地域林業整備事業費助成 ・県単独治山事業費 ・県単独林道事業費 ・県単独農業農村整備事業費助成 ・中山間地域農業振興整備事業費助成

(6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲

② 移譲事務に伴う財源の推移 (H18～H26)



※上表には、事務処理特例条例による権限移譲分を含まず。

(6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲

③ 移譲事務に伴う財源 (H26決算)

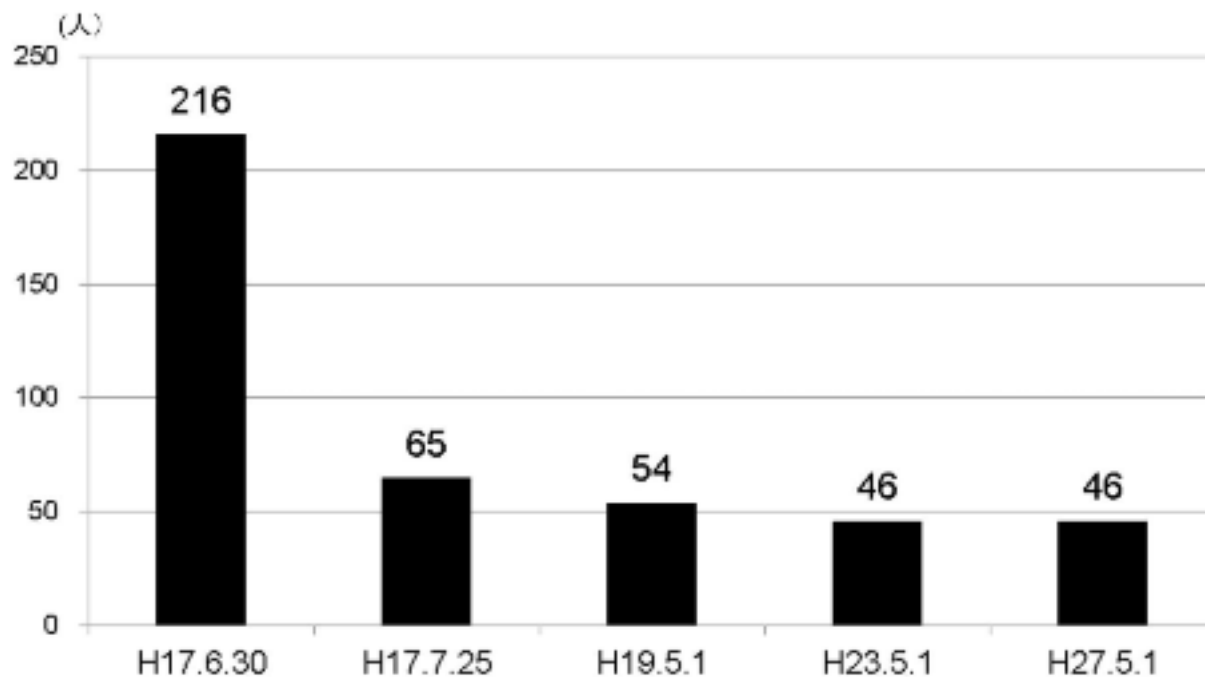
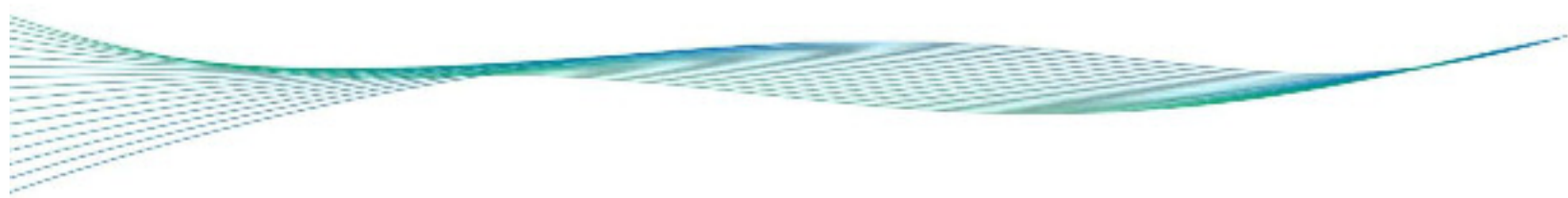
(単位: 百万円)



区 分	26年度決算 (A)	27年度へ繰越 (B)	A+B	H26年度決算の主な内容
譲与税等	6,423	0	6,423	
地方譲与税	845	0	845	地方揮発油譲与税7.6億、石油ガス譲与税0.9億
交付金	5,578	0	5,578	軽油引取税交付金51.9億、交通安全対策特別交付金2.4億、自動車取得税交付金1.5億
国庫支出金	3,512	957	4,469	
投資的経費	2,323	867	3,190	国・県道移管分21.1億円、区画整理1.4億円、災害復旧0.6億円など
扶助費	1,062	0	1,062	精神障害者通院医療費公費負担5.1億円、児童保護事業4.7億円など
その他移譲事務	127	90	217	スクールカウンセラー27百万円、生活保護指導監査20百万円など
県支出金	686	0	686	
地震津波対策促進費交付金	685	0	685	地震・津波対策のために負担する額の22%
その他移譲事務	1	0	1	
諸収入	2,063	0	2,063	宝くじ20.6億円
市債	4,754	897	5,651	
国県道移管分	4,596	880	5,476	
その他移譲事務	158	17	175	区画整理1.1億、災害復旧0.5億
その他特定財源 使用料、負担金など	164		164	国・県道占用料1.5億円
合 計	17,601	1,854	19,455	

※上表には、事務処理特例条例による権限移譲分を含まず。

(7) 市議会議員定数の推移

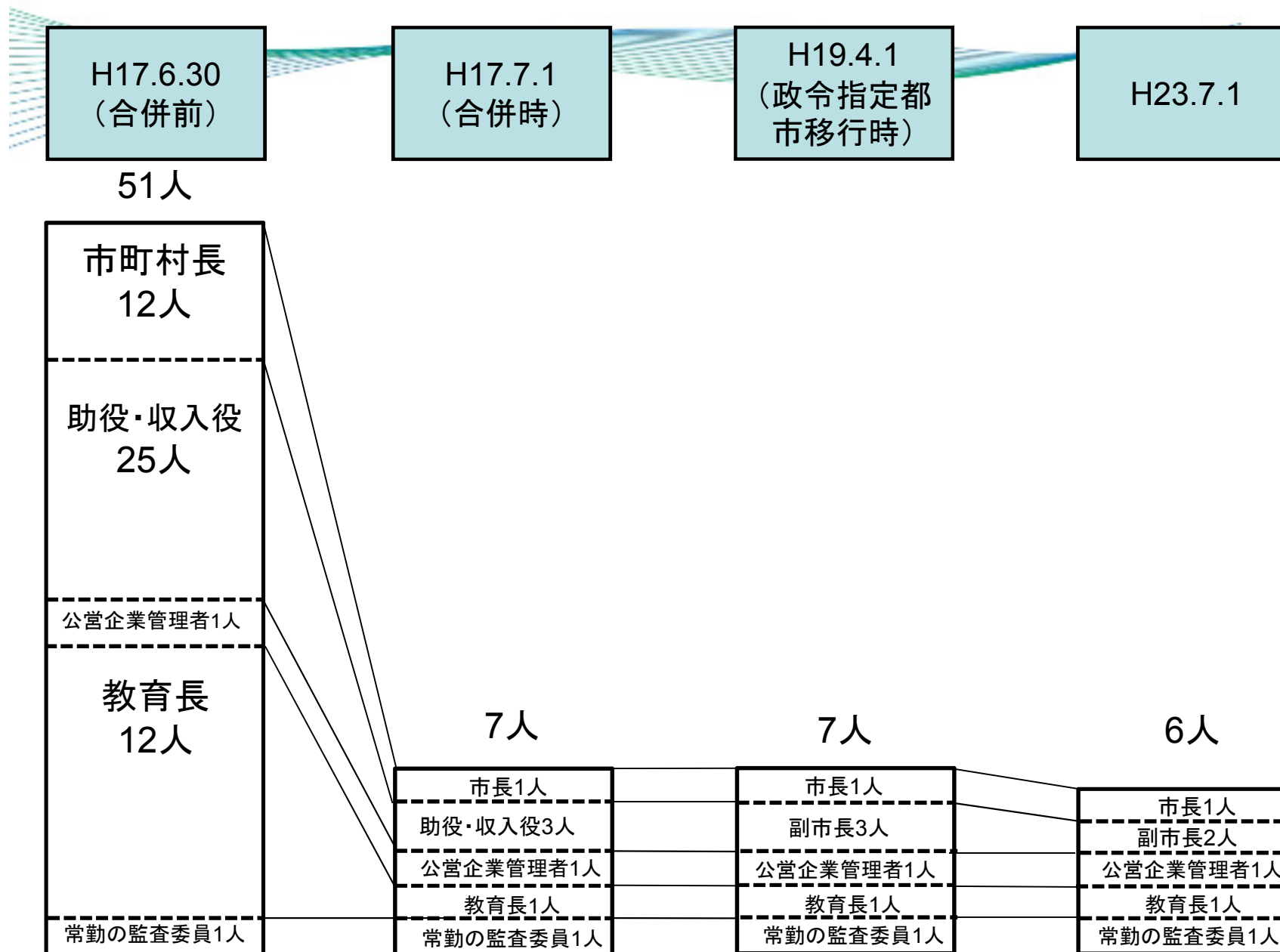


<H17.6.30時点の旧12市町村別の議員定数(人)>

	市町村名	H17. 6. 30
1	浜松市	46
2	浜北市	24
3	天竜市	18
4	舞阪町	16
5	雄踏町	16
6	細江町	16
7	引佐町	16
8	三ヶ日町	16
9	春野町	14
10	佐久間町	13
11	水窪町	12
12	龍山村	9
	計	216

※H17.7.25: 編入合併特例定数

(8) 常勤特別職の職員数の推移 (※一般職の教育長を含む)

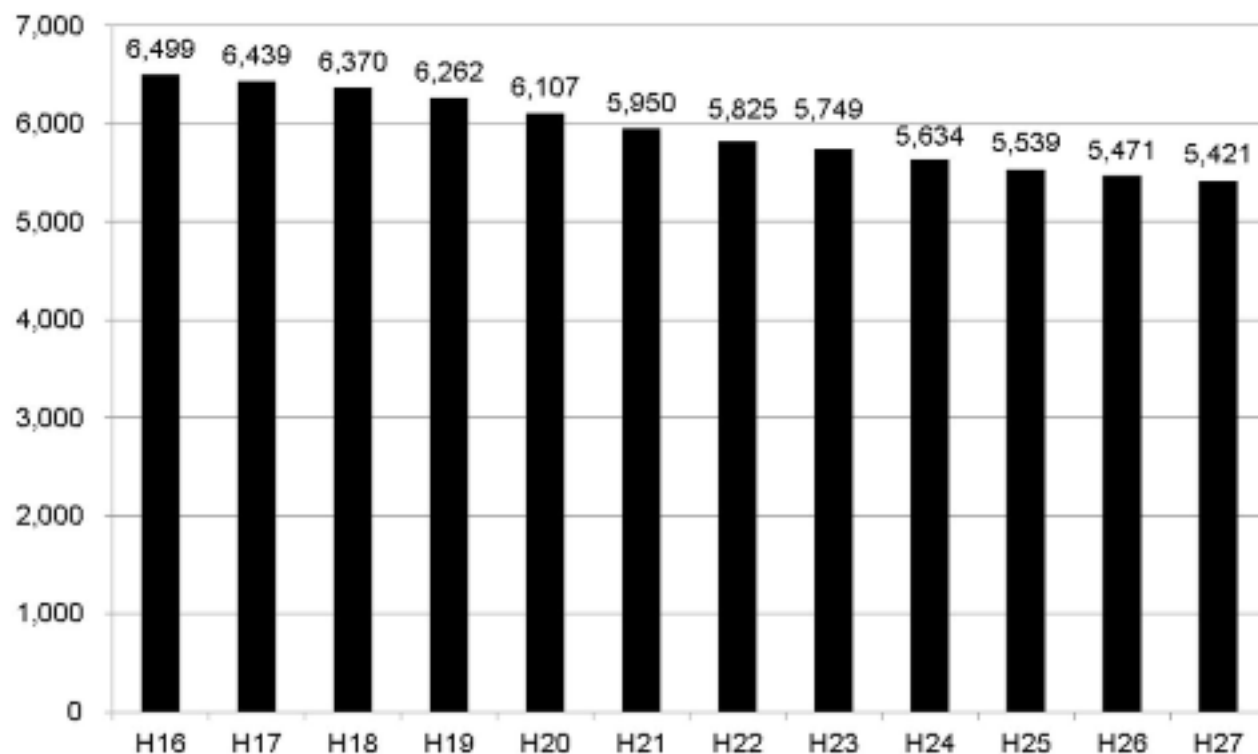


(9) 一般職員数の推移

① 浜松市の職員数の推移



(人)



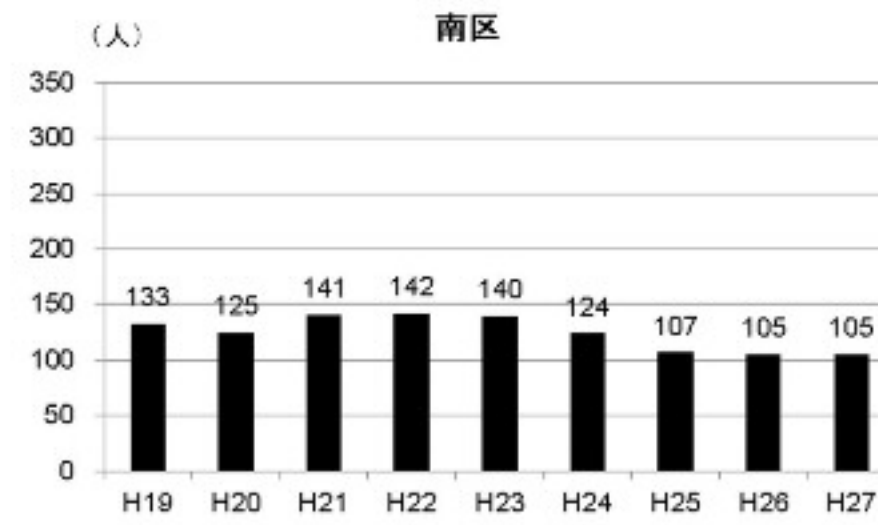
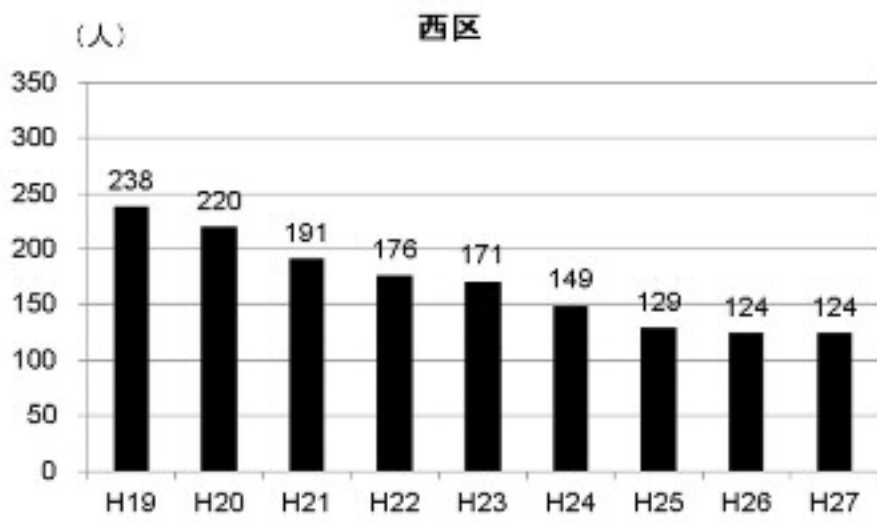
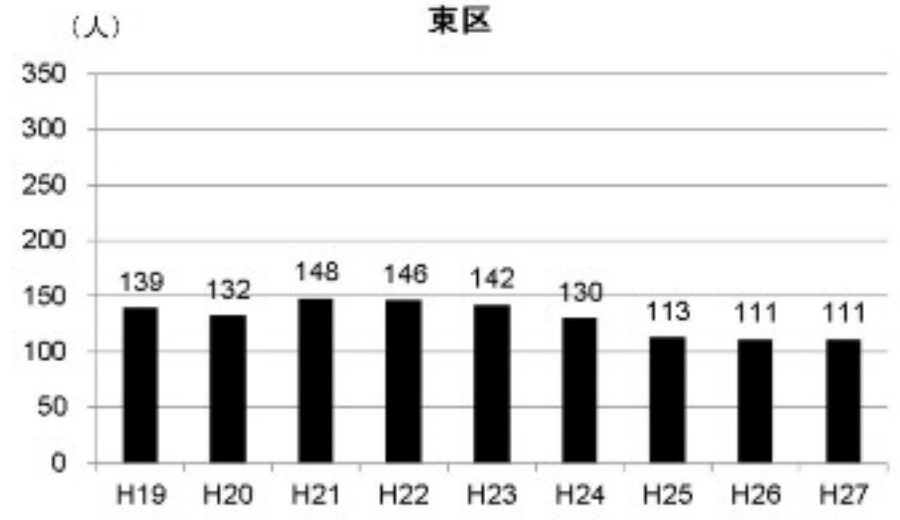
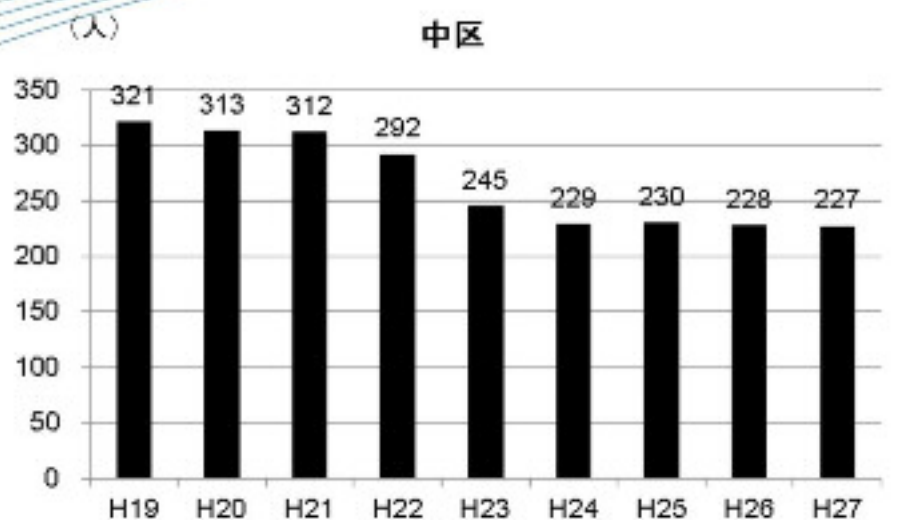
<H16.4.1時点の旧12市町別の職員数(人)>

	市町村名	H16.4.1
1	浜松市	4,208
2	浜北市	675
3	天竜市	284
4	舞阪町	122
5	雄踏町	133
6	細江町	151
7	引佐町	162
8	三ヶ日町	143
9	春野町	130
10	佐久間町	202
11	水窪町	90
12	龍山村	42
13	一部事務組合	157
	計	6,499

※各年4月1日現在。ただし、H17は、7月1日現在

(9)一般職員数の推移

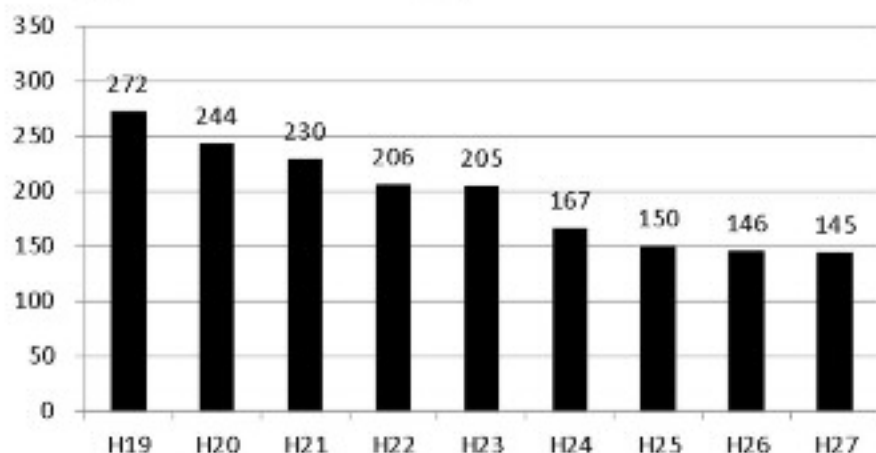
②区別職員数の推移(H19~H27)※各年4月1日現在



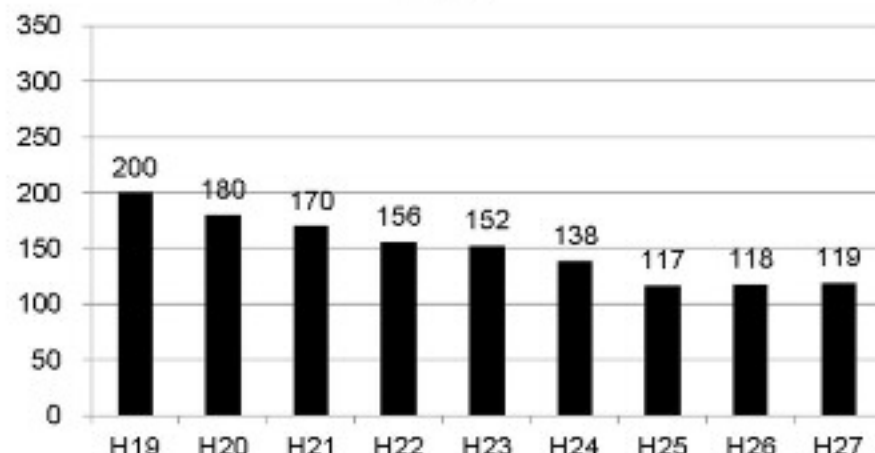
(9) 一般職員数の推移

② 区別職員数の推移(H19~H27) ※各年4月1日現在

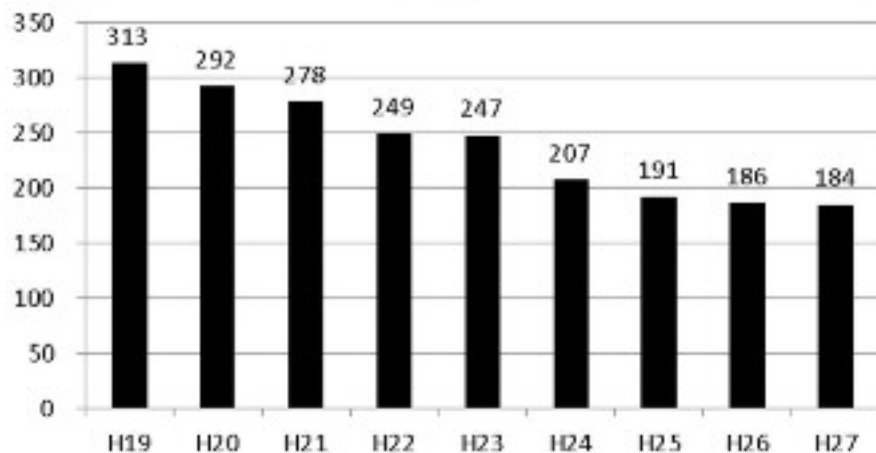
(人) 北区



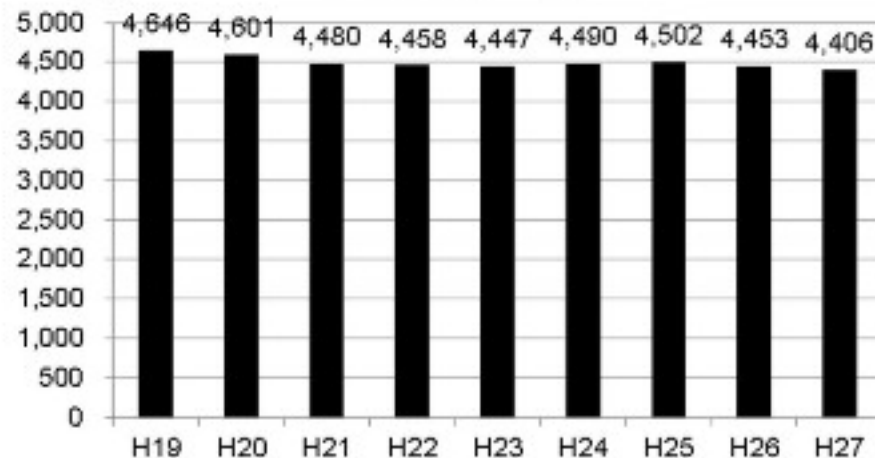
(人) 浜北区



(人) 天竜区



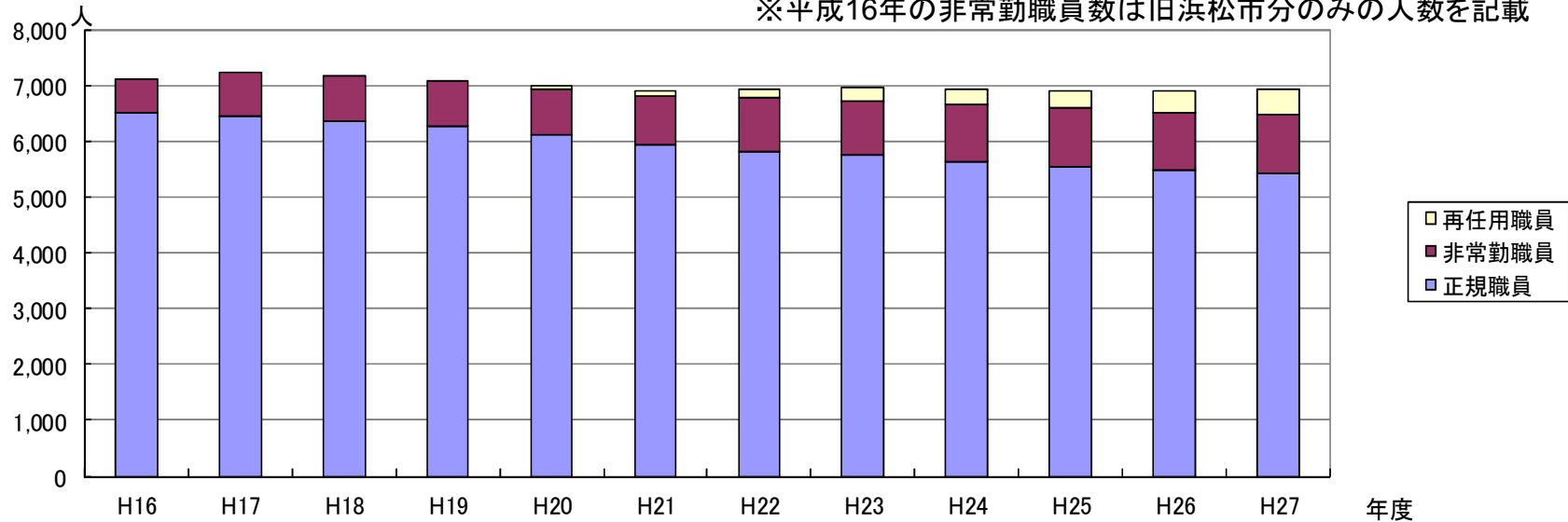
(人) (参考) 本庁職員の推移



(9) 一般職員数の推移

③ 非常勤職員化、民間委託化等による職員数の推移

※平成16年の非常勤職員数は旧浜松市分のみ的人数を記載



●職員数の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
正規職員	6,499	6,439	6,370	6,262	6,107	5,950	5,825	5,749	5,634	5,539	5,471	5,421
非常勤職員	630	810	811	831	831	853	943	958	1,013	1,063	1,034	1,054
再任用職員	0	0	0	0	66	113	173	246	272	306	395	451
計	7,129	7,249	7,181	7,093	7,004	6,916	6,941	6,953	6,919	6,908	6,900	6,926

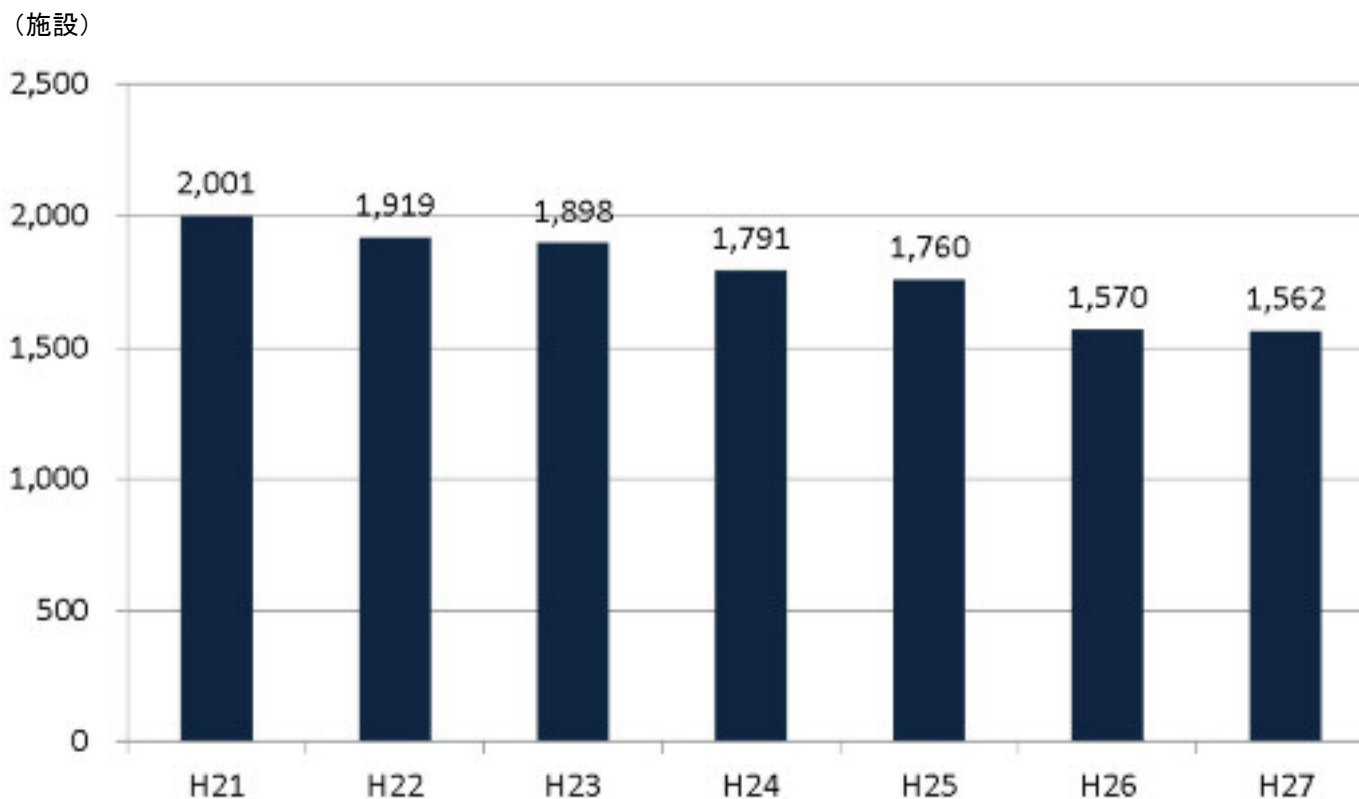
●正規職員の増減の内訳

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
増												
新たな行政需要への対応等	-	0	165	222	111	36	57	46	81	72	71	47
減												
事務事業の見直し等	-	△ 60	△ 117	△ 143	△ 121	△ 66	△ 88	△ 35	△ 110	△ 77	△ 50	△ 33
非常勤化・再任用化	-	0	△ 21	△ 14	△ 21	△ 48	△ 51	△ 36	△ 38	△ 41	△ 42	△ 36
アウトソーシングの活用	-	0	△ 96	△ 173	△ 124	△ 79	△ 43	△ 51	△ 48	△ 49	△ 47	△ 28

(10) 施設数の推移

① 平成21年度を基準とした施設数の推移

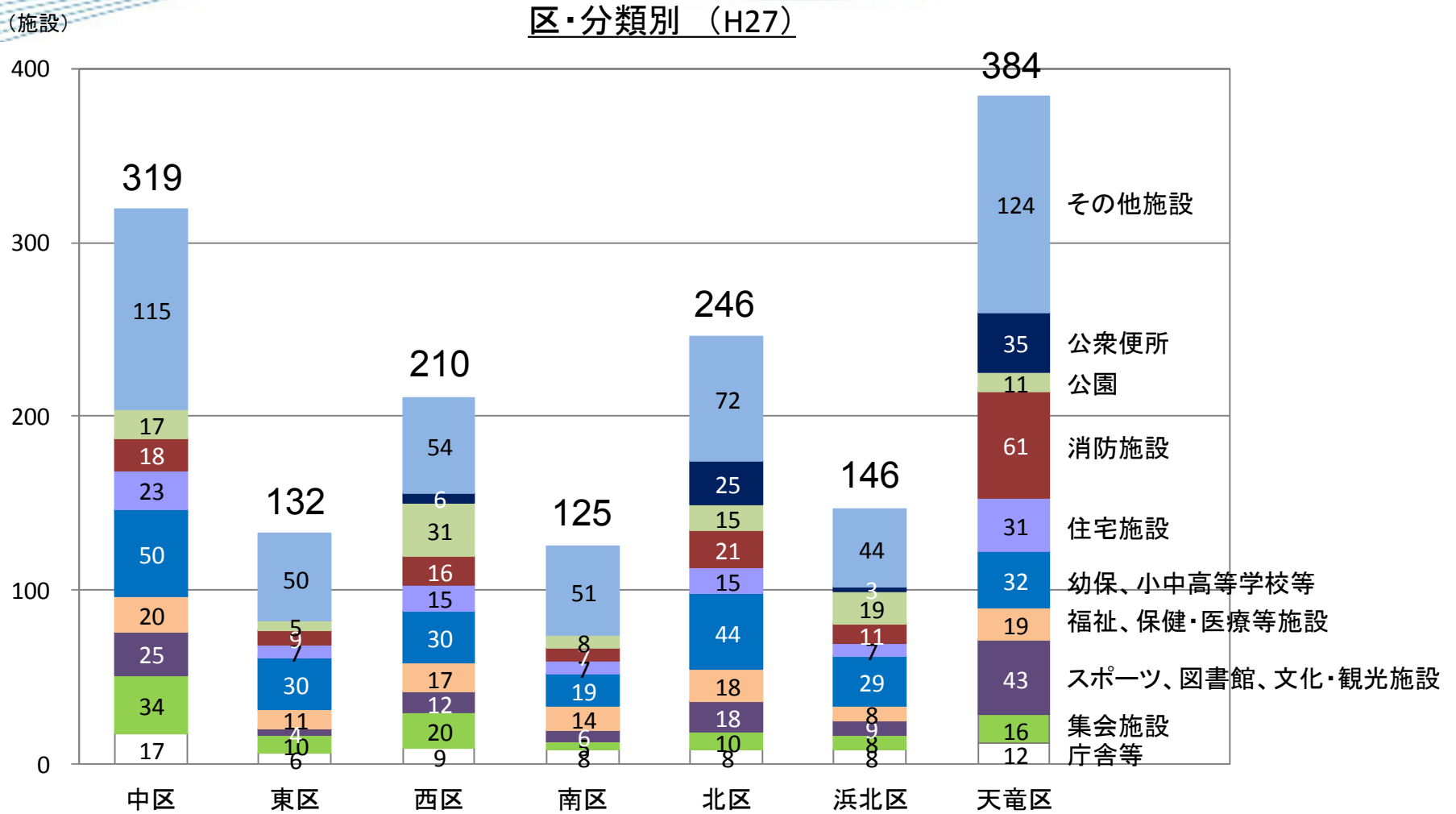
※施設とは、市役所や区役所、協働センター等のいわゆるハコモノ資産のことを指す。
※H20のデータの一元化時点におけるハコモノ資産2001施設のH21以降の推移を示している。



※年度末時点

(10) 施設数の推移

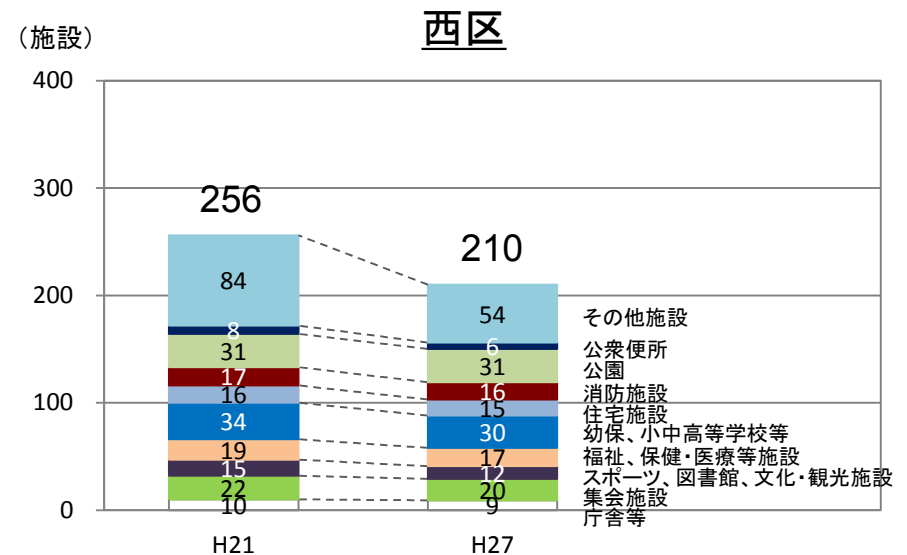
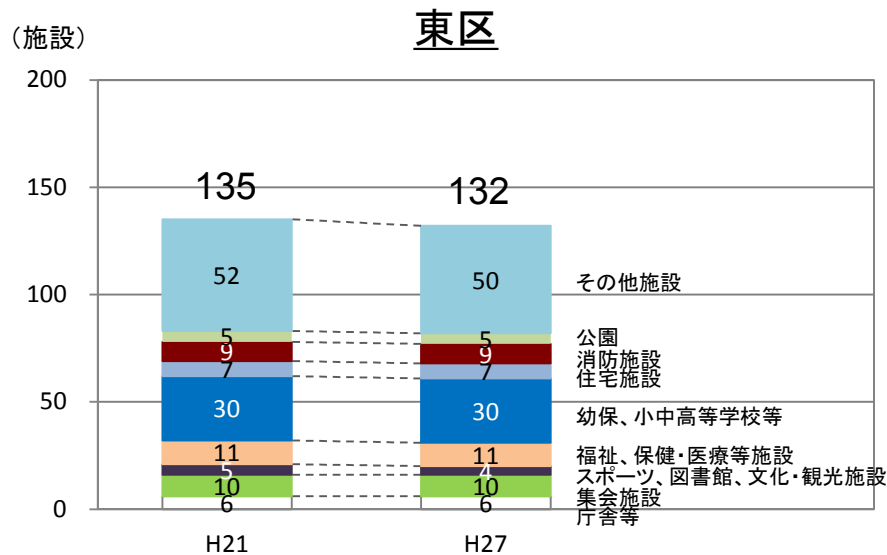
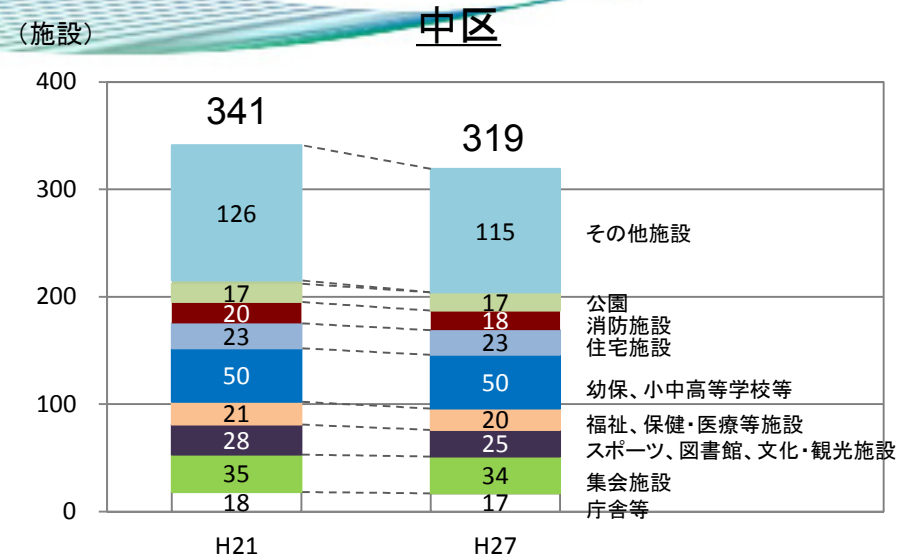
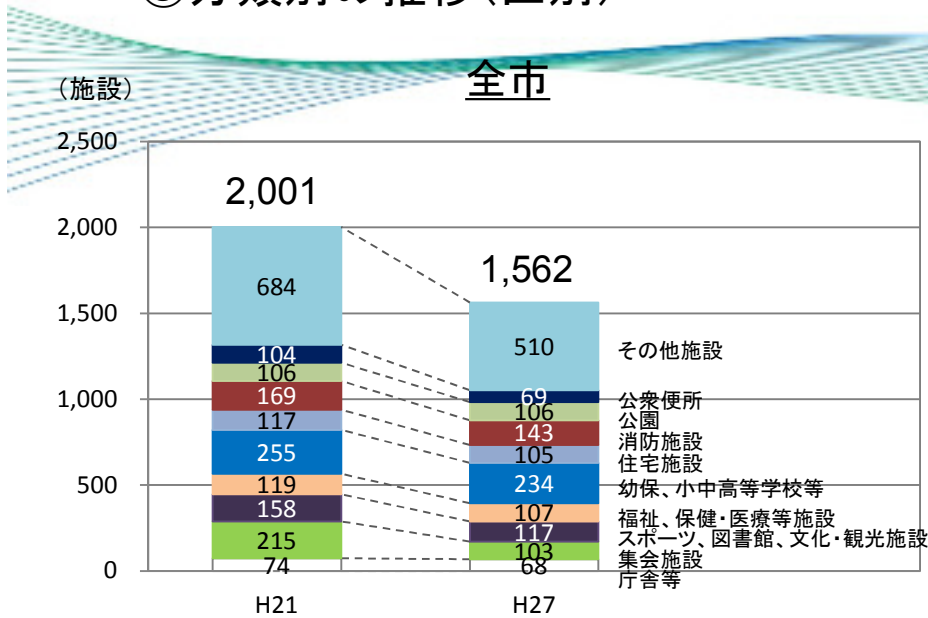
② 区単位分類別



※H27年度末時点

(10) 施設数の推移

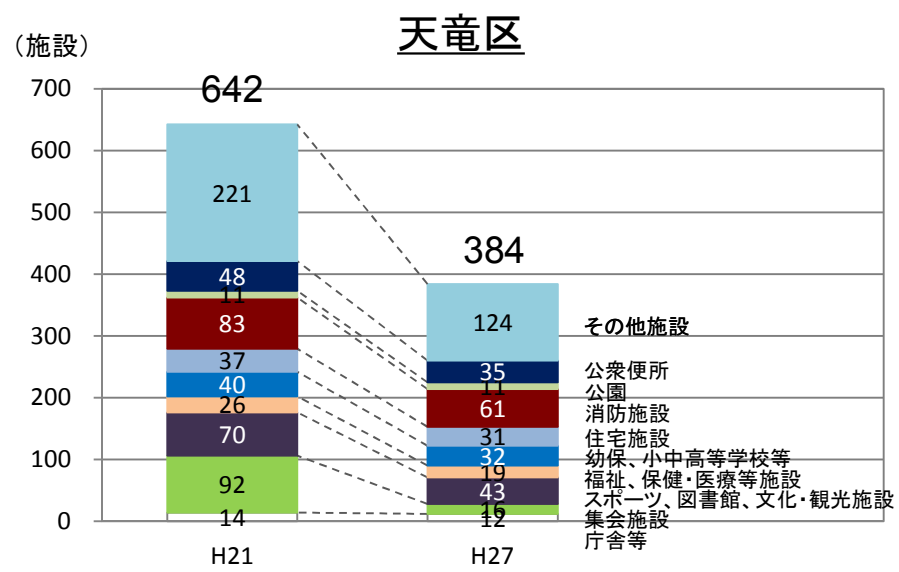
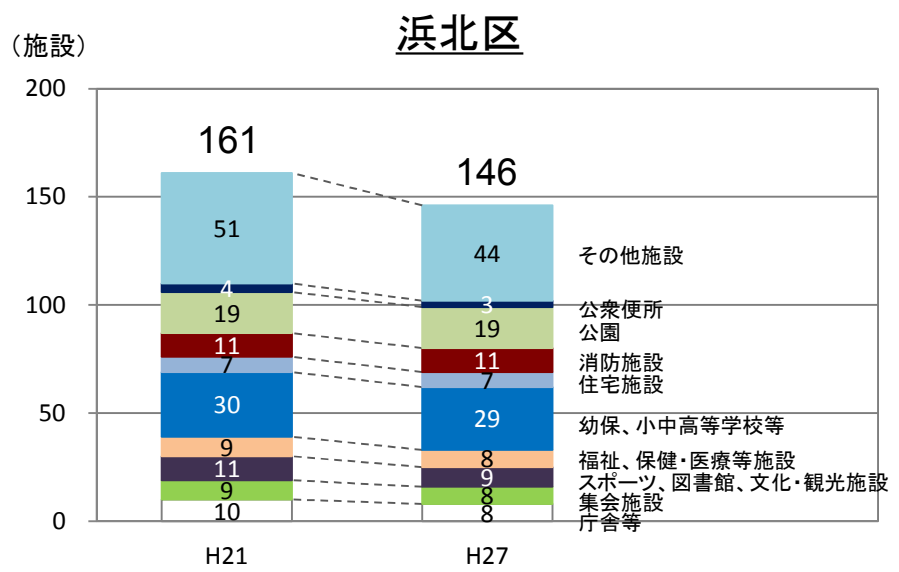
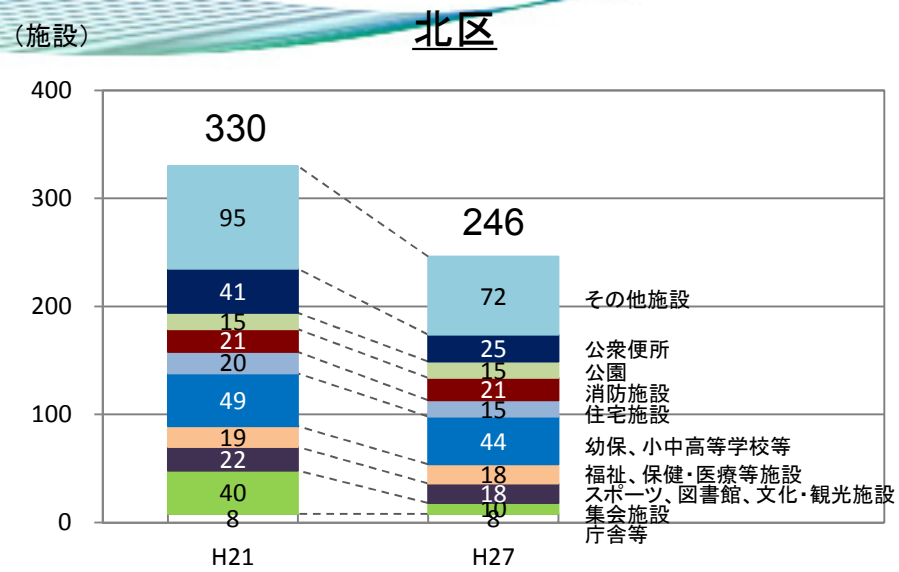
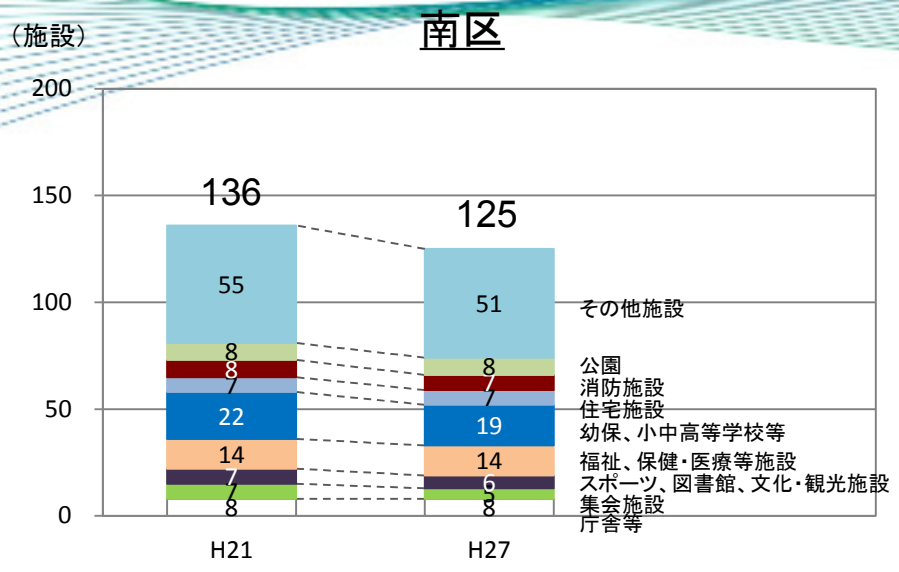
③ 分類別の推移(区別)



※年度末時点

(10) 施設数の推移

③ 分類別の推移(区別)



(11) 都市内分権

<天竜川・浜名湖地域合併協議会>

「環境と共生するクラスター型の政令指定都市」の実現に向けて、都市内分権を進めることとし、それを支えるため、次の3つを位置付けた。

地域自治組織

- ・行政サービスの維持・向上
- ・市民意見の反映
- ・市民協働

- ・合併時に旧市町村単位に地方自治法に基づく地域自治区を設置
- ・政令指定都市移行時に行政区を単位に区地域協議会を設置

2(12)住民自治の仕組み P42~47

組織内分権

- ・行政サービスの維持・向上

区役所、地域自治センター等にできるだけ多くの権限を付与

2(13)組織内分権 P49

一市多制度

- ・元気で個性ある地域

特定の地域に固有な制度や行政サービスの差異を存続

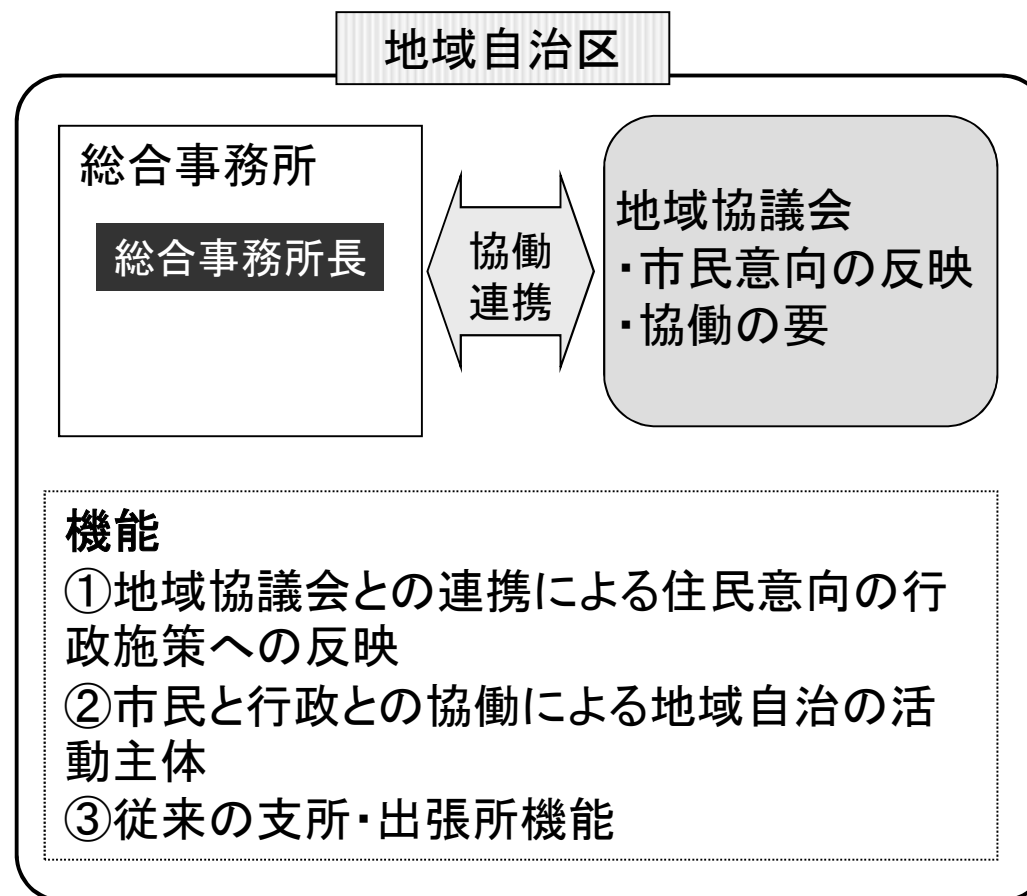
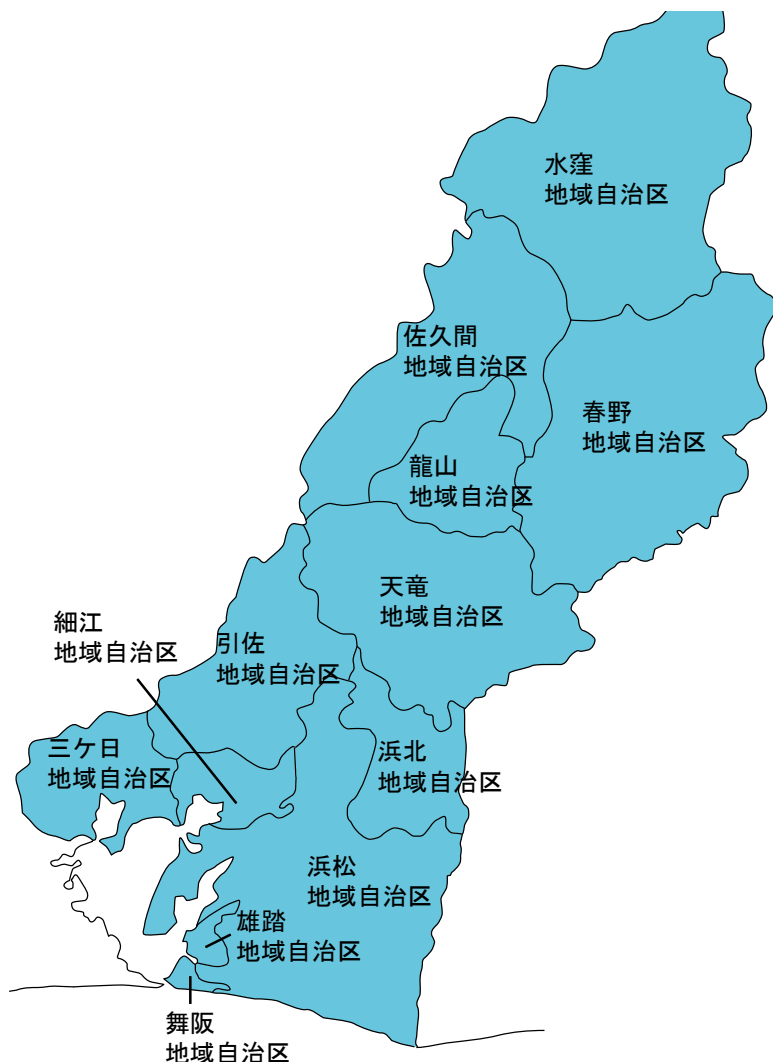
3(3)地域固有事務(一市多制度) P71

(12)住民自治の仕組み

①合併時における地域自治区の設置について

合併時に、旧12市町村を単位として地方自治法の規定に基づく地域自治区を設置

<平成17年7月～平成19年3月>

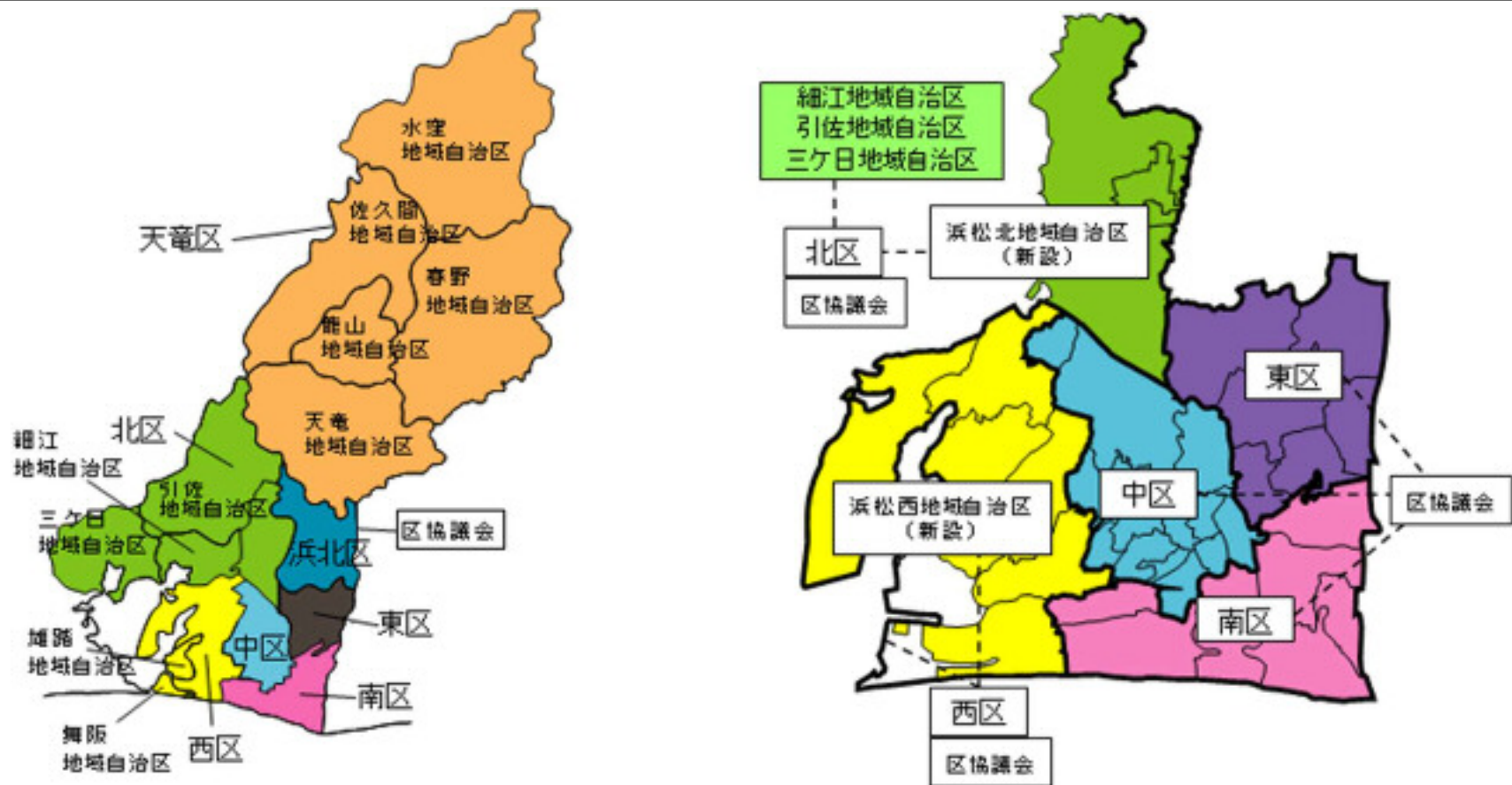


(12) 住民自治の仕組み

② 政令指定都市移行時における区協議会・地域自治区の設置について

＜平成19年4月～平成24年3月＞

- ・ 合併時に設置した地域自治区は、浜松地域自治区及び浜北地域自治区を除いて政令指定都市移行後も存続
- ・ 全ての行政区に、区協議会を設置
- ・ 旧浜松市内においては、西区内の旧浜松市の区域及び北区内の旧浜松市の区域に新規に地域自治区を設置

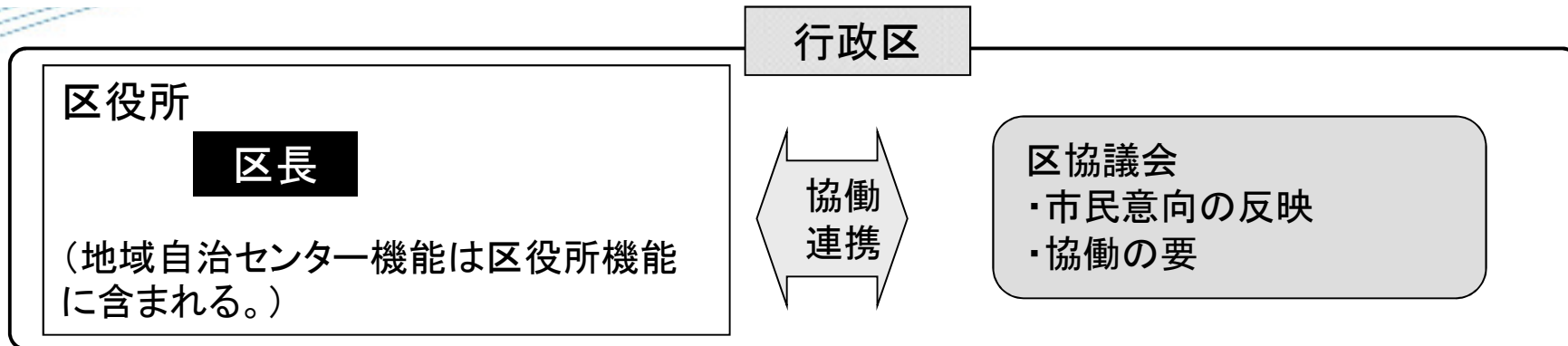


(12) 住民自治の仕組み

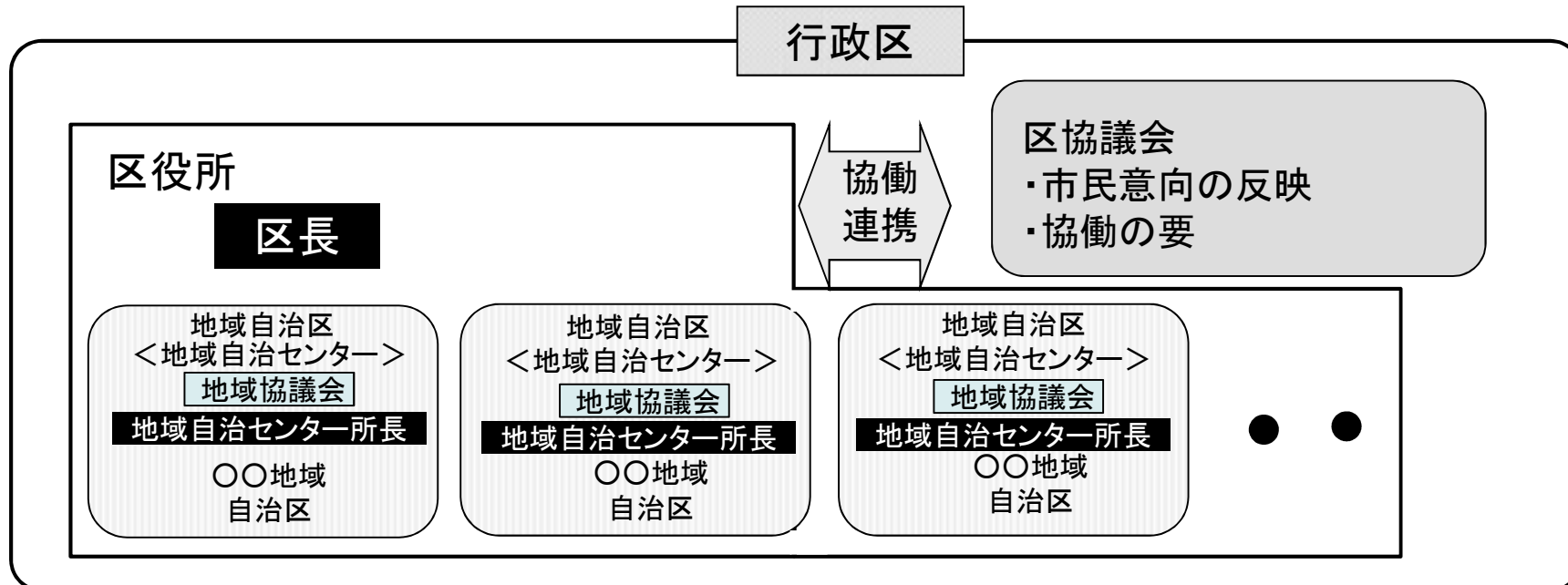
② 政令指定都市移行時における区協議会・地域自治区の設置について

＜平成19年4月～平成24年3月＞

ア 区協議会のみ(中区、南区、東区、浜北区)



イ 区協議会と地域協議会が併存(西区、北区、天竜区)



(12) 住民自治の仕組み

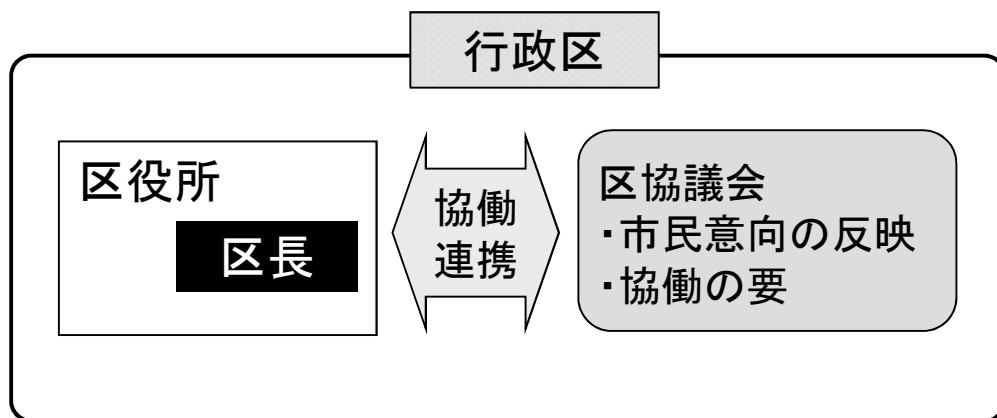
③ 地域自治区の廃止

< 廃止の経緯 >

時期	内容
平成20年3月	区協議会・地域協議会に関するアンケート調査を実施
5月	地域協議会ヒアリングを実施(すべての地域協議会)
平成21年9月	9月市議会定例会にて、浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部改正 可決
平成24年3月	地域自治区の廃止



< 平成24年4月 ~ >



地域協議会が廃止となる区は、委員定数を5人増加

区名	委員定数
中区	20人
東区	20人
西区	25人
南区	20人
北区	25人
浜北区	20人
天竜区	25人

(12) 住民自治の仕組み

④ 区協議会・地域協議会における諮問・協議・報告件数

区協議会

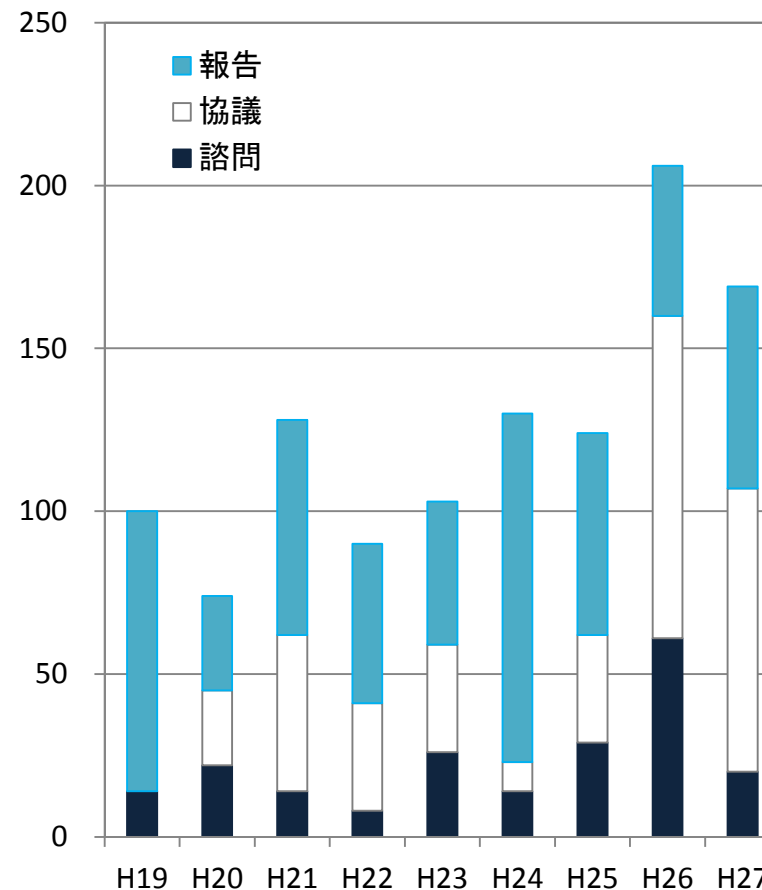
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
諮問	14	22	14	8	26	14	29	61	20
協議	—	23	48	33	33	9	33	99	87
報告	86	29	66	49	44	107	62	46	62

地域協議会

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
諮問	133	214	42	61	39	19	22
協議	—	—	—	26	51	61	65
報告	235	551	197	67	72	73	45

※協議: H20から設定

区協議会の件数推移



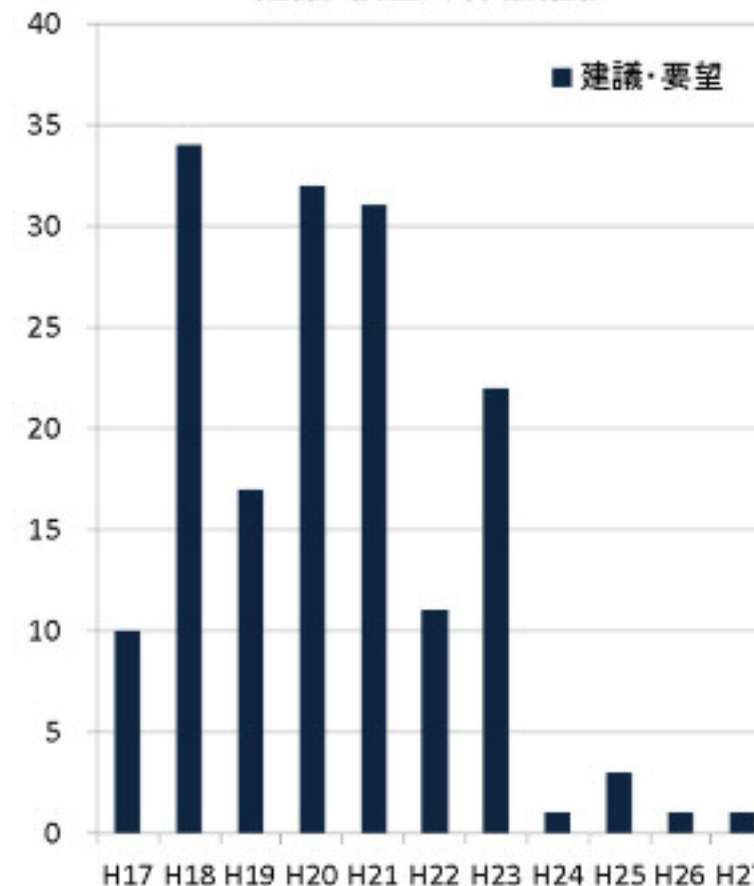
(12) 住民自治の仕組み

⑤ 区協議会・地域協議会における建議・要望件数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
建議・要望	10	34	17	32	31	11

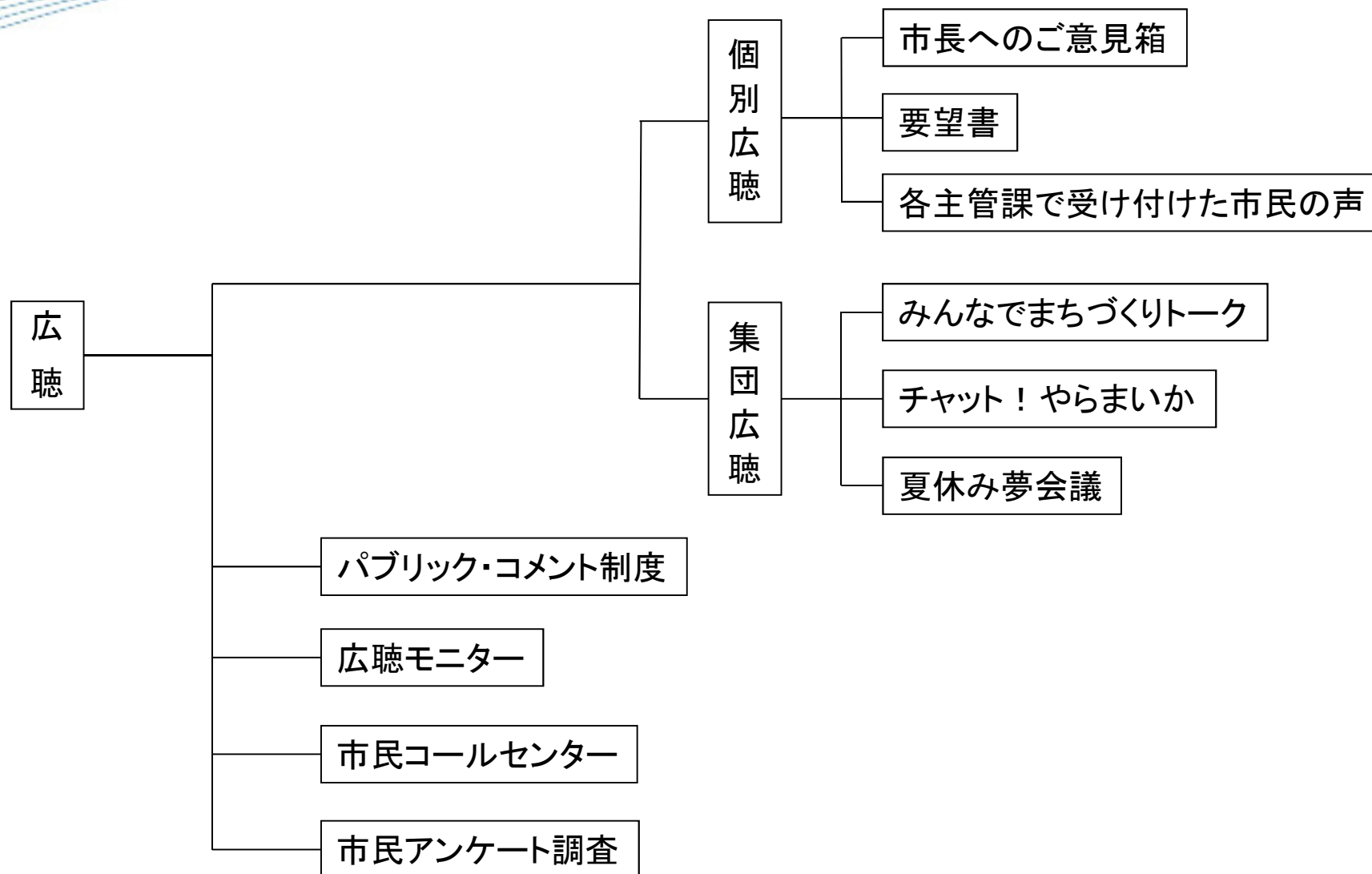
	H23	H24	H25	H26	H27
建議・要望	22	1	3	1	1

建議・要望の件数推移



(12) 住民自治の仕組み

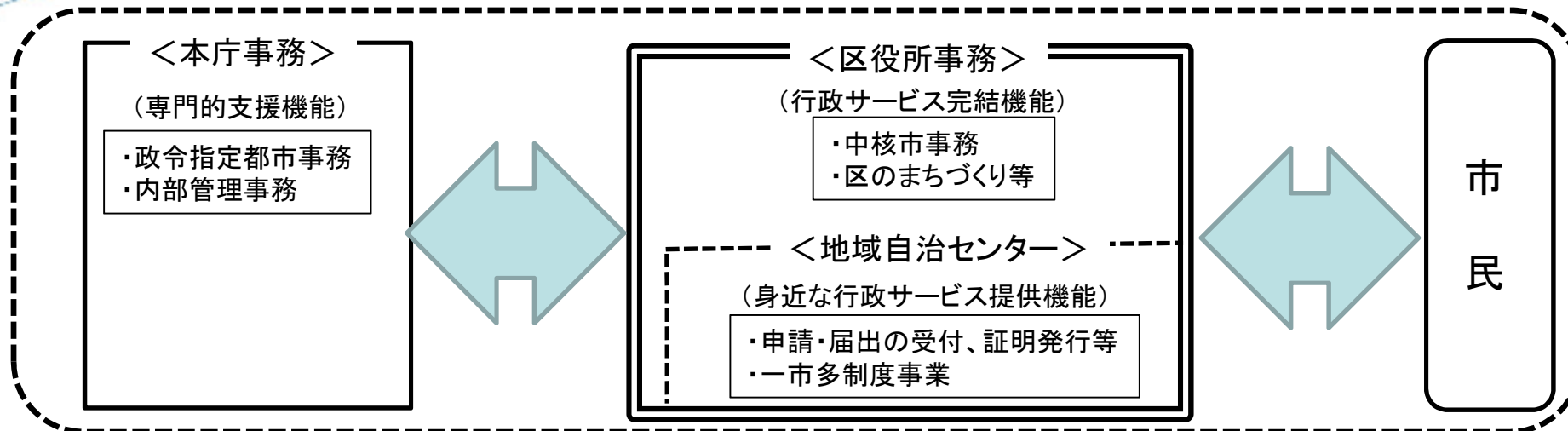
⑥ その他の仕組み(広聴の体系)



(13) 組織内分権 政令指定都市移行時の区役所組織の考え方

政令指定都市移行時(H19.4.1)「小さな市役所、大きな区役所」理念の具体化

<機能のイメージ図>



<区長の権限>

- ①区長を「区における市政の代表者」と位置づけ(浜松市区における総合行政の推進に関する規則)
 - 区政運営方針の策定・公表(規則第4条)
 - 区長会議の開催(規則第9条)
- ②区役所人事に関する権限を付与
 - 主任以下の職員の人員配置(原案作成)
- ③予算要求権
 - 区役所費について、財政部局へ直接予算要求

(14) 行政組織の変遷

①平成19年度の区役所組織



課名	設置区	主な業務
総務企画課	全区	区役所の人事、予算・決算、区総合計画、区役所の総括、防災、財産管理、調達、区会計事務
区振興課	全区	区協議会、地域自治振興事業、広聴広報、自治会総括、住居表示、管内の文化・スポーツ振興、生涯学習、地域の産業振興(西・北・浜北・天竜区を除く)、防犯等
税務課	全区	個人市民税、固定資産税、納税等
区民生活課	全区	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他市民窓口業務、市民相談、教育相談、環境
まちづくり課	全区	道路占用許可、公共物の管理、災害対策、市道・公園の相談、市道の新設(2,000万円以下)及び道路の維持修繕並びに小規模公園の維持・管理
社会福祉課	全区	地域福祉等、保健福祉窓口相談、児童福祉、生活保護、障害者福祉
長寿保険課	東・西・南・北・ 浜北・天竜区	介護保険、高齢者福祉等、国民健康保険、国民年金
長寿支援課	中区	介護保険、高齢者福祉等
保険年金課	中区	国民健康保険、国民年金等
産業振興課	西・北・浜北・ 天竜区	商工業・観光振興、農林水産業の振興
健康増進課	西・北・浜北・ 天竜区	保健相談、保健指導、地域保健、母子保健、精神保健
保健衛生課	西・北・浜北・ 天竜区	生活衛生、食品衛生、動物の愛護及び指導等
森林整備課	天竜区	森林の整備・管理、林業振興、林道・治山等

(14) 行政組織の変遷

①平成19年度の区役所組織

<地域自治センター>

地域自治センター名	課名	主な業務
浜松西・浜松北	地域振興課	地域協議会、地域の単位自治会
雄踏・細江・天竜	地域振興課	地域協議会、地域の単位自治会、地域自治振興事業、一市多制度事務、管内の産業・文化振興、生涯学習等
舞阪・引佐・三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山	地域振興課	地域協議会、地域自治振興事業、一市多制度事務、広聴等、地域の単位自治会、住居表示、防災、防犯、管内の産業、文化・スポーツ振興、生涯学習等
	地域生活課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他市民窓口業務、市民相談、税務相談、教育相談、環境
	地域福祉課	生活保護、障害者福祉、児童福祉等の相談・受付、介護保険、高齢者福祉の相談・受付、年金・国保相談

(14) 行政組織の変遷

②本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方

「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」策定(H21.12)
「市役所全体が1つの組織体として、市民のための機能的な本庁、市民に身近な区役所」を目指すこととした。

本 庁 の 機 能

- ・国・県等との協議、調整等の対外的折衝
- ・全市、全庁的な政策、施策の企画立案
- ・政策、施策が広範囲に及び、普遍性が大きい業務の実施
- ・情報、データ等の一元管理や統括が政策、施策に直結する業務の実施
- ・専門職員が限られ、育成が困難な分野や、集約化が効果的な業務の実施
- ・各部局が所掌する事務事業に係る統括・監督
- ・各区間の調整

区 役 所 の 機 能

- ・市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能(行政サービスの最前線)
- ・市民と市政をしっかりとつないでいく機能(行政情報の受発信拠点)
- ・市民との協働により、まちづくりを推進する(地域の課題を発見、解決する)機能(市民協働の要、地域課題のコーディネート役)

(14) 行政組織の変遷

③ 区役所業務の変遷

「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」に基づき、次のとおり区役所業務の本庁集約を進めた。

年度	業務内容	目的・効果
H22年度	産業 (商工・農林)	・全市的な視点から、産業施策の一体的な推進を図る ・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る
	市営住宅	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る
H23年度	土木	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
H24年度	環境保全	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
	税務(課税)	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
H26年度	会計審査	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る

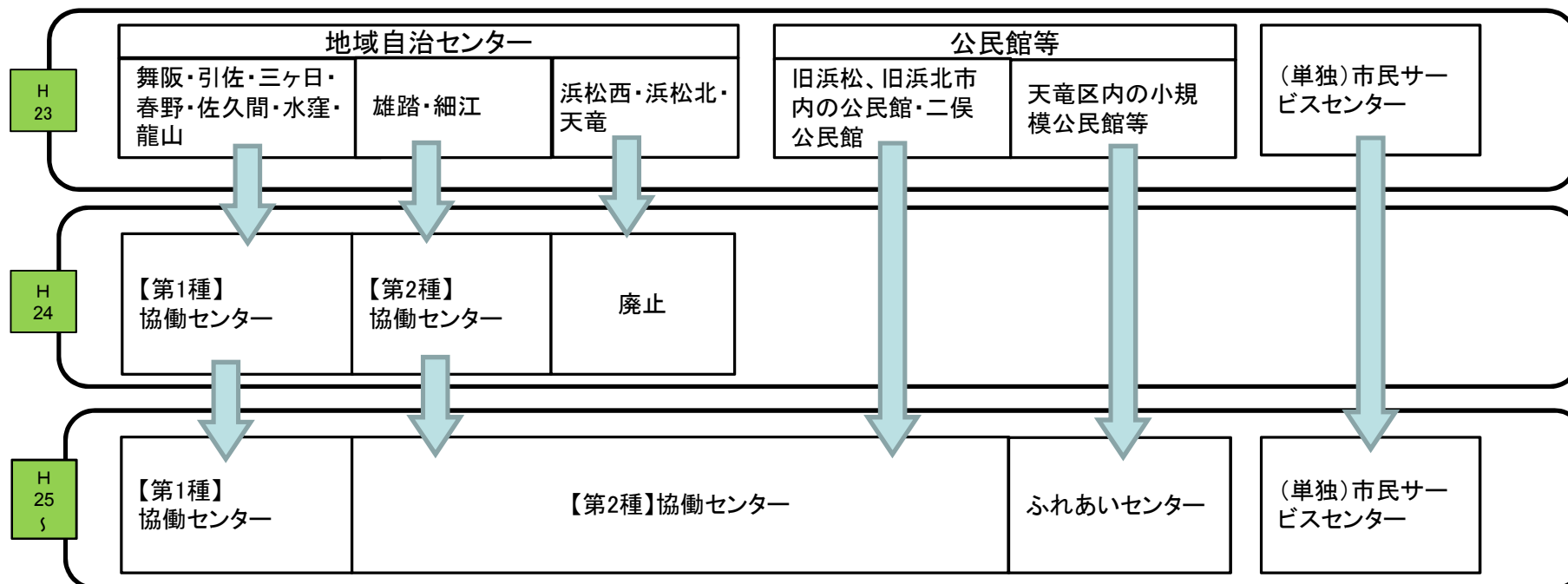
※これら以外にも、政令指定都市移行後は、組織の効率化や新たな行政需要へ対応するため、組織改正を行ってきた。

(14) 行政組織の変遷

④ 区出先機関の再構築

「区出先機関再構築の基本方針」策定(H23.11)
 「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」における区役所の3つの機能を、より発揮させるため、公民館等区出先機関を再構築する。

- ＜再構築の目指す姿＞
- (1) 市民に身近な行政サービスを、区役所及びその出先機関において効果的・効率的に提供する
 - (2) 的確な行政情報の提供と積極的な広聴活動により、行政への市民参加を進める
 - (3) 地域住民との協働により、地域の課題を発見・解決するなど、市民が主役の地域づくりを推進する



(14) 行政組織の変遷

⑤ 区出先機関の業務

※1 単独協働センター＝中区：中部・西部・南部・北部、 西区：雄踏、
南区：可美、 北区：細江、 天竜区：二俣



浜松市

業務		協働センター						ふれあいセンター		サービスセンター			
		第2種			第1種			川・山香・城西 古川・熊上阿多 下阿多古・浦	光明	葵・飯田・北部・高丘 都田・鹿島・新	赤佐	龍山北	
		一般 (①②以外)	①単独※1	②北浜南部・浜名	舞阪	引佐・三ヶ日	天竜区						
基本的な業務	地域づくりの拠点	○	○	○	○	○	○						
	まちづくり活動の支援	まちづくり活動の支援	○	○	○	○	○	○					
		情報提供、情報交換の推進	○	○	○	○	○	○					
		地域課題解決に向けた取組み	○	○	○	○	○	○					
		地域団体の連携の支援	○	○	○	○	○	○					
	生涯学習事業・文化スポーツ活動の企画・運営	○	○	○	○	○	○	○	○				
	窓口サービス(103種)	○			○	○	○	○		○			
	窓口サービス(17種)			○							○		
窓口サービス(16種)											○		
付加する業務	防災業務				○	○	○						
	施設の利用許可、施設の不備・破損等の対応				○	○	○						
	地域固有事業支援				○	○	○						
	中山間地域振興(天竜区、引佐北部地域)					○	○						
	窓口サービス(介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療など)					○	○						
	窓口サービス(上記以外で地域自治センターで取り扱っていたもの)						○						
	環境対策の初期対応						○						
	農林道の簡易な維持管理						○						
林道の簡易な維持管理(引佐・天竜区)					○	○							

(14) 行政組織の変遷

⑥現在の区役所組織

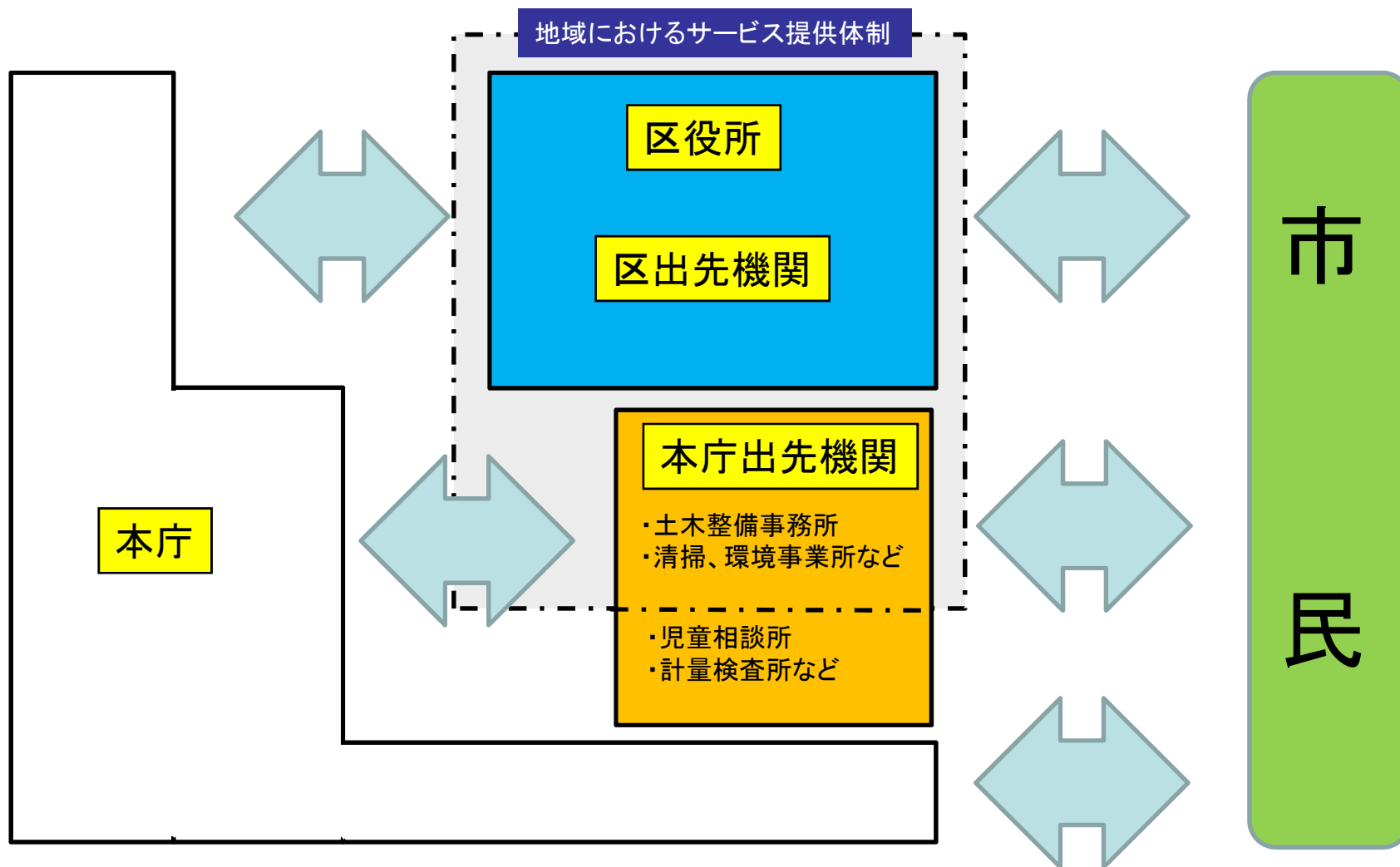


課名	主な業務
区振興課	<p>防災、広聴広報、区職員の人事・福利厚生、個人情報、財産管理、市民安全、区の振興、区協議会、UD、区選挙管理委員会</p> <p>市民協働、自治会、コミュニティ支援(中・西・北・浜北・天竜区)</p> <p>観光、商工農林業、公共交通、緑化推進、交通安全(東・南区)</p>
区民生活課	<p>戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービス、税関係、埋火葬、斎場、墓地・墓園、市民相談</p> <p>市民協働、自治会、コミュニティ支援、文化・スポーツ振興、生涯学習、動物愛護、環境、臨時運行、市営住宅(東・南区)</p>
まちづくり推進課 (東・南区を除く)	文化・スポーツ振興、生涯学習、動物愛護、環境、臨時運行、市営住宅、観光、商工農林業、公共交通・緑化推進、交通安全
社会福祉課	地域福祉、生活保護(中区以外)、障害者福祉、子ども福祉、母子福祉
生活福祉課 (中区のみ)	生活保護
長寿保険課	高齢者福祉、介護保険、国保・年金、後期高齢者医療
健康づくり課	母子保健、予防接種、がん検診、自立支援医療、育成医療、歯科検診

(14) 行政組織の変遷

⑦現在の市民サービス提供体制の全体像

区役所だけでなく、本庁も出先機関を含め、市民サービスを提供している。

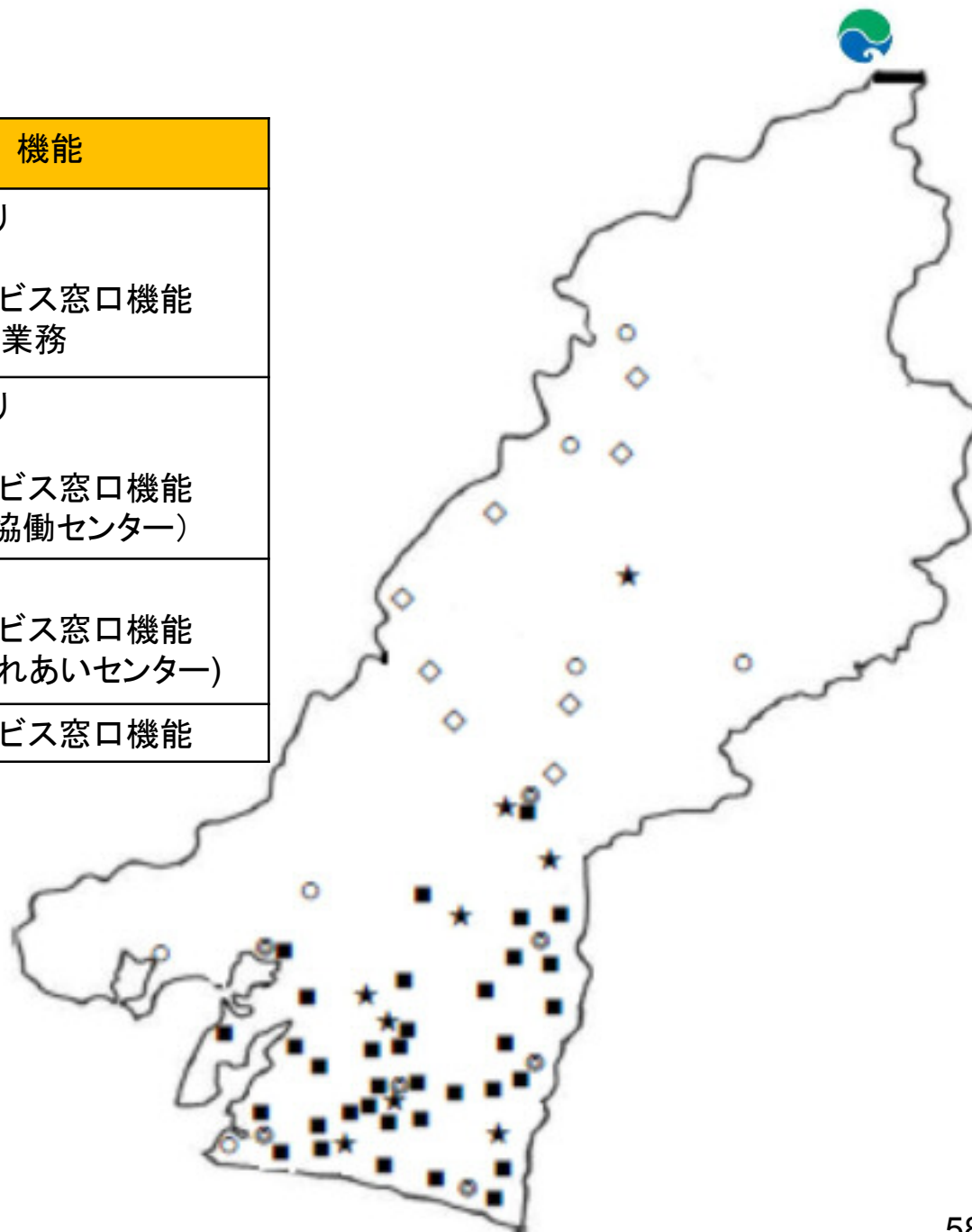


(14) 行政組織の変遷

⑧ 区役所・区出先機関の配置等

施設名	箇所数	機能
第1種協働センター	7箇所	・地域づくり ・生涯学習 ・市民サービス窓口機能 ・地域固有業務
第2種協働センター	35箇所	・地域づくり ・生涯学習 ・市民サービス窓口機能 (一部の協働センター)
ふれあいセンター	8箇所	・生涯学習 ・市民サービス窓口機能 (一部のふれあいセンター)
市民サービスセンター	9箇所	・市民サービス窓口機能

- ◎ …区役所
- …第1種協働センター
- …第2種協働センター
- ◇ …ふれあいセンター
- ★ …市民サービスセンター



(14) 行政組織の変遷

⑨ 教育委員会事務局・土木組織の変遷



本庁教育委員会事務局への集約

H17.7	浜松	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	浜北	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山				
	学校教育部															
	引佐教育事務所				引佐分室		三ヶ日分室		浜北教育事務所	天竜教育事務所			春野分室		佐久間分室	水窪分室



H19.4~	中区	東区	南区	西区	北区		浜北区	天竜区			
	学校教育部										

※中区以外は社会福祉課で教育相談を実施

区土木業務の土木整備事務所への集約

H17.7	浜松	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	浜北	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山
	南道路維持事務所 北道路維持事務所	舞阪 総合事務所 建設課	雄踏 総合事務所 建設課	細江 総合事務所 建設課	引佐 総合事務所 建設課	三ヶ日 総合事務所 建設課	浜北 総合事務所 土木課	天竜 総合事務所 土木課	春野 総合事務所 建設課	佐久間 総合事務所 建設課	水窪 総合事務所 建設課	龍山 総合事務所 建設経済課



H19.4	中区	東区	南区	西区	北区		浜北区	天竜区			
	南土木整備事務所				北土木整備事務所		浜北土木整備事務所	天竜土木整備事務所			
	中区 まちづくり課	東区 まちづくり課	南区 まちづくり課	西区 まちづくり課	北区 まちづくり課		浜北区 まちづくり課	天竜区 まちづくり課			



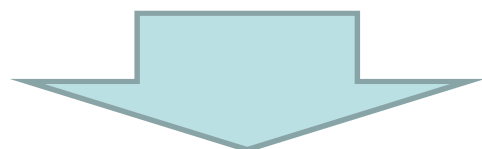
H23.7~	南土木整備事務所	東・浜北土木整備事務所	南土木整備事務所	南土木整備事務所	北土木整備事務所		東・浜北土木整備事務所	天竜土木整備事務所			
--------	----------	-------------	----------	----------	----------	--	-------------	-----------	--	--	--

※必要に応じ、区に土木整備事務所の出先として、グループを配置

(15)新市建設計画

①計画の概要について

- ・新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定め、方針を踏まえた施策の項目と、それに基づく事業計画を策定
- ・計画期間：平成17年度～平成26年度
- ・主要304事業、計画事業費354,281,000千円で進捗管理を行い、毎年当初予算ベースで公表



計画の変更(H25年度)

- ・東日本大震災を受け法改正が行われたことから、次の2点について計画を変更
 - ①計画期間：平成17年度～平成32年度(6年間の延長)
 - ②「津波対策事業」「防災・減災事業」を計画事業に追加
- ・主要事業数306、計画事業391,828,000千円

(15) 新市建設計画

②平成28年度当初予算における状況



項目	着手事業数		未着手	実施困難	合計	事業着手率	事業費進捗率	
	完了	実施中						
事業数	239	115	124	17	50	306	78.1%	80.1%

※実施困難事業：事業効果、実現性等の理由により実施が困難なものに加え、同様の目的を持つ事業が既に実施されたり、事業実施の必要性がなくなるなどの環境の変化があったもの

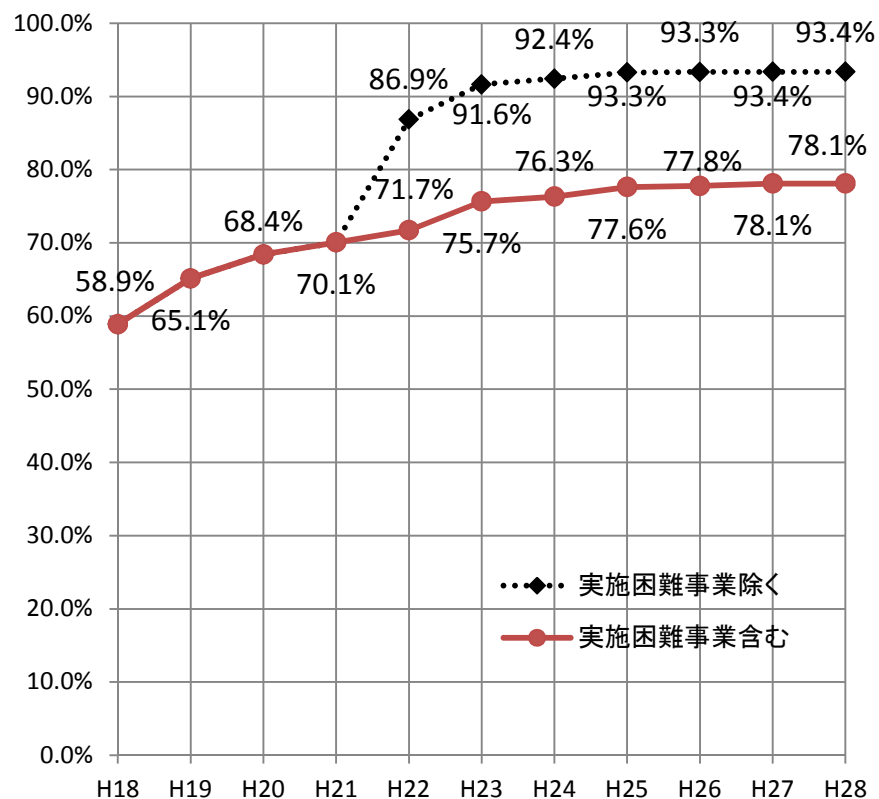
<主な実施事業>

事業名	対象市町村	実績額(千円)	事業名	対象市町村	実績額(千円)
新清掃工場建設事業	浜松	14,628,790	町営住宅建設事業	引佐	395,341
平口地区スポーツ施設等整備事業	浜北	2,518,650	町営住宅建設事業	三ヶ日	906,478
給食センター建設事業	天竜	832,134	公有財産総括管理(庁舎建設、旧庁舎・総合センター解体)	春野	731,018
橋梁耐震補強工事(朝日橋)	舞阪	30,398	農業農村整備事業	佐久間	305,768
小学校建替事業	雄踏	2,674,979	特別養護老人ホーム施設整備事業	水窪	180,134
公立学校施設整備国庫負担(補助)中川小学校南校舎建替工事	細江	584,888	中山間地域林業整備事業	龍山	116,880

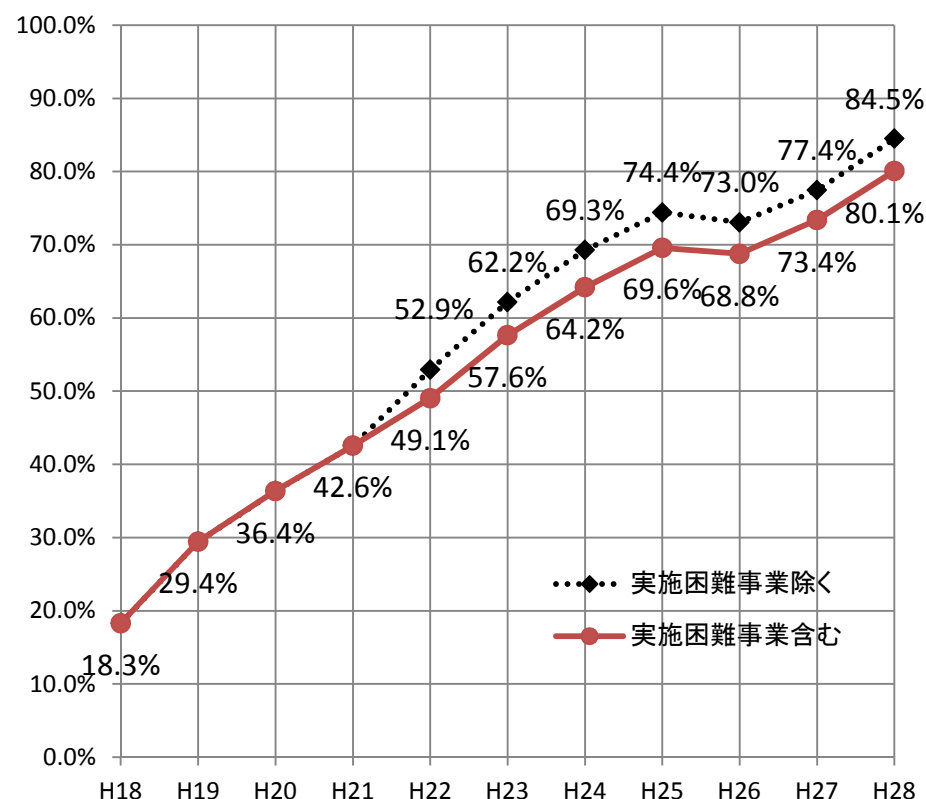
(15)新市建設計画

③計画の進捗の推移

事業着手率



事業費進捗率



(15) 新市建設計画

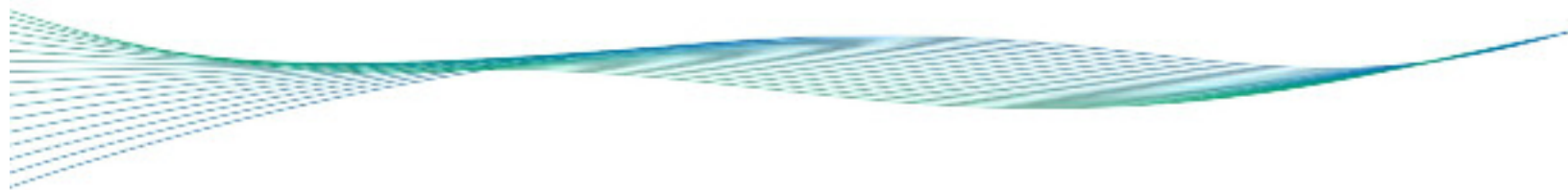
④ 実施困難事業について

< 主な実施困難事業 >

事業名	対象市町村	実施困難理由
浜北情報交流施設建設事業	浜北市	組合土地区画整理事業の保留地に建設を計画していたが、組合としては他の民間施設への保留地売却となったため、当該施設の建設は不可能となった。
水力発電PR館整備拡充事業	佐久間町	佐久間ダム電力館の閉館が取りやめとなり、電源開発が運営を継続することとなった。
(仮称)エコセンター整備事業	浜松市	環境教育・環境学習の拠点施設として西部清掃工場内環境啓発施設「エコはま」や「浜松市エコハウスモデル住宅」が整備されたことにより事業目的が達成される状況にある。
「Z」(片山 豊)記念館整備事業	春野町	平成21年度において春野地域内に片山豊氏の名前を冠した「K' Zロード(3コース)」を設定し、春野地域の観光情報として発信している。

- ・平成21年度末において未着手であった77事業について、今後の方針を総務委員会、区・地域協議会へ 報告(平成23年2~3月)。
- ・77事業中、53事業を「実施困難事業」と整理した。
- ・平成28年度当初予算ベースでは、実施困難事業は50事業となった。

※実施困難事業: 事業効果、実現性等の理由により実施が困難なものに加え、同様の目的を持つ事業が既に実施されたり、事業実施の必要性がなくなるなどの環境の変化があったもの



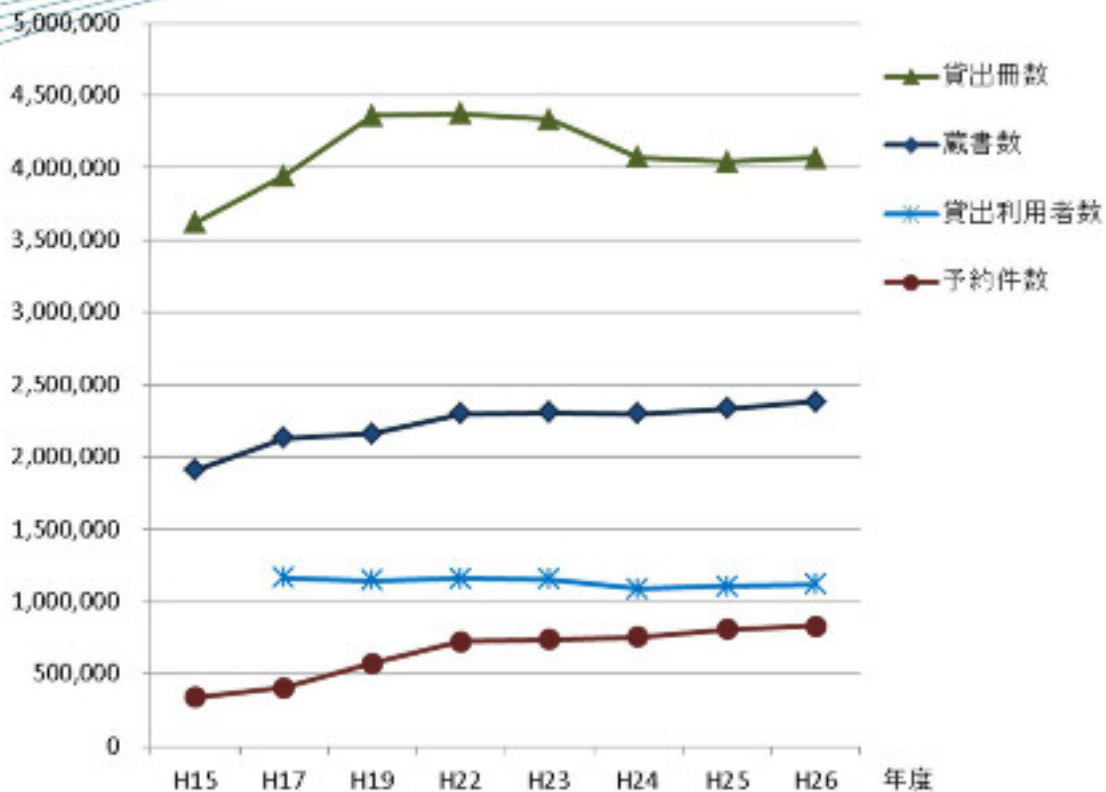
3 市民生活の変化について

(1) 合併により全市的に普及したサービス

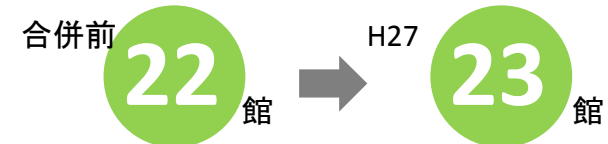
① 図書館の利用状況について



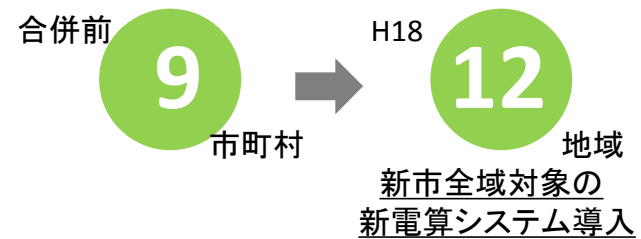
図書館蔵書数・貸出冊数・貸出利用者数・予約件数



図書館数



電算システム導入



	H15	H17	H19	H22	H26
蔵書数	1,906,631	2,132,421	2,162,700	2,297,561	2,381,979
貸出冊数	3,618,712	3,941,584	4,362,100	4,374,082	4,067,955
貸出利用者数	—	1,162,386	1,146,467	1,160,307	1,120,813
予約件数	338,049	404,020	572,235	724,366	831,292

- 合併により市民が利用できる図書館数及び蔵書数が増加
- 最寄りの図書館で返却可能
- 新たな図書館管理電算システムが稼働し、インターネットによる検索・予約や図書取り寄せなどの利用環境が向上

(1) 合併により全市的に普及したサービス



② 施設利用料などの内外格差について ※施設数は合併時点数値(現在廃止施設除く)

文化センター等(全12施設)

料金格差が解消された施設数

4 施設

施設例	域外住民料金※1
浜北文化センター	5割増→同額
みをつくし文化センター	5割増→同額
佐久間歴史と民話の郷会館	2割増→同額

※1・・・域内住民料金との比較

斎場(全7施設)

無料化または料金格差が解消された施設数

7 施設

施設例	域内住民料金	域外住民料金※1
浜松市斎場会館	0円	23,000円
春野町火葬場	8,000円 →0円	11,000円 →23,000円
佐久間・水窪共同斎苑	15,000円 →0円	30,000円 →23,000円

スポーツ施設(全57施設)

料金格差が解消された施設数

11 施設

施設例	域外住民料金※1
舞阪乙女園グラウンド	2倍→同額
引佐総合体育館	2倍→同額
三ヶ日運動場	約2.4倍→同額

墓園・墓地(全6施設)

居住地域による利用制限が解消された施設数

6 施設

- 合併により、居住地域による施設利用料金の格差を解消
- 斎場の市民利用料金を無料に統一(春野・佐久間・水窪が有料→無料)

(1) 合併により全市的に普及したサービス

③ 自主防災組織への支援制度について

制度概要: 自主防災組織が行う防災活動事業に要する経費の一部を補助する制度。補助対象は活動事業費が資機材の購入や消耗品費など、倉庫整備費は防災倉庫の整備や改修費用等



	浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山
合併前	●	●		●	●	●	●	●		●	●	
合併後	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



	浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山
合併前	●					●	●	●		●		
合併後	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 合併により、自主防災組織に対する活動・整備事業費補助の対象地域が新市全域に拡大

(1) 合併により全市的に普及したサービス

④ 保育所数について



保育所数 ※現在は認定こども園(H23～)を含む

合併前	浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山	計
H17.6	61	5	3	3	1	1	1	3	—	—	—	—	78



現在	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
H28.4	31	18	20	10	13	10	3	105

保育所位置と利用者居住区 ※H27.4時点

		保育所位置						
		中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
利用者 居住区	中区	2,062	234	137	396	105	67	1
	東区	214	1,540	12	58	40	193	2
	西区	242	17	1,275	121	85	10	1
	南区	103	90	38	976	4	4	0
	北区	139	85	75	2	1,061	180	2
	浜北区	21	63	2	6	32	914	11
	天竜区	1	4	0	0	3	65	158

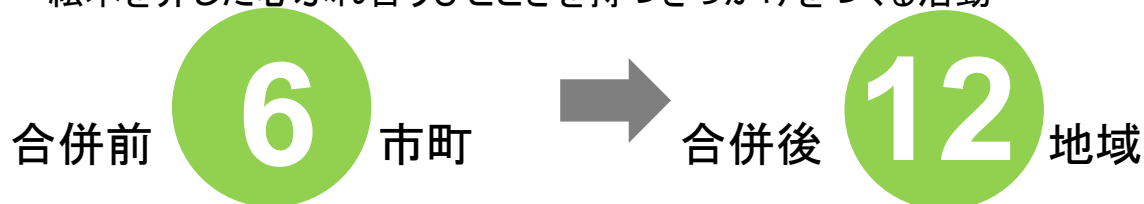
● 合併以降、保育所数は大幅に増加
 ● 合併により、利用できる保育所のエリアが新市全域に拡大
 ※ 中区の保育所の利用者は、約31%が中区以外の住民

(2) 合併時の調整により変化したサービス

①ブックスタートについて

活動概要: 赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタートパックを手渡し、それと共に絵本を開く楽しい体験(読み聞かせやわらべうたなど)を提供することで、絵本を介した心ふれ合うひとときを持つきっかけをつくる活動

実施状況



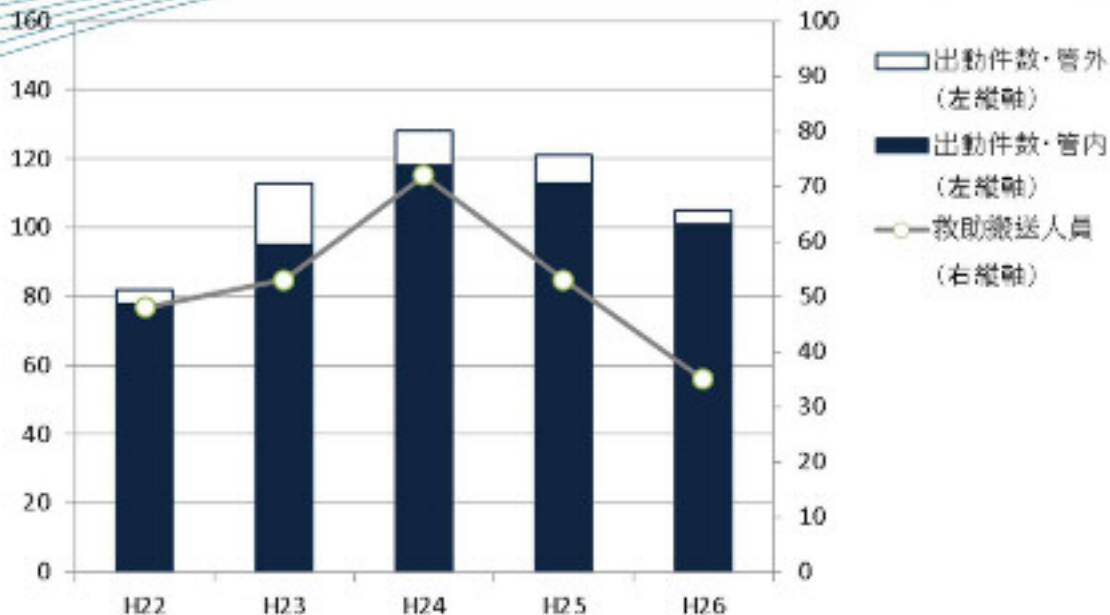
		浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山
合併前	実施		●	●			●	●	●	●			
	対象		7か月児・保護者	満5か月児・保護者			6か月児・保護者	6か月児・保護者	3か月児・保護者	0歳児・保護者			
	回数/年		12	12			12	12	12	6			
合併後 (H19年度)	実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	対象	8か月～満1歳児(誕生日末日まで)・保護者											
	回数/年	239											
H26年度	実施	全図書館・東部保健福祉センター ・市内ショッピングモール(2か所)											
	対象	8か月～満1歳児(誕生日末日まで)・保護者											
	回数/年	383											

● 合併2年後に実施地域を新市全域に拡大、対象年齢は8か月～満1歳児(誕生日末日まで)と保護者に統一
● 開催回数は年239回(合併2年後)から年383回(現在)に大幅増加

(2) 合併時の調整により変化したサービス

② 消防出動体制について

消防ヘリコプター出動状況

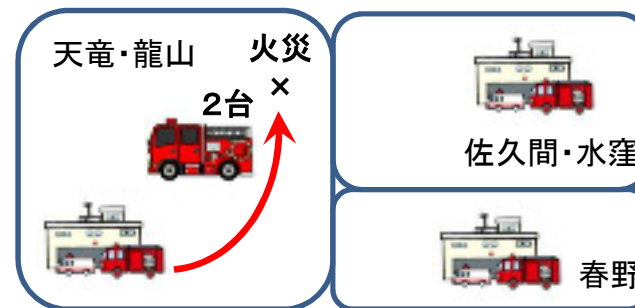


	H22	H23	H24	H25	H26
出動件数・管内	78	95	118	113	101
中区	4	4	9	5	9
東区	2	10	1	6	4
西区	3	7	13	13	8
南区	5	7	9	7	10
北区	4	13	12	14	8
浜北区	2	1	5	7	7
天竜区	58	53	69	61	55
出動件数・管外	4	18	10	8	4
救助搬送人員	48	53	72	53	35

※緊急運航の件数

天竜区における建物火災常備消防出動体制

【合併直前】※第1出動時

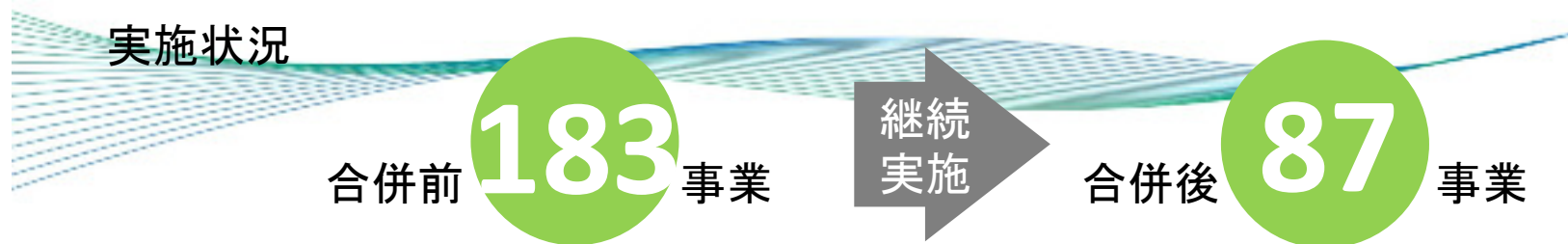


【現在】※第1出動時



- 消防ヘリ出動件数は年平均100件。天竜区への出動が半数超
- 合併・区制により、旧市町村の枠組みを超えた消防連携が可能になり、天竜区の出動体制が大幅に充実

(3) 地域固有事務(一市多制度)



	廃止	民間に事業 移管して継続	他事業に統合	一市多制度 として継続
合併時	—	—	—	183
現在	88	6	2	87

【主な継続事業】

事務事業名	対象地域
遠州はまきた飛竜まつり	浜北
細江姫様道中	細江
いなさ人形劇まつり	引佐
三ヶ日花火大会	三ヶ日
鹿島花火大会	天竜
すみれの里づくり	春野
みさくぼ祭り	水窪

【主な廃止事業】

事務事業名	対象地域
公民館管理人の設置	浜松
なゆた・浜北喫茶コーナー運営費補助金	浜北
農協有線放送からの119番通報受付と処理	細江、引佐、三ヶ日
コミュニティ防災センター整備事業	細江、引佐
郵政官署における証明書交付	引佐
JR飯田線水窪駅業務委託事業	水窪

(4) 政令指定都市移行に伴い変化したサービス

① 国県道の管理について

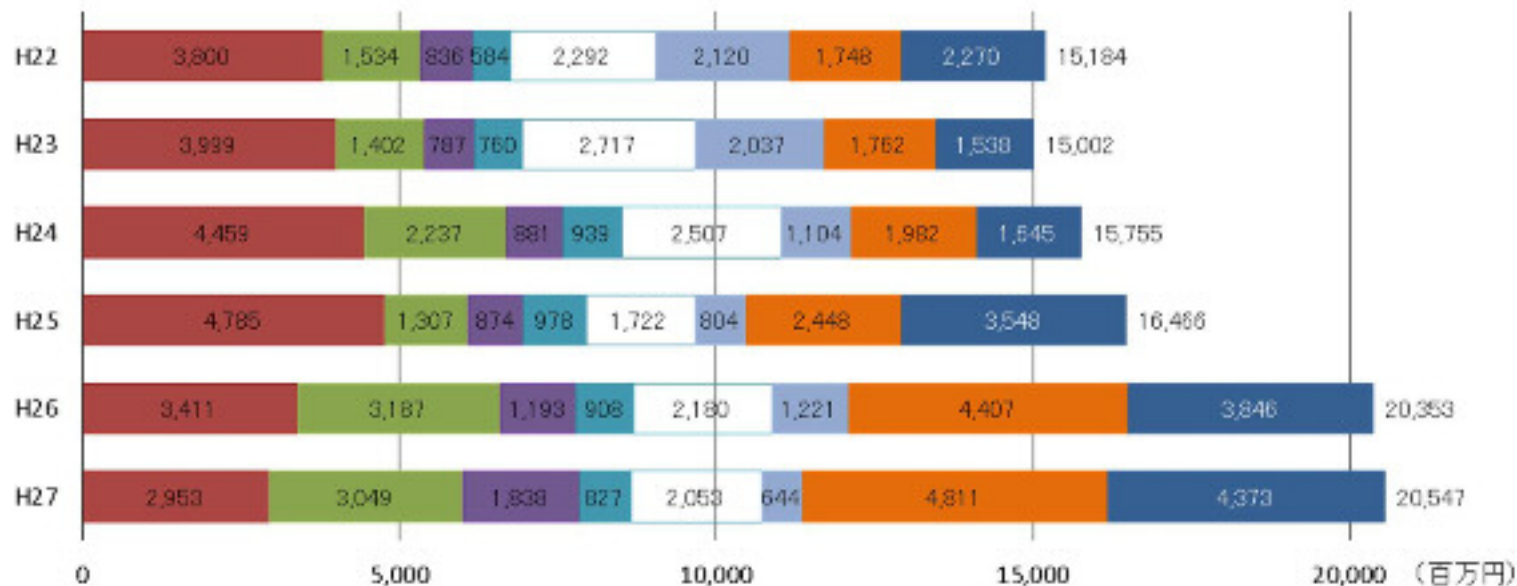
国県市道に関する要望件数・対応状況

	H24	H25	H26
要望書受付件数(A)	1,655件	1,516件	1,890件
工事実施件数(B)	1,556件	1,315件	1,946件
B/A	94.0%	86.7%	103.0%

※工事実施件数は過年度に受けた要望分も含む

【参考】道路整備・維持に関する区別当初予算額の推移

年度 ■ 中区 ■ 東区 ■ 西区 ■ 南区 ■ 北区 ■ 浜北区 ■ 天竜区 ■ 管内 (区に分類できないもの)



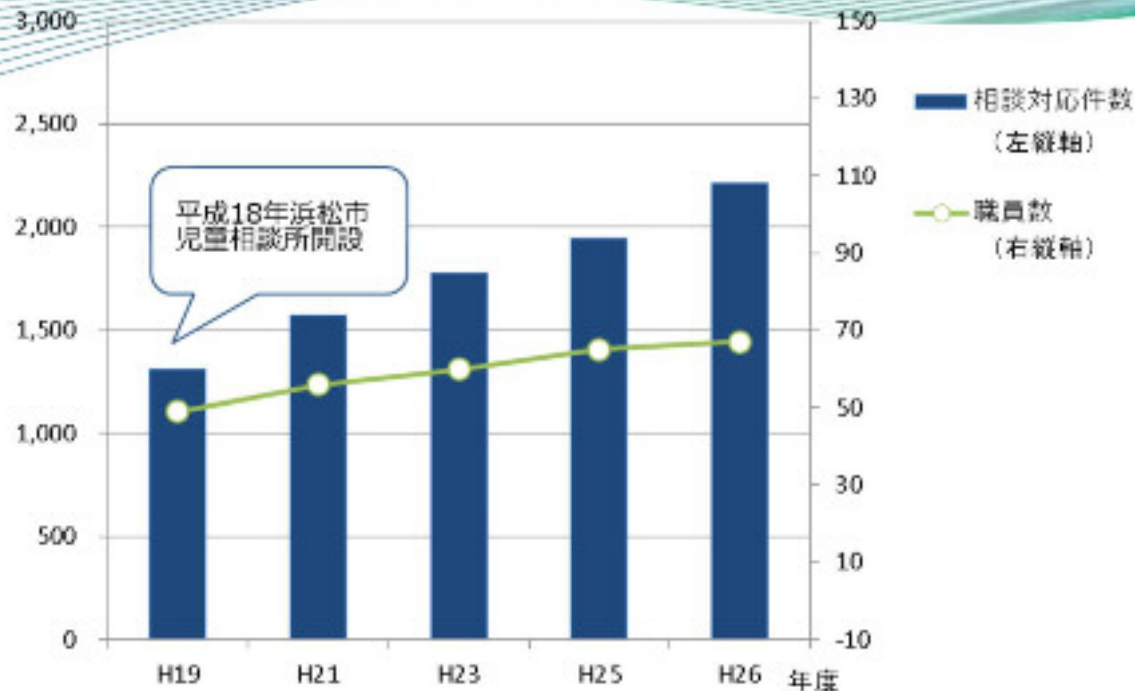
● 政令指定都市移行に伴う国県道の移管により、一部国道を除く国県市道の管理・要望窓口が一元化

● 迅速かつ効率的な対応が可能になり、住民生活の向上に寄与

(4) 政令指定都市移行に伴い変化したサービス

② 児童相談所について

児童相談所 相談対応件数



	H19	H21	H23	H25	H26
相談対応件数	1,311	1,547	1,778	1,948	2,217
【内訳】 中区	413	536	577	634	661
東区	176	221	254	282	388
西区	188	240	241	231	278
南区	182	175	277	297	364
北区	134	175	183	218	204
浜北区	124	129	180	205	240
天竜区	41	46	40	52	37
その他	53	52	26	29	45
職員数	49	56	60	65	67

※職員数は非正規含む

- 政令指定都市移行に伴い、浜松市児童相談所を開設
- 児童相談所を市が所管することにより、管理・窓口が一元化され、迅速かつ効率的な対応が可能
- 相談対応件数の増加傾向に応じて、職員を増員

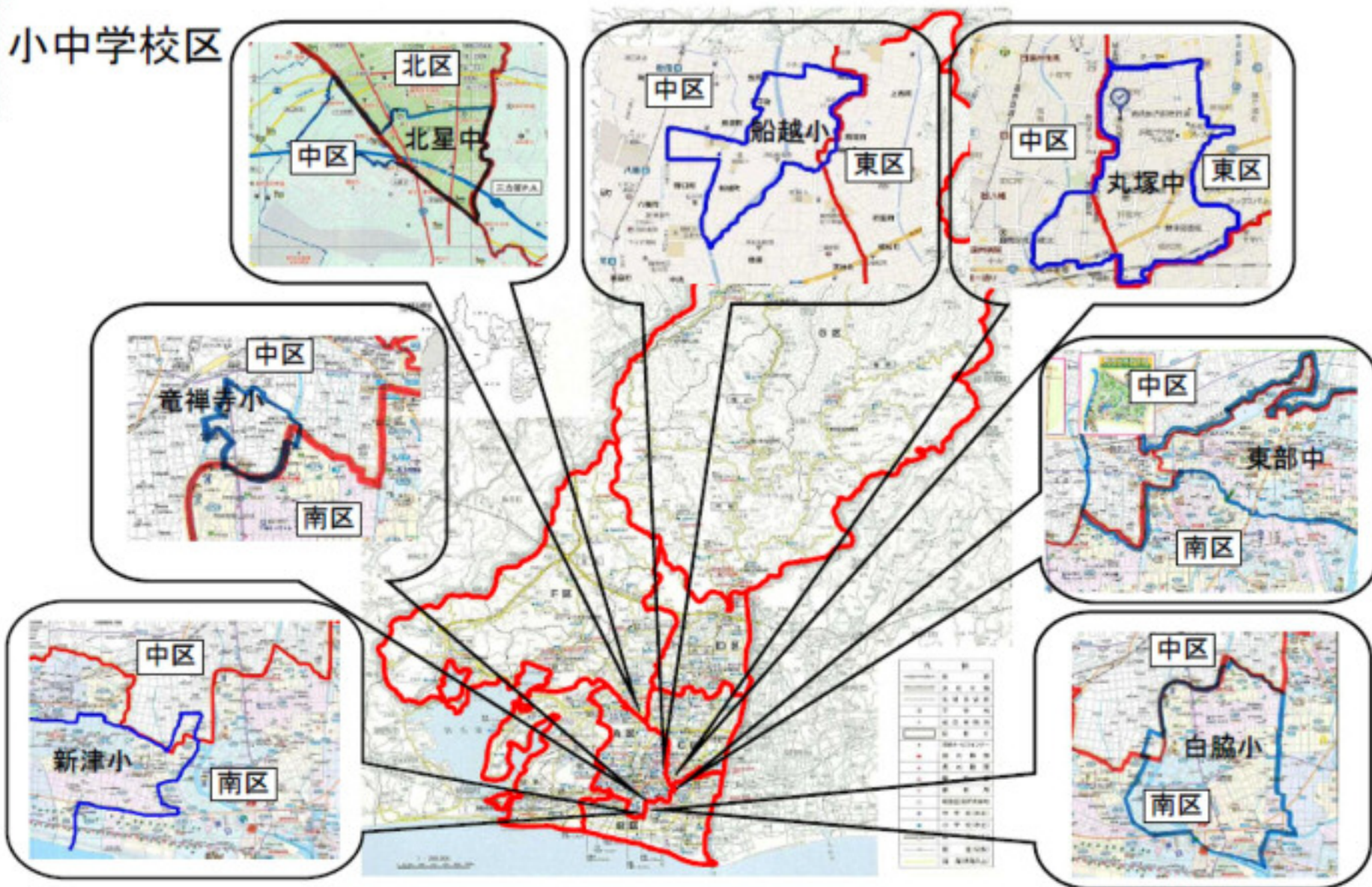
(5) 区をまたぐ学区



中学校名	小学校名	校区
東部中学校 (中・南区)	相生小学校	中区:相生町・富吉町・中島町・中島一～四丁目・名塚町・向宿一～三丁目・領家一～三丁目 南区:三島町(1841～1852番地 旧領家町)
	飯田小学校	南区:青屋町・飯田町・大塚町・三和町・下飯田町・新貝町・鶴見町・渡瀬町
南部中学校 (中・南区)	竜禅寺小学校 (中・南区)	中区:北寺島町・寺島町・龍禅寺町 南区:楊子町(雇用促進住宅)
	白脇小学校 (中・南区)	中区:瓜内町(1番地～1813番地までを除く) 南区:三島町(1841～1852番地を除く旧領家町)・瓜内町(1番地～1813番地まで)・白羽町(国道1号線以北)・寺脇町・中田島町(馬込川以北)・福塚町・楊子町(雇用促進住宅を除く)
八幡中学校 (中・東区)	船越小学校 (中・東区)	中区:十軒町(東セコ跡地)・早出町(東セコ跡地及び南側)・茄子町・野口町(6～10丁目)・船越町・細島町 東区:神立町(134の5～134の16)
新津中学校 (中・南区)	新津小学校 (中・南区)	中区:法枝町(1番地～210番地。市営住宅を除く。) 南区:倉松町・小沢渡町・田尻町(国道1号線以北)・堤町・新橋町(2767番地～2775番地を除く。) 法枝町(国道1号線以北(1番地～210番地を除く。))・米津町(国道1号線以北)
北星中学校 (中・北区)	葵西小学校	中区:葵西一丁目(13番3号、13番5号、13番19号及び13番20号を除く。) 葵西二～六丁目
	初生小学校	北区:初生町
丸塚中学校 (中・東区)	佐藤小学校	中区:佐藤一～三丁目・天神町
	蒲小学校	東区:植松町・大蒲町・上新屋町・上西町・神立町(134の5～134の16を除く。) 子安町・将監町・西塚町・丸塚町・宮竹町

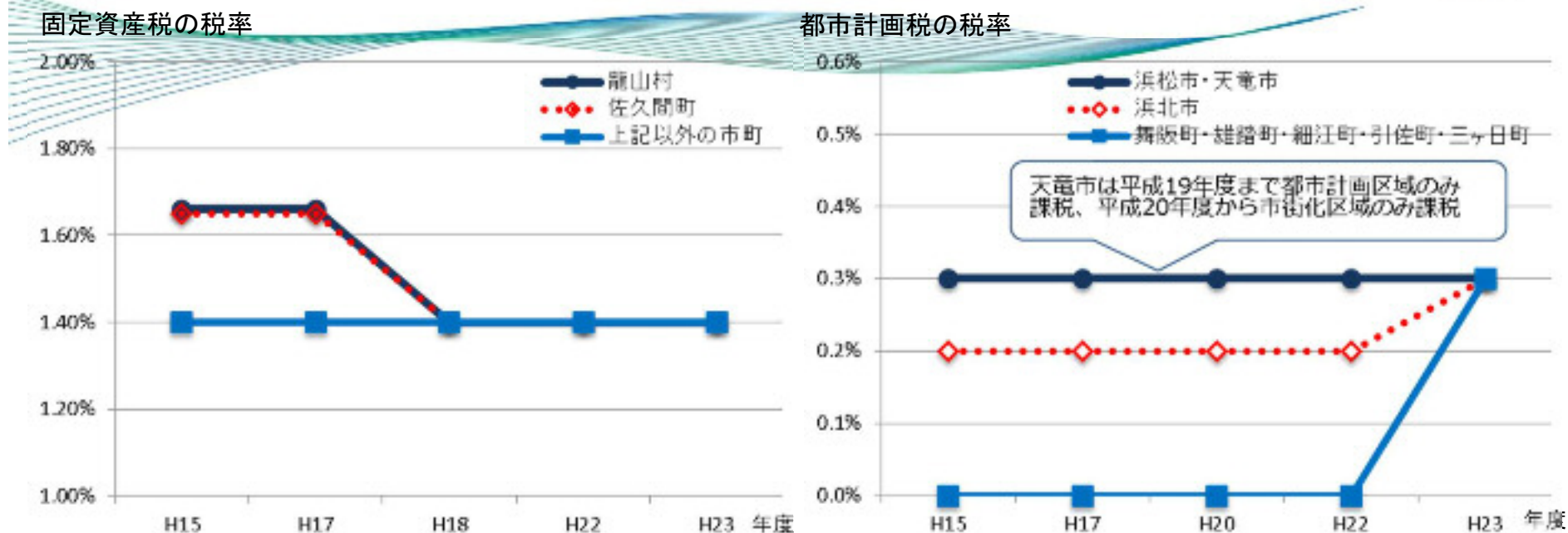
(5) 区をまたぐ学区

小中学校区



(6) 主な税、使用料・手数料の変化

① 固定資産税・都市計画税について(合併時に調整済)



(固定資産税)
●平成18年度に標準税率1.4%に統一

(都市計画税)
●合併後の平成18~22年度までの5年間は、合併特例法の規定を用いて旧市町村の制度を維持

●平成23年度に旧浜松市の税率0.3%に統一

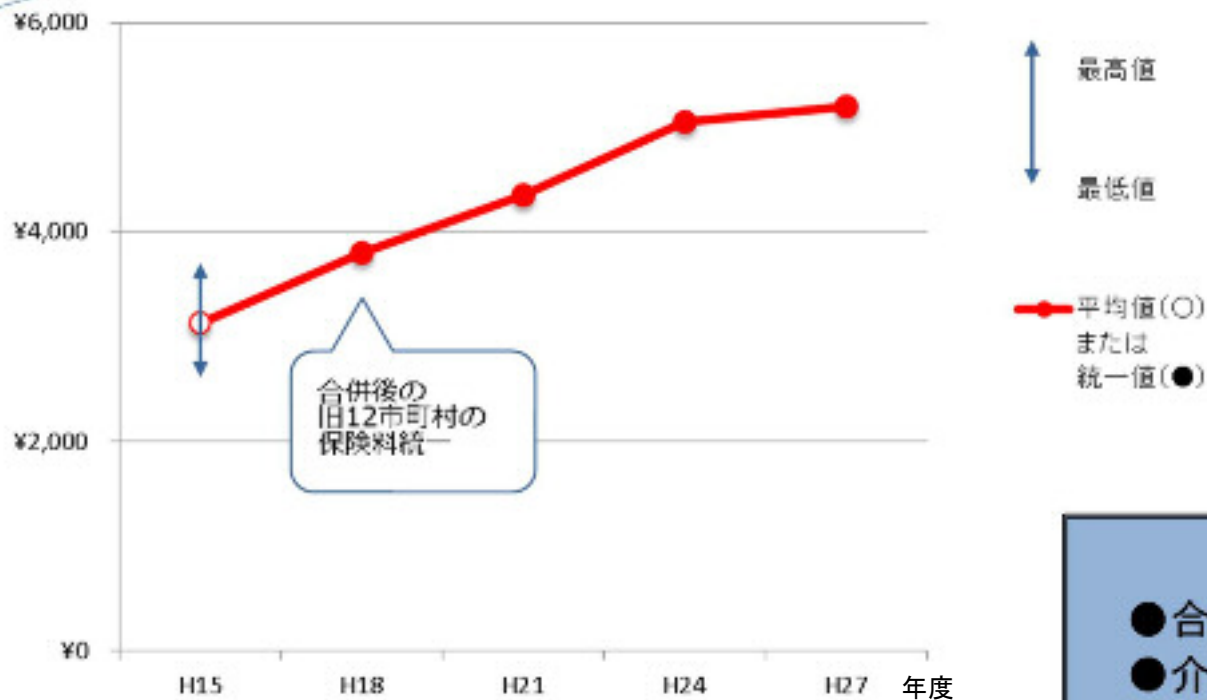
都市計画税の税率	H15	H17	H20	H22	H23
浜松市・天竜市	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	市街化区域のみ	市街化区域のみ	市街化区域のみ	市街化区域のみ	市街化区域のみ
浜北市	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
	市街化区域のみ	市街化区域のみ	市街化区域のみ	市街化区域のみ	市街化区域のみ
舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
	課税せず				市街化区域のみ
春野町・佐久間町・水窪町・龍山村	都市計画区域外のため課税対象外				

※旧天竜市の都市計画区域は平成19年4月から市街化区域と調整区域に線引き
※旧三ヶ日町は平成19年4月に都市計画区域を定め、市街化区域と調整区域に線引き

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

② 介護保険料について

介護保険料月額基準額



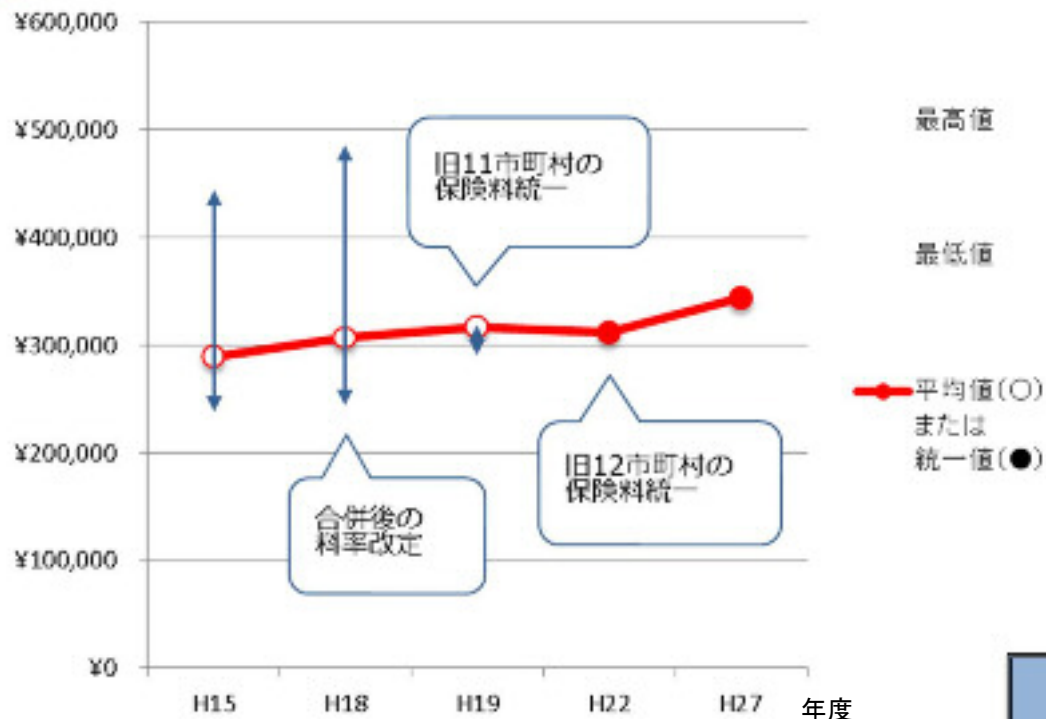
	H15	H18	H21	H24	H27
最高値	¥3,700	—	—	—	—
最低値	¥2,620	—	—	—	—
平均値	¥3,125	—	—	—	—
統一値	—	¥3,800	¥4,350	¥5,050	¥5,200

- 合併後に保険料を統一
- 介護保険料は全国的に上昇傾向
- 浜松市の保険料は政令指定都市の中では下から3番目の水準(最高:大阪市6,758円、最低:千葉市5,150円)

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

③国民健康保険料について(合併時に算定方法を調整済)

標準世帯モデルの国民健康保険料



	H15	H18	H19	H22	H27
最高値	¥443,400	¥485,700	¥318,700	—	—
最低値	¥238,700	¥243,800	¥289,400	—	—
平均値	¥289,008	¥306,417	¥316,258	—	—
統一値	—	—	—	¥311,000	¥343,300

※資産割額分除く(H27は資産割額設定なし)
 ※後期高齢者支援金分(H20～制度化)は考慮せず
 ※算定方式変更に伴う激変緩和措置(H25～27実施)は加味せず

【標準世帯モデル】

- ・4人家族で世帯全員が国保に加入。
- ・収入と基準額は以下のとおり。

家族構成(名)		4
介護保険対象(名)		1
夫	年収	¥4,000,000
	所得金額	¥2,660,000
	基礎控除	¥330,000
	基準額(旧ただし書所得)	¥2,330,000
	所得控除	¥1,295,000
	課税標準額	¥1,365,000
	調整控除	¥3,000
	市民税所得割額	¥78,900
妻	年収	¥1,000,000
	所得金額	¥350,000
	基礎控除	¥330,000
	基準額(旧ただし書所得)	¥20,000
	課税標準額	¥0
	市民税所得割額	¥0
子	年収	¥0

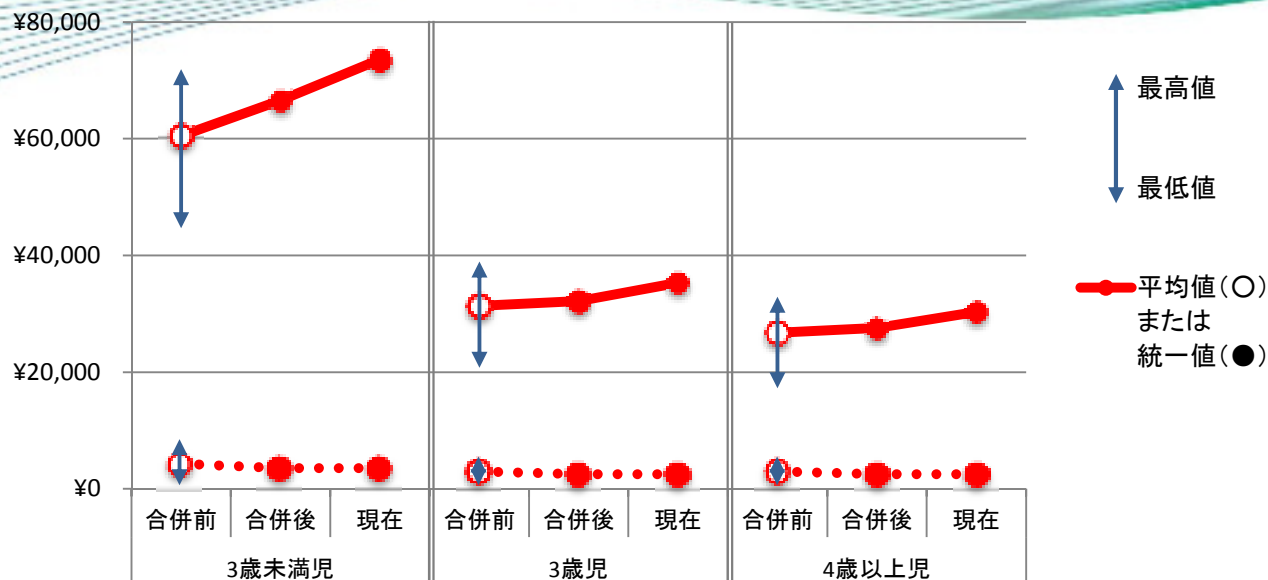
- 標準世帯モデル(4人家族、全員国保加入、総所得301万円)で検証
- 合併後の料率改定により、保険料が全体的に微増
- 政令市移行時に旧浜松市以外の11市町村の保険料率を統一し、平成27年に全市統一

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

④ 保育料について(合併時に調整済)



保育料(最高額と最低額)



※実線:階層区分の最高額、点線:階層区分の最低額

● 合併時の料金統一により、最大27,300円(3歳未満児の最高額)の格差是正
 ● 多子世帯の負担軽減策として、第2子料金を概ね半額減免に、第3子料金を無料に統一(※第1~3子が同時通所)

合併前	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		多子世帯軽減	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	第2子料金	第3子料金
最高値	¥72,000	¥8,000	¥39,000	¥5,000	¥33,000	¥5,000	概ね半額減免	全額減免
最低値	¥44,700	¥0	¥20,800	¥0	¥17,300	¥0	概ね半額減免	設定なし
平均値	¥60,513	¥3,739	¥31,375	¥2,443	¥26,754	¥2,443	—	—

↓

合併後(H17)	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		多子世帯軽減	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	第2子料金	第3子料金
	¥66,600	¥3,000	¥32,200	¥1,900	¥27,600	¥1,900	概ね半額減免	全額減免

※三ヶ日町は閉所時間等サービスが異なるためH20.4に内容を見直して統一

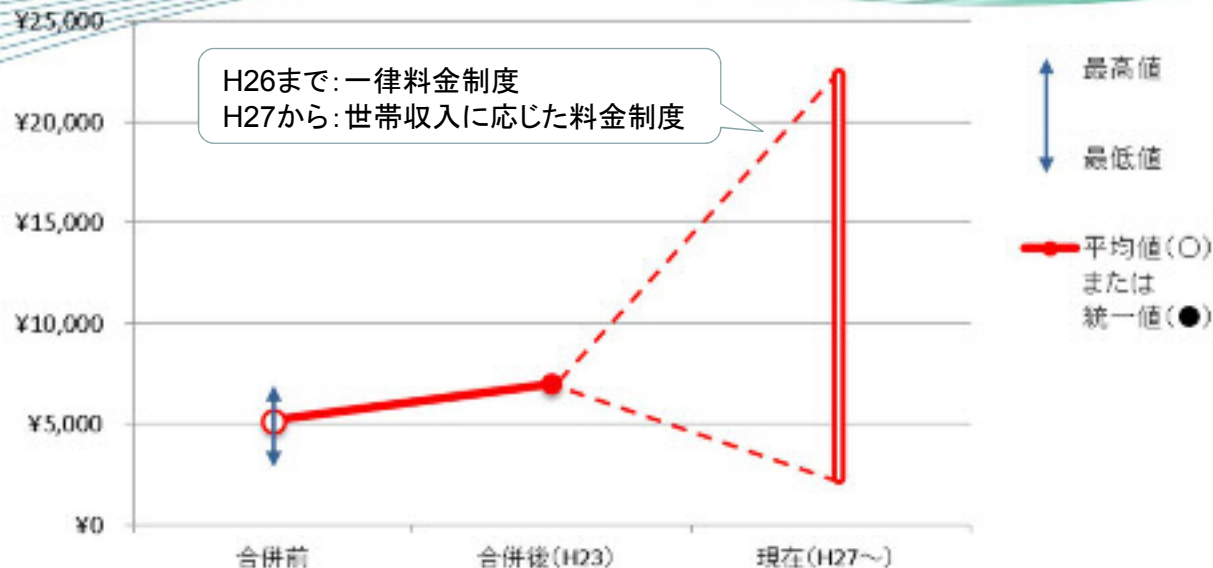
↓

現在(H28)	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		多子世帯軽減	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	第2子料金	第3子料金
	¥73,600	¥3,000	¥35,300	¥1,900	¥30,300	¥1,900	概ね半額減免	全額減免

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

⑤ 幼稚園保育料について(合併時に調整済)

幼稚園保育料の推移



- 合併後、平成21年から平成23年度にかけて段階的に料金統一(一律7,000円に)
- 平成27年度から、子ども子育て支援の新制度移行に伴い、応能負担の料金制度に変更。多子世帯の負担軽減策として、第2子料金を概ね半額減免に、第3子料金を無料に設定

合併前	保育料	入園料
	一律額	一律額
最高値	¥7,000	¥10,000
最低値	¥2,900	¥0
平均値	¥5,191	¥2,000



合併後 (H23~)	一律額	一律額
	¥7,000	¥6,000



現在 (H27~)	最高額	最低額	一律額
	¥23,300	¥1,900	¥6,000

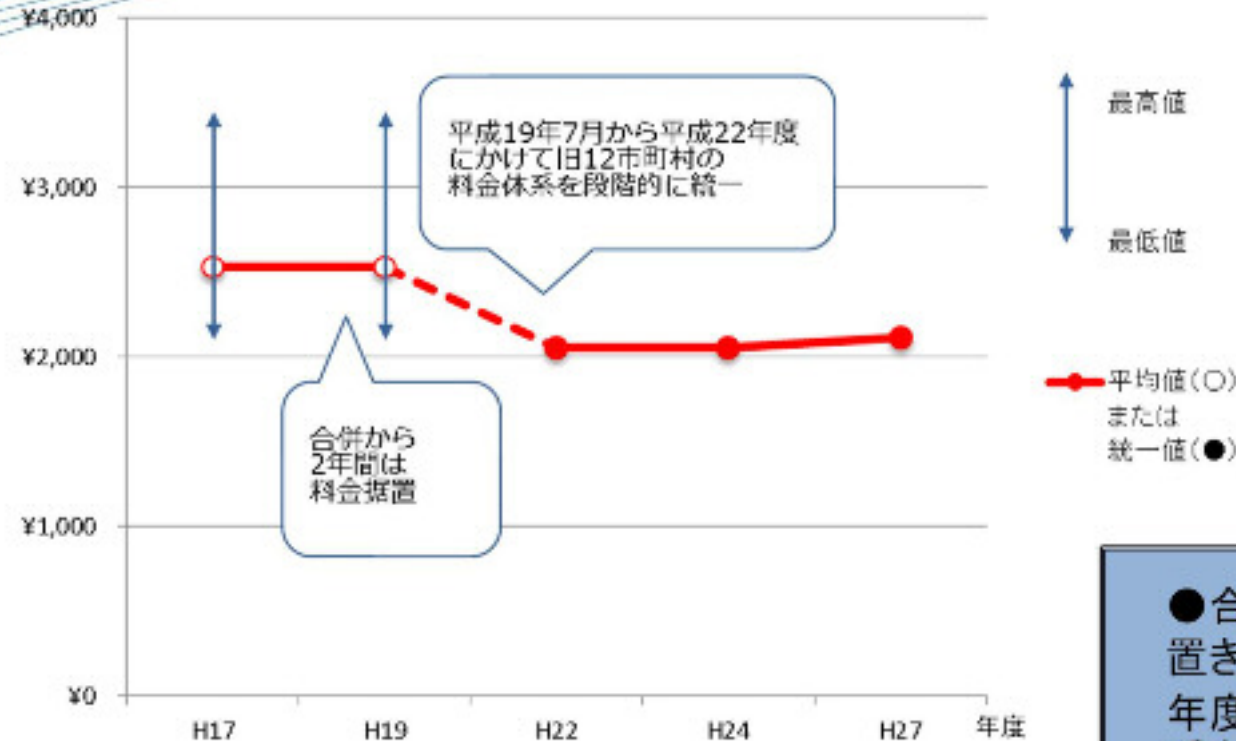
※H21からH23にかけて段階的に保育料を統一
 ※H26までの保育料は一律料金設定

※子ども子育て支援の新制度移行に伴い、世帯収入(市民税の所得割額)に応じた保育料に変更
 ※H26から継続して在園している園児については、経過措置の保育料(上限7,000円)を適用
 ※多子世帯の負担軽減策として、同期間に在園している第2子料金を概ね半額減免に、第3子料金を無料に設定(多子世帯は小学校1~3年の兄弟も含めてカウント:1号認定の場合)

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

⑥ 水道料金について

水道料金(1か月)の推移 1か月に20m³(メーター口径13mm)使用



	H17	H19	H22	H24	H27
最高値	¥3,454	¥3,454	—	—	—
最低値	¥2,100	¥2,100	—	—	—
平均値	¥2,531	¥2,531	—	—	—
統一値	—	—	¥2,058	¥2,058	¥2,116

※龍山村の合併前の料金は異なる村内3地区の平均値

※H19.7からH22にかけて料金体系を統一

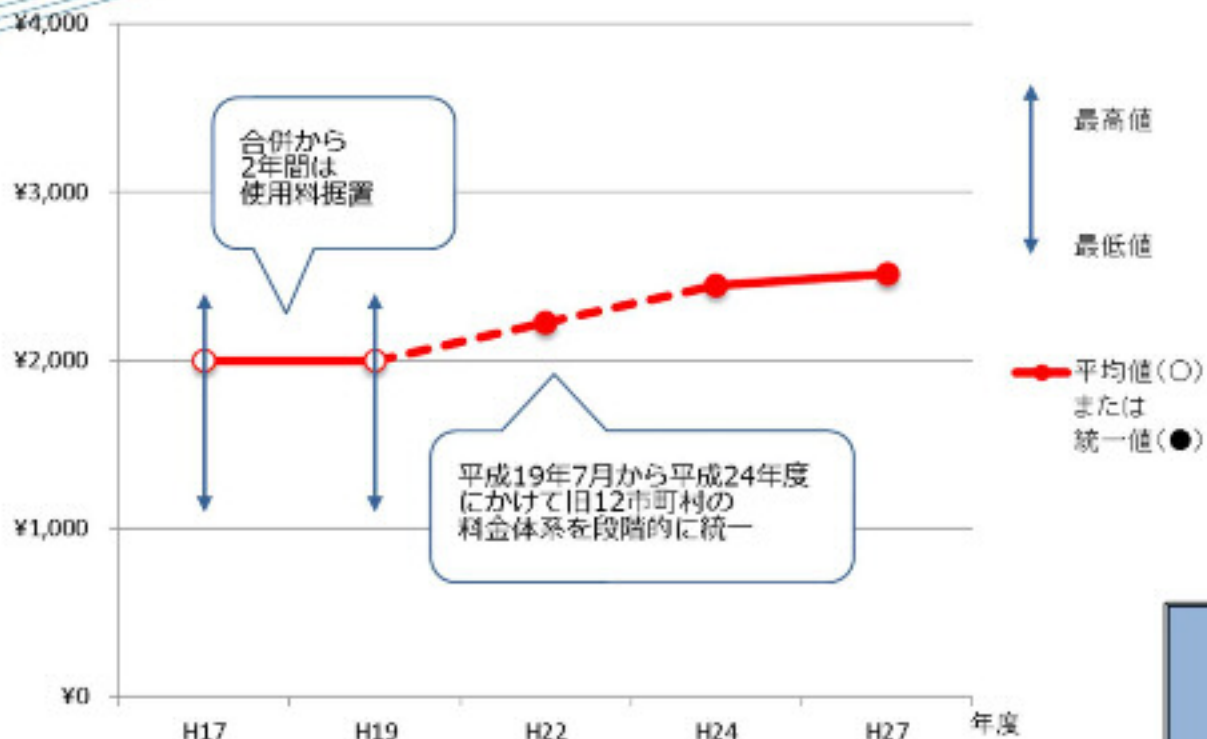
※H22の料金統一までの経過措置として段階的に改定

- 合併から2年間は料金を据え置き、平成19年7月から平成22年度にかけて段階的に料金体系を統一
- 合併後の段階的な料金改定により、約1,300円の格差是正
- 料金統一後の平成22年度の水道料金は、平成19年度より低料金に

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

⑦ 下水道使用料について

下水道使用料(1か月)の推移 1か月に20㎡使用



	H17	H19	H22	H24	H27
最高値	¥2,400	¥2,400	—	—	—
最低値	¥1,102	¥1,102	—	—	—
平均値	¥1,995	¥1,995	—	—	—
統一値	—	—	¥2,226	¥2,446	¥2,516

※H19.7からH24にかけて使用料体系を統一

※H22の使用料統一までの経過措置として段階的に改定(舞阪町のみH24までに統一)

※合併時に下水道条例未制定または非該当の三ヶ日町、水窪町、龍山村は対象外

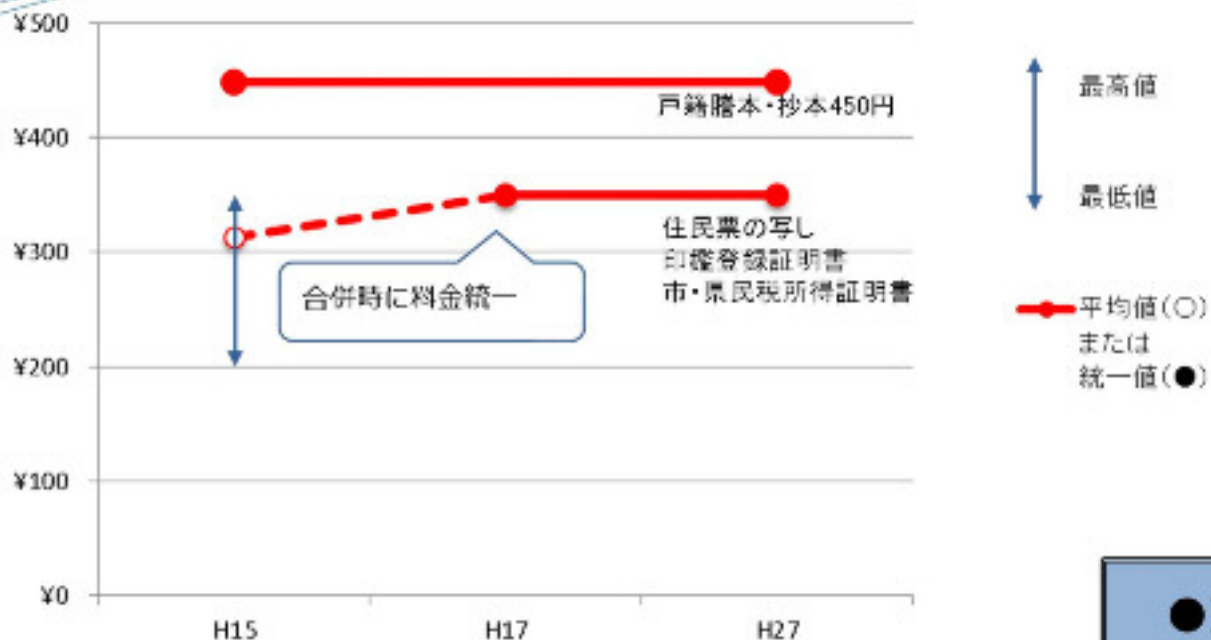
●合併から2年間は使用料据え置き、平成19年7月から平成24年度にかけて段階的に使用料体系を統一

●段階的な使用料改定により、約1,300円の格差是正

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

⑧ 市民窓口センター取扱手数料について

戸籍謄本・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税所得証明書



戸籍謄本・抄本

	H15	H17	H27
統一値	¥450	¥450	¥450

※地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成12年1月21日政令第16号)に定める額

住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税所得証明書

	H15	H17	H27
最高値	¥350	—	—
最低値	¥200	—	—
平均値	¥313	—	—
統一値	—	¥350	¥350

● 戸籍謄本・抄本の取扱手数料は合併前から旧12市町村同額政令に基づく450円

● 住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税所得証明書の取扱手数料は合併時に350円に統一(150円の格差是正)



4 総括

合併・政令市の検証に係る総括

- 12市町村合併、政令指定都市移行から現在に至るまで、リーマンショックや東日本大震災など、社会経済環境の変化や市民ニーズを踏まえ、行政サービスの維持・質の向上のため、地域特性に配慮した組織改正、事務事業の見直しなどを進め、現状に基づく最適化を図ってきた。
- 現在、30年後の理想の姿を描いた総合計画に基づく市政運営を進めている。理想の未来を実現するためには、これまでに経験したことがない人口急減・超高齢化に立ち向かわなければならない。また、低迷する出生率、老朽化が進む膨大なインフラの維持・更新、拡大が続く社会保障費など、課題は山積している。
- 合併から10年以上の時間が流れ、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく特例措置なども終盤を迎えつつあり、合併による組織のスリム化、事業の見直しについて、更に取り組む必要がある。
- 「今後の住民自治、行政サービスのあり方」の検討に際しては、「合併・政令市の検証」を踏まえ、持続可能な都市経営に向け、次の視点に留意し、現在の市民サービス提供体制などをゼロベースで見直していく。

未来へツナグ持続可能な“はままつ”

考慮すべき社会環境など

- ◆ 急速な人口減少、超高齢化
- ◆ 社会保障費の拡大や道路・公共施設などの維持・更新費用
- ◆ 民間活力の導入などによる行政サービス担い手の変化
- ◆ ICTの急速な進展、独り暮らし世帯の増加など社会環境の変化

- ④ 住民自治と市民協働の推進
- ④ 現在のサービス提供体制(業務体制)に捉われない
ゼロベースの見直し
- ④ 持続可能な仕組みづくり - 市民満足と事務効率の均衡 -
- ④ 将来の拠点ネットワーク型都市構造を視野に入れ、
地域特性に配慮
- ④ 社会環境の変化に合わせ、ICTなどを積極的に活用

平成28年6月20日開催
行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料

合併・政令市の検証
～12市町村合併と政令指定都市移行を経た
浜松市の行財政と市民サービスの変化～

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

平成28年6月20日作成